

# 大井町地域防災計画

〈資料・様式編〉

令和5年3月

大井町防災会議



# 目次

## 「第1編 総則」関係

資料 1-1	大井町防災会議条例	3
資料 1-2	大井町防災会議運営要綱	5
資料 1-3	大井町防災会議委員名簿	6
資料 1-4	防災関係機関連絡先一覧	7

## 「第2編 地震災害対策計画」関係

### 第1部 災害予防計画

資料 2-1-1	土砂災害危険箇所等の状況	13
資料 2-1-2	給水施設等の状況	16
資料 2-1-3	協定等一覧	18
資料 2-1-4	災害時における神奈川県内の市町村の相互援助に関する協定	20
資料 2-1-5	災害時における相互援助に関する協定書（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）	22
資料 2-1-6	災害時における相互応援に関する協定書（秦野市、中井町、大井町、松田町）	23
資料 2-1-7	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	25
資料 2-1-8	災害時における相互応援に関する協定書（栃木県茂木町）	27
資料 2-1-9	大規模災害時における相互応援に関する協定書（千葉県東庄町）	29
資料 2-1-10	大規模災害時における相互応援に関する協定書（群馬県榛東村）	31
資料 2-1-11	神奈川県下消防相互応援協定	33
資料 2-1-12	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書	35
資料 2-1-13	秦野市と大井町消防相互応援に関する協定	37
資料 2-1-14	消防相互応援協定書（小田原市と大井町）	39
資料 2-1-15	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領	41
資料 2-1-16	東名高速道路消防相互応援協定書（大井松田～川崎）	44
資料 2-1-17	小田原市と御殿場市・小山町広域行政組合との消防相互応援協定	46
資料 2-1-18	災害時における社会福祉法人大井町社会福祉協議会のボランティア派遣の協力に関する協定書（社会福祉法人大井町社会福祉協議会）	50
資料 2-1-19	災害時における応急対策に関する協定書（松田地区建設業協会）	52
資料 2-1-20	消防団の状況	54
資料 2-1-21	消防水利の状況	55
資料 2-1-22	大井町災害医療対策実施要綱	56
資料 2-1-23	大井町災害医療対策実施要綱に関する取扱要綱	58
資料 2-1-24	救急医療品の備蓄管理に関する協定	61

資料 2-1-25	町内医療機関一覧表	63
資料 2-1-26	災害医療拠点病院	64
資料 2-1-27	血液製剤の供給血液センター	65
資料 2-1-28	避難所・避難場所一覧	66
資料 2-1-29	災害時における応急措置の協力に関する協定書（大井町管工事組合）	68
資料 2-1-30	日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書	70
資料 2-1-31	県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する協定	73
資料 2-1-32	災害時における飲料水の調達に関する協定書（富士ボトリング（株））	74
資料 2-1-33	災害時における協力に関する協定書（大井町飲食店組合）	76
資料 2-1-34	災害時における食糧の供給協力に関する協定書（（株）林養魚場）	78
資料 2-1-35	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（大井町商工振興会）	79
資料 2-1-36	生活必需物資の調達に関する協定書（（株）ヤオマサ）	81
資料 2-1-37	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（（株）カインズ）	83
資料 2-1-38	災害援助物資等の保管協力に関する協定書（（株）新三善）	86
資料 2-1-39	災害時における量の提供に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）	88
資料 2-1-40	緊急通行車両等事前届出書及び届出済証	89
資料 2-1-41	庁用自動車等一覧	90
資料 2-1-42	緊急通行・輸送車両に係る標示等	91
資料 2-1-43	災害時における物資の賃貸借に関する協定書（（株）レンタルのニッケン）	92
資料 2-1-44	災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定書（広域一般廃棄物事業協同組合）	94
資料 2-1-45	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定（神奈川県土地家屋調査士会）	95
資料 2-1-46	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	97
資料 2-1-47	災害時における物資の輸送に関する協定（株式会社 新三善）	99
資料 2-1-48	災害時における物資供給に関する協定書（王子コンテナ株式会社神奈川工場）	101
資料 2-1-49	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社）	103
資料 2-1-50	神奈川県防災行政通信設備設置等に関する基本協定書（神奈川県）	105
資料 2-1-51	災害時における給電車両貸与に関する協定書（神奈川トヨタ自動車株式会社）	106
資料 2-1-52	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン横浜営業所）	108
資料 2-1-53	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社サトー）	110
<b>第2部 応急対策計画</b>		
資料 2-2-1	J-ALERT 防災行政無線一斉放送基準	115
資料 2-2-2	気象庁震度階級関連解説表	117
資料 2-2-3	職員動員報告書	122
資料 2-2-4	大井町災害対策本部条例	123
資料 2-2-5	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	124

資料 2-2-6	災害時における松田郵便局と大井町の協力に関する覚書	125
資料 2-2-7	自衛隊災害派遣要請書	126
資料 2-2-8	自衛隊災害派遣撤収要請書	127
資料 2-2-9	自主防災組織一覧表	128
資料 2-2-10	大井町防災行政無線一覧表	129
資料 2-2-11	被害状況の調査	134
資料 2-2-12	災害対策連絡票	135
資料 2-2-13	人的・建物被害等（災害発生・被害中間）報告	136
資料 2-2-14	公共施設等被害（災害発生・被害中間）報告	137
資料 2-2-15	確定報告	138
資料 2-2-16	被害の分類認定基準	140
資料 2-2-17	広報案文	144
資料 2-2-18	消防信号	147
資料 2-2-19	救助応急計画	148
資料 2-2-20	町防災備蓄一覧表	150
資料 2-2-21	避難場所開設報告書	152
資料 2-2-22	避難所設置及び収容状況	153
資料 2-2-23	避難所収容者名簿報告書	154
資料 2-2-24	避難所収容台帳	155
資料 2-2-25	風水害発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（神奈川県立大井 高等学校）	156
資料 2-2-26	災害時における臨時避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人昭和女子大 学）	158
資料 2-2-27	主要食料等調達台帳	160
資料 2-2-28	主要食料等配布台帳	161
資料 2-2-29	物資調達台帳	163
資料 2-2-30	物資配布台帳	164
資料 2-2-31	災害時における LPG（液化石油ガス）の供給に関する協定（社団法人神奈川県エル ピーガス協会足柄支部）	166
資料 2-2-32	大規模地震における緊急交通路指定想定路線一覧表	168
資料 2-2-33	緊急輸送道路（県指定）	170
資料 2-2-34	輸送記録簿	171
資料 2-2-35	ヘリコプター臨時離着陸場	172
資料 2-2-36	災害救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人救助犬訓練士協会）	173
資料 2-2-37	行方不明捜索届出書	176
資料 2-2-38	遺体処理台帳	177
資料 2-2-39	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	178
資料 2-2-40	埋火葬台帳	180
資料 2-2-41	応急仮設住宅仕様基準	181
資料 2-2-42	災害救助法の適用要請書	183

資料 2-2-43	災害救助法適用基準	184
資料 2-2-44	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	185
資料 2-2-45	罹災証明申請書	189
資料 2-2-46	罹災証明書	190
資料 2-2-47	罹災者台帳	191
資料 2-2-48	罹災世帯の算定基準	192
資料 2-2-49	義援金品受付簿	193
資料 2-2-50	義援金品整理簿	194
資料 2-2-51	義援物資整理簿	195
資料 2-2-52	義援金配分簿	196
資料 2-2-53	義援物資配分簿	197

### 第 3 部 災害復旧・復興計画

資料 2-3-1	大井町災害弔慰金の支給等に関する条例	201
資料 2-3-2	大井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	204
資料 2-3-3	大井町災害見舞金支給条例	207

### 「第 3 編 風水害対策計画」関係

資料 3-1	水門一覧表	211
資料 3-2	水防時における通信連絡基本系統図	212
資料 3-3	過去の台風による被害の状況	213

### 「東海地震に関する事前対策計画」関係

東海地震-資料 1	大井町地震災害警戒本部条例	217
東海地震-資料 2	大井町地震災害警戒本部運営要領	218
東海地震-資料 3	警戒宣言等に伴う広報案文	220
東海地震-資料 4	避難対象地区一覧	222
東海地震-資料 5	東海地震に関する事前対策計画	223

## 「第1編 総則」関係



大井町防災会議条例

〔昭和38年9月26日〕  
〔 条 例 第 11 号 〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大井町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大井町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて大井町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
  - (9) その他町長が必要と認める機関のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、20人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月10日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 大井町防災会議運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は大井町防災会議条例（昭和38年大井町条例第11号）第5条の規定に基づき、大井町防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

### (専決処分)

第4条 第2条の規定にかかわらず、緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨報告するものとする。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、大井町防災安全課が処理する。

### (その他)

第6条 その他必要な事項は、その都度会議にはかって決定する。

## 資料1-3 大井町防災会議委員名簿

## 大井町防災会議委員名簿

会長 大井町長

選任区分	役職名	住 所	電話番号
1号委員	関東農政局神奈川県拠点総括農政業務管理官	横浜市中区北仲通5-57	045-211-0584
2号委員	県西地域県政総合センター所長	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
2号委員	小田原保健福祉事務所足柄上センター所長	開成町吉田島2489-2	0465-83-5111
2号委員	神奈川県県西土木事務所長	開成町吉田島2489-2	0465-83-5111
3号委員	神奈川県松田警察署長	松田町松田庶子477-1	0465-82-0110
4号委員	大井町副町長	大井町金子995	0465-83-1311
5号委員	大井町教育委員会教育長	大井町金子995	0465-83-1311
6号委員	小田原市消防本部消防長	小田原市前川183-18	0465-49-4410
6号委員	大井町消防団長	大井町金子995	0465-83-1311
7号委員	足柄上医師会長	開成町吉田島580	0465-83-1800
7号委員	小田原ガス(株)供給部保安チームリーダー	小田原市扇町1-30-13	0465-34-6101
7号委員	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社長	小田原市本町1-9-25	0465-24-4461
7号委員	富士急行湘南バス(株)代表取締役社長	松田町松田惣領360	0465-82-1361
7号委員	東日本電信電話(株)神奈川西支店長	藤沢市朝日町1-6	0466-22-8961
8号委員	金田地区代表自治会長	大井町金子995	0465-83-1311
8号委員	曾我地区代表自治会長	大井町金子995	0465-83-1311
8号委員	相和地区代表自治会長	大井町金子995	0465-83-1311
8号委員	学識経験者	大井町金子995	0465-83-1311
8号委員	学識経験者	大井町金子995	0465-83-1311
9号委員	陸上自衛隊第1高射特科大隊長	静岡県御殿場市駒門5-1	0550-87-1212

資料1-4 防災関係機関連絡先一覧

防災関係機関連絡先一覧

消 防	住 所	電話番号	県防災行政通信網
小田原市消防本部情報指令課	小田原市前川 183-18	0465(49)4410	
小田原市消防本部足柄消防署松田分署	松田町松田惣領 2073	0465(84)0332	
県及びその出先機関等	住 所	電話番号	県防災行政通信網
くらし安全防災局 危機管理防災課応急対策グループ	横浜市中区日本大通 1	045(210)3456	3427 3581
県西地域県政総合センター総務部 足柄上県民・防災課	開成町吉田島 2489-2	0465(83)5111	3718 3719 3720
県西土木事務所	開成町吉田島 2489-2	0465(83)5111	
小田原保健福祉事務所足柄上センター	開成町吉田島 2489-2	0465(83)5111	
県西教育事務所（足柄上）	開成町吉田島 2489-2	0465(83)5111	
湘南家畜保健衛生所 西部出張所	開成町吉田島 2489-2	0465(83)3003	
酒匂川水系ダム管理事務所システム管理室	山北町神尾田 734	0465(78)3711	
松田警察署	松田町松田庶子 477-1	0465(82)0110	
指定地方行政機関	住 所	電話番号	県防災行政通信網
関東財務局 横浜財務事務所総務課	横浜市中区北仲通 5-57	045(681)0931	
関東農政局 神奈川支局	横浜市中区北仲通 5-57	045(211)1331	
横浜地方气象台	横浜市中区山手町 99	045(621)1999	
関東総合通信局 総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1	03(6238)1620	
神奈川労働局 総務部総務課	横浜市中区北仲通 5-57	045(211)7350	
関東地方整備局 横浜国道事務所防災情報課	横浜市神奈川区三ツ沢西町 13-2	045(316)3543	
指定公共機関	住 所	電話番号	県防災行政通信網
東日本電信電話（株）神奈川事業部 設備部サービス運営部門災害対策室	横浜市中区山下町 198	045(212)8945	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） カスタマーサービス部危機管理室	東京都千代田区内幸町 1-1-6	03(5202)9909	
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店 企画総務部	横浜市西区みなとみらい 4-7-3	045(226)8009	
KDDI（株）南関東総支社管理部	横浜市中区元浜町 3-24	045(211)1671	
日本銀行 横浜支店総務課	横浜市中区日本大通 20-1	045(661)8111	
日本赤十字社 神奈川県支部事業部救護課	横浜市中区山下町 70-7	045(681)2123	
日本放送協会 横浜放送局企画総務部	横浜市中区山下町 281	045(212)2831	
中日本高速道路（株） 東京支社	静岡県御殿場市東田中 1140	0550(82)3100	

御殿場保全・サービスセンター			
東日本旅客鉄道(株) 横浜支社 総務部安全企画室	横浜市西区平沼 1-40-26	045(320)2088	
東海旅客鉄道(株) 静岡支社	静岡県静岡市葵区黒金町 4	054(284)2319	
東海旅客鉄道(株) 静岡支社 (松田駅)	松田町松田惣領 617	0465(83)6691	
日本貨物鉄道(株) 関東支社総務部	東京都品川区東五反田 1-11-15	03(5793)9071	
東京ガス(株) 神奈川西支店	神奈川県藤沢市加瀬 92	0466-28-3751	
日本通運(株) 横浜支店総務課	横浜市中区海岸通 3-9	045(212)7312	9-679-1
東京電力パワーグリッド(株) 小田原支社	小田原市本町 1-9-25	0465(24)4461	
日本郵便(株) (松田郵便局)	松田町松田惣領 1596-1	0465(83)1203	
<b>指定地方公共機関</b>	<b>住 所</b>	<b>電話番号</b>	<b>県防災行政通信網</b>
富士急湘南バス(株)	松田町松田惣領 360	0465(82)1361	
湘南神奈交バス(株)	秦野市曾屋字高砂 620-1	0463(81)1803	
(社) 足柄上医師会	開成町吉田島 580	0465(83)1800	
神奈川県立足柄上病院事務局総務課	松田町松田惣領 866-1	0465(83)0351	
(株) アール・エフ・ラジオ日本 総務部	横浜市中区長者町 5-85	045(231)1531	
(株) テレビ神奈川 報道部	横浜市中区太田町 2-23	045(651)1182	
横浜エフエム放送(株) ニュース室	横浜市西区みなとみらい 2-2-1	045(224)1005	
湘南ケーブルネットワーク(株) 総務局総務部	平塚市宝町 3-1	0463(22)1213	
(株) 神奈川新聞社 経営管理局総務部	横浜市中区太田町 2-23	045(227)0020	
神奈川県住宅供給公社 総務部総務広報課	横浜市中区日本大通 33	045(651)1842	
酒匂川左岸土地改良区	小田原市下大井 75-1	0465(42)3559	
小田原瓦斯(株) 供給部供給管理課	小田原市扇町 1-30-13	0465(34)6105	
(社) 神奈川県トラック協会 事業部	横浜市港北区新横浜 2-11-1	045(471)8882	
<b>公共の団体</b>	<b>住 所</b>	<b>電話番号</b>	<b>県防災行政通信網</b>
かながわ西湘農業協同組合 大井支店	大井町金子 1464	0465(82)0154	
かながわ西湘農業協同組合 相和支店	大井町山田 379-1	0465(82)2286	
大井町商工振興会	松田町松田惣領 2083-2	0465(83)3211	
大井町社会福祉協議会	上大井 68-2	0465(84)3294	
<b>自衛隊</b>	<b>住 所</b>	<b>電話番号</b>	<b>県防災行政通信網</b>
陸上自衛隊 東部方面混成団(武山)	横須賀市御幸浜 1-1	046(856)1291	
陸上自衛隊 第1高射特科大隊(駒門)	静岡県御殿場市駒門 5-1	0550(87)1212	

## 「第2編 地震災害対策計画」関係



## 第 1 部 災害予防計画



## 土砂災害警戒区域等の状況

## ■急傾斜地崩壊危険区域

令和5年3月1日現在

地名	区域名	面積	指定年月日
上大井	上大井	0.60 ha	平成3年3月30日
金子	最明寺下	6.30 ha	平成7年3月31日
篠窪	篠窪	5.70 ha	平成8年3月29日
篠窪	篠窪日陰	0.93 ha	平成14年5月14日
		0.01 ha	平成20年10月28日
金子	金子	0.78 ha	平成23年11月11日
高尾	高尾	0.79 ha	平成30年12月14日
計6区域			

## ■砂防指定地

令和5年3月1日現在

水系名	河川名	溪流名	指定年月日
中村川	中村川	中村川	昭和36年1月27日
中村川	中村川	中村川	平成4年3月12日
中村川水系小計 1溪流 2箇所			
森戸川	森戸川	菊川	昭和37年11月14日
森戸川	森戸川	菊川	昭和45年7月6日
森戸川	森戸川	菊川	平成27年3月9日
森戸川	森戸川	勝利川	昭和45年7月6日
森戸川	森戸川	芭蕉川	昭和47年5月17日
森戸川	森戸川	芭蕉川	平成5年3月2日
森戸川水系小計 3溪流 6箇所			
合計 4溪流 8箇所			

■土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（土石流）

令和5年3月1日現在

区域名	所在地	警戒区域 指定年月日	特別警戒区域 指定年月日
山田沢	大井町山田	平成27年1月9日	平成27年1月9日
下山田沢	大井町山田及び上大井	平成27年1月9日	
上山田沢	大井町山田	平成27年1月9日	
芭蕉川	大井町山田	平成27年1月9日	平成27年1月9日
勝利川	大井町山田	平成27年1月9日	平成27年1月9日
十郎沢	大井町山田	平成27年1月9日	平成27年1月9日
水神沢	大井町赤田	平成27年1月9日	
桃ノ木沢	大井町赤田	平成27年1月9日	
柄沢1	大井町赤田	平成27年1月9日	平成27年1月9日
柄沢2	大井町赤田	平成27年1月9日	平成27年1月9日
柄沢3	大井町赤田	平成27年1月9日	平成27年1月9日
横道沢	大井町高尾	平成27年1月9日	
大棚沢	大井町高尾	平成27年1月9日	平成27年1月9日
大棚沢左支川	大井町高尾	平成27年1月9日	
菊川	大井町山田及び上大井	平成27年2月6日	平成27年2月6日
計 15 区域			

■土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

令和5年3月1日現在

区域の名称		指定地区	警戒区域		特別警戒区域	
			斜面数	指定年月日	斜面数	指定年月日
高尾	1	高尾及び赤田	31	令和3年5月25日	30	令和3年5月25日
篠窪	1	篠窪	7	令和3年5月25日	7	令和3年5月25日
	2	篠窪	16	令和3年5月25日	16	令和3年5月25日
	3	篠窪	9	令和3年5月25日	9	令和3年5月25日
柳	1	柳	3	令和3年5月25日	3	令和3年5月25日
	2	柳及び赤田	16	令和3年5月25日	15	令和3年5月25日
赤田	1	赤田、高尾及び柳	10	令和3年5月25日	10	令和3年5月25日
	2	赤田、高尾及び中井町 鴨沢	2	令和3年5月25日	2	令和3年5月25日
	3	赤田	19	令和3年5月25日	17	令和3年5月25日
	4	赤田	28	令和3年5月25日	23	令和3年5月25日
山田	1	山田及び松田町神山	15	令和3年5月25日	14	令和3年5月25日
	2	山田	6	令和3年5月25日	4	令和3年5月25日
	3	山田	20	令和3年5月25日	18	令和3年5月25日
	4	山田	6	令和3年5月25日	4	令和3年5月25日
	5	山田及び金子	10	令和3年5月25日	8	令和3年5月25日
	6	山田	17	令和3年5月25日	16	令和3年5月25日
	7	山田	11	令和3年5月25日	11	令和3年5月25日
	8	山田、赤田及び柳	11	令和3年5月25日	11	令和3年5月25日
	9	山田、金子、上大井及 び小田原市曾我大沢	17	令和3年5月25日	16	令和3年5月25日
金子	1	金子及び松田町神山	3	令和3年5月25日	3	令和3年5月25日
	2	金子	11	令和3年5月25日	11	令和3年5月25日
	3	金子	10	令和3年5月25日	10	令和3年5月25日
	4	金子、上大井及び山田	10	令和3年5月25日	8	令和3年5月25日
上大井	1	上大井、金子及び山田	6	令和3年5月25日	6	令和3年5月25日
鴨沢	1	高尾及び中井町鴨沢	1	令和2年12月4日		
	2	赤田及び中井町鴨沢	1	令和2年12月4日		
神山	3	金子及び松田町神山	1	令和3年5月25日	1	令和3年5月25日
曾我大沢	1	上大井及び小田原市 曾我大沢、上曾我	1	令和3年3月19日	1	令和3年3月19日
計28区域			298		274	

資料2-1-2 給水施設等の状況

給水施設等の状況

■配水池及び浄水場設置状況

平成30年3月1日現在

施設名	設置場所	設置時期	容 量	備 考
第一浄水場	大井町金子797	昭和42年	100m <sup>3</sup>	
第二浄水場	大井町金手640	昭和56年	490m <sup>3</sup>	
根岸上配水池	大井町金子3477-2	昭和59年	1,000m <sup>3</sup>	緊急遮断弁
馬場配水池	大井町金子3755-2	昭和60年	5,300m <sup>3</sup>	緊急遮断弁
山田配水池	大井町山田1617	平成7年	910m <sup>3</sup>	緊急遮断弁
赤田配水池	小田原市上曾我2184-6	平成8年	450m <sup>3</sup>	緊急遮断弁
柳高尾配水池	大井町柳414-3	平成9年	192m <sup>3</sup>	緊急遮断弁
篠窪配水池	大井町篠窪833-7	平成10年	210m <sup>3</sup>	緊急遮断弁

■飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況

令和4年4月1日現在

施設名	設置場所	設置時期	容 量	備 考
湘光中グラウンド	大井町金子1950	昭和61年	31m <sup>3</sup>	1基
大井小グラウンド	大井町金子1436	昭和63年	31m <sup>3</sup>	1基
上大井小グラウンド	大井町上大井171	平成元年	31m <sup>3</sup>	1基
相和小グラウンド	大井町山田580	平成13年	31m <sup>3</sup>	1基
大井町防災備蓄倉庫	大井町中央284	令和4年	60m <sup>3</sup>	1基

■綱板プール・設置ろ水機

平成30年3月1日現在

施設名	設置場所	設置時期	容量	災害用ろ水機
上大井小学校	大井町上大井171	昭和53年	330m <sup>3</sup>	1台
相和小学校	大井町山田580	昭和48年	360m <sup>3</sup>	1台

■備蓄ろ水機

平成30年3月1日現在

施設名	設置場所	設置時期	設置台数
大井小防災倉庫	大井町金子1436	昭和56年	1台
上大井小防災倉庫	大井町上大井171	昭和57年	1台
相和小防災倉庫	大井町山田580	昭和57年	1台
湘光中防災倉庫	大井町金子1950	昭和59年	1台
旧いこいの村あしがら防災倉庫	大井町柳260	昭和60年	1台

■非常用指定井戸数一覧表

平成30年3月1日現在

地区名	箇所数	地区名	箇所数	地区名	箇所数	地区名	箇所数
吉原	2	馬場	2	篠窪	1		
新宿	2	金手	2	上山田	6		
根岸下	3	上大井	22	中屋敷	2		
坊村	1	西大井	13	下山田	5	計	61箇所

■応急給水用資機材一覧表

平成30年3月1日現在

区分	給水タンク	ポリタンク	ポリ袋	キャンパス水槽
水道事業者分	1.0m <sup>3</sup> (1基) 0.3m <sup>3</sup> (1基)	10ℓ (100個)	6ℓ (4,000枚)	—
町 (防災倉庫備蓄分)	—	20ℓ (60個) 10ℓ (83個)	10ℓ (6,000枚)	2.0m <sup>3</sup> (2基)

資料2-1-3 協定等一覧

協定等一覧

令和4年11月30日現在

No.	資料番号	協定名
1	2-1-4	災害時における神奈川県内の市町村の相互援助に関する協定
2	2-1-5	災害時における相互援助に関する協定書 (小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)
3	2-1-6	災害時における相互応援に関する協定書 (秦野市、中井町、大井町、松田町)
4	2-1-7	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
5	2-1-8	災害時における相互応援に関する協定書 (栃木県茂木町)
6	2-1-9	大規模災害時における相互応援に関する協定書 (千葉県東庄町)
7	2-1-10	大規模災害時における相互応援に関する協定書 (群馬県榛東村)
8	2-1-11	神奈川県下消防相互応援協定
9	2-1-12	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書
10	2-1-13	秦野市と大井町消防相互応援に関する協定
11	2-1-14	消防相互応援協定書 (小田原市と大井町)
12	2-1-16	東名高速道路消防相互応援協定書 (大井松田～川崎)
13	2-1-17	小田原市と御殿場市・小山町広域行政組合との消防相互応援協定
14	2-1-18	災害時における社会福祉法人大井町社会福祉協議会のボランティア派遣の協力に関する協定書 (社会福祉法人大井町社会福祉協議会)
15	2-1-19	災害時における応急対策に関する協定書 (松田地区建設業協会)
16	2-1-24	救急医療品の備蓄管理に関する協定
17	2-1-29	災害時における応急措置の協力に関する協定書 (大井町管工事組合)
18	2-1-30	公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書 (公益社団法人に日本水道協会神奈川県支部)
19	2-1-31	県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する協定
20	2-1-32	災害時における飲料水の調達に関する協定書 (富士ボトリング株式会社)
21	2-1-33	災害時における協力に関する協定書 (大井町飲食店組合)
22	2-1-34	災害時における食糧の供給協力に関する協定書 (株式会社林養魚場)

23	2-1-35	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（大井町商工振興会）
24	2-1-36	生活必需物資の調達に関する協定書（株式会社ヤオマサ大井町店）
25	2-1-37	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社カインズ）
26	2-1-38	災害援助物資等の保管協力に関する協定書（株式会社 新三善）
27	2-1-39	災害時における量の提供に関する協定 （5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）
28	2-1-43	災害時における物資の賃貸借に関する協定書 （株式会社レンタルのニッケン小田原営業所）
29	2-1-44	災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定書（広域一般廃棄物事業協同組合）
30	2-1-45	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定 （神奈川県土地家屋調査士会）
31	2-1-46	災害時に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
32	2-1-47	災害時における物資の輸送等に関する協定（株式会社 新三善）
33	2-1-48	災害時における物資供給に関する協定書（王子コンテナ株式会社神奈川工場）
34	2-1-49	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 （東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社）
35	2-1-50	神奈川県防災行政通信設備設置等に関する基本協定書（神奈川県）
36	2-1-51	災害時における給電車両貸与に関する協定書（神奈川トヨタ自動車株式会社）
37	2-1-52	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン横浜営業所）
38	2-1-53	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社サトー）
39	2-2-5	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）
40	2-2-6	災害時における松田郵便局と大井町の協力に関する覚書
41	2-2-25	風水害発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 （神奈川県立大井高等学校）
42	2-2-26	災害時における臨時避難所としての施設使用に関する協定書（学校法人昭和女子大学）
43	2-2-31	災害時におけるLPG（液化石油ガス）の供給に関する協定 （社団法人神奈川県エルピーガス協会足柄支部）
44	2-2-36	災害救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会）
45	2-2-39	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書 （有限会社 市兵衛葬具店）

## 資料2-1-4 災害時における神奈川県内の市町村の相互援助に関する協定

### 災害時における神奈川県内の市町村の相互援助に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策(以下「応急対策」という。)を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区分に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応援復旧等に必要な職員の派遣

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊(以下「先遣隊」という。)を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急

対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年3月29日

神奈川県知事

神奈川県市長会会長

神奈川県町村会会長

資料2-1-5 災害時における相互援助に関する協定書（小田原市、南足柄市、  
中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）

災害時における相互援助に関する協定書

（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）

（趣旨）

第1条 県西地域広域市町村圏を構成する市町（以下「関係市町」という。）の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助協力に関しては、この協定に定めるところによる。

（連絡担当部課）

第2条 関係市町は、別表のとおり相互援助に関する連絡担当部課を定め、大規模の災害が発生し援助を受けようとするときは、速やかに関係市町に連絡するものとする。

（援助の種類）

第3条 この協定による援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 住民及び観光客等の滞留者を一時収容する施設への受け入れ
- (4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ヘリコプターの臨時離着陸場の相互利用
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災関係市町が特に必要があると認めたもの

（援助要請の手続）

第4条 援助を受けようとする関係市町は、次に掲げる事項をあきらかにして、電話等により要請を行い、後日、援助を行った関係市町に対して、速やかに文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、規格、数量、人員等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の事務職、技術職、技能職の職種別人員
- (4) 援助を受ける場所及びその到達経路
- (5) 援助を受ける期間

(6) 各前号に掲げるもののほか必要な事項

第5条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるところとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、援助を行う関係市町が負担する。
- (2) 援助物資の調達その他援助に要する経費は、援助を受ける関係市町が負担する。

第6条 第3条第4号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が救助、応急復旧等の活動により死亡し、負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償の責めは、派遣した関係市町が負うものとする。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した関係市町への往復途中に生じたものを除き、派遣を受けた関係市町がその賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第7条 関係市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期間）

第9条 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

この協定の成立を証するため、関係市町が署名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成8年2月23日

第2条関係 別表 省略

第4条関係 別記様式 省略

## 資料2-1-6 災害時における相互応援に関する協定書（秦野市、中井町、大井町、松田町）

### 災害時における相互応援に関する協定書（秦野市、中井町、大井町、松田町）

秦野市、中井町、大井町及び松田町（以下「一市三町」という。）は、地震等の災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、一市三町が相互に応援して、地震等の災害が発生した場合における被災者の救護、救援等を実施するとともに、被災地の応急対策及び復旧事業を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

（連絡担当部署の設置及び通信連絡網の整備）

第2条 一市三町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 一市三町は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網の整備にそれぞれ努めるものとする。

（相互応援の内容）

第3条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況に関する情報収集及び提供
- (2) 職員の派遣及びボランティア（保険加入者に限る。）のあっせん
- (3) 次の掲げる物資等の提供及びあっせん
  - ア 食糧、飲料水その他の生活必需品
  - イ 資機材、車両及び物資
- (4) 次に掲げる施設の提供及びあっせん
  - ア 傷病者を受け入れる医療機関
  - イ 被災者、滞留者等を一時保護するための施設

ウ 一市三町の行政境界に隣接する避難所

エ その他応急復旧等に必要となる施設

(5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（相互応援の要請方法）

第4条 相互応援を受けようとする市又は町は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話、電子メール等により相互応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 相互応援の内容
- (5) 相互応援を担当する責任者の職、氏名及び連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（相互応援の受入れ体制）

第5条 一市三町は、災害時における相互応援の要員、物資等を受け入れるための施設及び場所をそれぞれあらかじめ定めておくものとする。

（経費等の負担）

第6条 相互応援に要する経費等の負担は、別に協議して定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 相互応援に要する経費は、相互応援の要請を受けた市又は町が負担する。  
ただし、経費の額が著しく大きい場合においては協議のうえ定めるものとする。
- (2) 相互応援に職員が従事した場合において、その職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、相互応援の要請を受けた市又は町が行うものとする。
- (3) 相互応援に職員が従事した場合において、その職員が職務を遂行するに当たり第三者に損害を与えたときは、相互応援の要請をした市又は町がその賠償の責任を負うものとする。ただし、相互応援の場所への往復経路において生じさせたものは、相互応援の要請を受けた市又は町がその賠償の責任を負うものとする。

（訓練及び啓発事業）

第7条 一市三町は、相互応援を円滑に実施するために必要な訓練を行うとともに、職員及び住民の防災意識を高める講演会の開催等を内容とする啓発事業を適宜実施するものとする。

(連絡会議の設置)

第8条 一市三町は、防災施策に関する情報を定期的に交換し、及びこの協定による迅速かつ効果的な相互応援体制の整備を推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、一市三町がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書4通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月16日

秦野市長

中井町長

大井町長

松田町長

資料2-1-7 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時  
相互応援に関する協定書

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議  
構成市町村災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。  
(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。

3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成18年11月30日

静岡県

沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 下田市 裾野市 伊豆の国市  
河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 芝川町 富士川町

神奈川県

小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町

26 山梨県

富士吉田市 身延町 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町

第3条 実施細目 省略

第4条 実施細目 省略

第9条 実施細目 省略

## 資料2-1-8 災害時における相互応援に関する協定書（栃木県茂木町）

### 災害時における相互応援に関する協定書（栃木県茂木町）

神奈川県大井町と栃木県茂木町は、いずれかの町域に災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災町の要請に応じて、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

#### （応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧等、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救急医薬品、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 消火・救護等応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 災害復興に対する支援
- (6) 前号に定めるもののほか、特に被応援側団体から要請のあった事項

#### （応援の要請手続）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、物資の種類及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職員の職種及び人員
- (4) 活動内容並びに応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

#### （応援活動の実施）

第3条 応援を要請された町は、直ちに必要な対応をするものとする。

#### （連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 大井町防災安全室長
- (2) 茂木町総務課長

#### （経費の負担）

第5条 相互応援に要する経費の負担は、別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 相互応援に伴う職員の経費は、応援の要請を受けた町が負担する。
- (2) 相互応援に要した物資、器材等のうち、経常的経費は、応援の要請を受けた町が負担し、新たに調達した経費は、応援を要請した町が負担する。

#### （災害補償等）

第6条 第1条第3号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が援助、応急復旧等の応援活動又は被災した町への往復途上に死亡、負傷若しくは疾病にかかった場合又はその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償は、派遣した町が補償する。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した町への往復途上を除き応援を受けた町がその賠償をする。

#### （体制の整備）

第7条 この規定に基づき応援が円滑に行われるよう、双方、必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （その他）

第8条 この協定に基づき実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

#### （適用）

第9条 この協定は、平成24年2月28日から適用する。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年2月28日

神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

大井町長

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155番地

茂木町長

## 資料2-1-9 大規模災害時における相互応援に関する協定書（千葉県東庄町）

### 大規模災害時における相互応援に関する協定書（千葉県東庄町）

神奈川県大井町と千葉県東庄町は、いずれかの町域に大規模な災害が発生した場合において、被災町の要請に応じて、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

#### （応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧等、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 児童及び生徒の受け入れ
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 災害復興に対する支援
- (7) 前号に定めるもののほか、特に被災側団体から要請のあった事項

#### （応援の要請手続）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資の種類及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 活動内容並びに応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、受入れを希望する人数及び期間

(7) その他必要な事項

（応援活動の実施）

第3条 応援を要請された町は、直ちに必要な対応をするものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 大井町防災安全室長
- (2) 東庄町総務課長

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した町の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 第1条第3号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が援助、応急復旧等の応援活動又は被災した町への往復途上に死亡、負傷若しくは疾病にかかった場合又はその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償は、派遣した町が補償する。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した町への往復途上を除き応援を受けた町がその賠償をする。

（体制の整備）

第7条 この規定に基づき応援が円滑に行われるよう、双方、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に基づき実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成26年8月4日から適用する。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年8月4日

神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

大井町長

千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131

東庄町長

資料2-1-10 大規模災害時における相互応援に関する協定書（群馬県榛東村）

大規模災害時における相互応援に関する協定書（群馬県榛東村）

神奈川県大井町と群馬県榛東村は、いずれかの自治体に大規模な災害が発生した場合において、被災自治体の要請に応じて、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧等、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 児童及び生徒の受け入れ
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 災害復興に対する支援
- (7) 前号に定めるもののほか、特に被応援側団体から要請のあった事項

（応援の要請手続）

第2条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資の種類及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 活動内容並びに応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入れを希望する人数及び期間

(7) その他必要な事項

（応援活動の実施）

第3条 応援を要請された自治体は、直ちに必要な対応をするものとする。

（連絡責任者）

第4条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 大井町防災安全室長
- (2) 榛東村総務課長

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 第1条第3号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が援助、応急復旧等の応援活動又は被災した自治体への往復途上に死亡、負傷若しくは疾病にかかった場合又はその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償は、派遣した自治体が補償する。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した自治体への往復途上を除き応援を受けた自治体はその賠償をする。

（体制の整備）

第7条 この規定に基づき応援が円滑に行われるよう、双方、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に基づき実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年10月23日から適用する。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年10月23日

神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

大井町長

群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

榛東村長

## 資料2-1-11 神奈川県下消防相互応援協定

### 神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、横浜市・川崎市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・相模原市・三浦市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・綾瀬市・葉山町・寒川町・大磯町・二宮町・箱根町・湯河原町・足柄上消防組合・津久井郡広域行政組合・愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

#### (1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

#### (2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知した時、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行うもの。

#### (3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行うもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項でき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出動を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に

通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は、昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市・川崎市・横須賀市・小田原市・鎌倉市・藤沢市・平塚市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・相模原市・厚木市・大和市・秦野市・伊勢原市・座間市・海老名市・南足柄市・大磯町・湯河原町・葉山町・箱根町・足柄上消防組合・寒川町・二宮町・綾瀬町、及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書28通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

秦野市長 二宮町長

厚木市長 箱根町長

大和市長 湯河原町長

秦野市長 足柄上消防組合長※

伊勢原市長 津久井郡広域行政組合長※

海老名市長 愛川町長

座間市長

※足柄上消防組合は、平成12年4月に南足柄市消防と統合し足柄消防組合へ、足柄消防組合は平成25年3月30日に解散。小田原市へ

※津久井郡広域行政組合は、平成18年廃止となり相模原市へ

昭和50年7月25日

附則 この協定は平成2年7月1日から施行する。

協定者

横浜市長	平塚市長
川崎市長	鎌倉市長
横須賀市長	藤沢市長
小田原市長	南足柄市長
茅ヶ崎市長	葉山町長
逗子市長	寒川町長
相模原市長	綾瀬町長
三浦市長	大磯町長

資料2-1-12 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書

南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町（以下「協定市町」という。）の長（以下「市町長」という。）は、消防団の消防相互応援に関して次のとおり協定する。

第1条 この協定は、火災及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止し、安寧秩序を保持することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、災害が発生した場合に発生地の市町長の要請によって、消防団員その他必要な機器、資材等（以下「消防隊等」という。）を出場させ、若しくは調達して応援活動を行うものとする。

2 前条の規定にかかわらず、災害発生地の境界が確認できない災害にあっては、災害発生地の市町長から要請があったものとみなし、当該災害発生地に隣接する協定市町は、応援活動を行うものとする。

第3条 応援の要請を行う場合には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概要及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他要請に必要な事項

2 前項に規定する応援要請の内容は、消防力や消防事象の実情等に即して応援を要請する市町長が決定するものとする。

第4条 応援要請を受けた市町長は、直ちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、災害又は

止むを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5条 応援出場した消防隊等は、災害地の市町長の指揮により行動するものとする。

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 第2条に規定する応援に要した経費は、応援を要請した協定市町が負担するものとする。ただし、同条第2項に規定する応援活動で軽易な応援にあっては、応援に要した経費はその応援を行った協定市町が負担するものとする。
- (2) 消防団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、災害地において行った応急措置の経費は、応援を要請した協定市町の負担とする。
- (3) 消防団員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を要請した協定市町がその賠償の責めを負う。ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第7条 応援出場した市町長は、速やかに応援消防活動報告書（別記様式）により、応援を要請した市町長に提出するものとする。

第8条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、市町長が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため本書6通を作成し、それぞれ各市町で1通を保有するものとする。

附則

この協定は平成4年11月1日から施行する。

平成4年10月14日

協定者

南足柄市長

中井町長  
 大井町長  
 松田町長  
 山北町長  
 開成町長

別記様式（第7条関係）

（文書番号）  
 年 月 日

（市町長名）様

（市町長名） 印

応援隊消防活動報告書

災害種別			覚知別		
発災日時	年 月 日 時 分 ごろ				
発災場所					
受信時分	時 分		要請者名		
出場消防隊の活動	消防隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰署時分	走行距離
現場指揮者との 連絡					
消防隊の活動状況					

## 資料2-1-13 秦野市と大井町消防相互応援に関する協定

### 秦野市と大井町消防相互応援に関する協定

秦野市と大井町（以下「協定市町」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員その他必要な資機材（以下「消防隊」という。）を相互に出動させ、災害による被害を最少限度に防止することにより地域の公共安全を保持することを目的とする。

#### （応援）

第2条 前条に規定する目的を達成するため、協定市町の長は、相手方の協定市町の区域内において災害が発生した場合で、当該協定市町の長の要請を受けたときは、直ちに消防隊を出動させ応援活動を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害が発生した場所の確認が事前に行うことができない場合で、出動した消防隊が属する協定市町の区域内でないことが事後に判明したときは、災害が発生した場所が属する協定市町の長の要請により出場したものとみなす。

#### （要請）

第3条 協定市町の長は、前条第1項に規定する応援活動の要請をする場合においては、次に掲げる事項を明きらかにしなければならない。

- (1) 災害の概要及び応援活動を要請する理由
- (2) 必要とする消防隊の数
- (3) 応援活動の内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定により応援活動の要請を受けた協定市町の長は、自己の区域内に災害が発生した場合等のやむを得ない理由があるときは、消防隊を出場させないことができる。この場合において、

要請した協定市町の長にその旨を速やかに通知しなければならない。

#### （指揮）

第4条 応援のため出場した消防隊は、災害が発生した協定市町の現場の最高指揮者の指揮により行動しなければならない。

#### （費用負担）

第5条 応援活動に要する経費等の負担は、法令その他に別に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 応援活動のために要した経常的経費は、応援活動を行った協定市町の負担とする。ただし、機器資材等で、要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物又はその実費を応援を受けた協定市町が負担する。
- (2) 消防隊の応援活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補給、給食等を必要とするときは、応援活動を受けた協定市町において現物により、又は実費を負担して行うものとする。
- (3) 消防隊員が応援活動に当たり負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援活動の要請を受けた市町が行うものとする。災害が発生した場所への上場又は帰路において負傷等した場合も、また同様とする。
- (4) 消防隊員が応援活動に当たり他人に損害を与えたときは、応援活動の要請をした協定市町がその損害の責に任ずる。

ただし、災害が発生した場所への上場又は帰路において生じたものは、この限りでない。

#### （報告）

第6条 応援活動のため出場し、その職務を完了したときは、別記様式により消防隊の応援活動の内容を出場を要請した協定市町の長に報告するものとする。

#### （協議）

第7条 この協定に定める事項又は定めのない事項に疑義を生じたときは、双方が信義に基づき誠実に協議することにより決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印して当事者がそれぞれ1通を保有す

る。

別記様式（第6条関係）

文書番号  
年 月 日

平成4年11月1日

様

消防長名又は消防団長名

応援隊消防活動通知書

協定者

秦野市長  
大井町長

災害種別					覚知別
発災日時	年 月 日 時 分 ごろ				
発災場所	市 町 丁目 番地 号				
	方				
受信時間	時 分		要請者名		
出場消防隊の活動	消防隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰署時分	走行距離
現場指揮者との 連絡					
消防隊の活動状況					

## 資料2-1-14 消防相互応援協定書（小田原市と大井町）

### 消防相互応援協定書（小田原市と大井町）

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することをもって目的とする。

（応援）

第2条 協定市町において、大災害が発生し若しくは応援を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって、非常勤消防団員その他必要な機器資材（以下「消防隊」という。）を相互に出場させ、若しくは調達し応援活動を行うものとする。

（要請の方法）

第3条 応援の要請を行う場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊の数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当者
- (5) その他必要な事項

（消防隊の出場）

第4条 応援要請を受けた協定市町は、ただちに消防隊を出場させるものとする。ただし、自市町の災害等止むを得ない事情で消防隊を派遣しがたいときは、その旨を要請市町に通報するものとする。

第5条 応援出場した消防隊は、災害地の消防長及び消防団長の指揮のもとに行動するものとする。

（費用の負担）

第6条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次によるものとする。

- (1) 応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、機器資材

等で要請により調達し、若しくは立替えたものについては、現物により又はその経費を応援を受けた協定市町が負担する。

(2) 応援出場した消防隊の活動が長時間にわたり燃料、資材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援消防隊員が、応援業務により負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、応援を受けた市町は、見舞金又は弔慰金を贈ることができる。

(4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。

（活動報告）

第7条 応援出場したときは、別記様式1により消防隊の活動詳細を応援を要請した協定市町に通報するものとする。

（協議）

第8条 この協定に、記載のない事項、又は疑義を生じた事項については、協議のうえ、決定するものとする。

第9条 この協定は、昭和63年5月1日から効力を発生するものとする。

附 則

- 1 昭和39年10月15日に締結した消防相互応援協定書は廃止する。
- 2 この協定を、証するため本書2通を作成し記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年4月11日

小田原市長

大井町長

文書番号  
年 月 日

殿

市町長名  
(消防長名)

応援隊消防活動報告書

災害種別			覚知別		
発災日時	年 月 日 時 分 ごろ				
発災場所					
受信時分	時 分		要請者名		
出場消防隊の活動	消防隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引上時分	帰署時分	走行距離
現場指揮者との 連絡					
消防隊の活動状況					

消防相互応援協定書（昭和63年締結）の一部を次のように改める。

第6条第1号を次のように改め第2号を削除し第3号を第2号とし第4号を第3号とする。

(1) 第2条の応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。

附 則

この協定は、平成3年8月1日から施行する。

協定者

小田原市長

大 井 町 長

## 資料2-1-15 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

### 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

#### 1 目的

この航空機特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地の市町が他の市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

#### 2 対象とする災害

航空特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

#### 3 航空特別応援の種別

航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場  
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場  
消火活動のための出場
- (3) 救助活動  
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動を含む。）

#### (4) 救急出場

救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

#### (5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

#### 4 航空特別応援の担当区域

応援側市町の航空特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合は、この限りでない。

#### 5 航空特別応援の出場限定条件

航空特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、雲高（地表面から雲までの高さ）300メートル以上、視程3,000メートル以上、風速毎秒15メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

#### 6 航空特別応援の要請手続

(1) 要請側市町の消防長は、航空特別応援を必要と認めた場合は次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。

- ① 必要とする応援の種別及びその具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ その他必要な事項

(2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。

(3) 応援要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するとともに後日、正式文書を送付するものとする。

#### 7 航空特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

#### 8 航空特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空応援を中断することができるものとする。

#### 9 航空特別応援の始期及び終期

(1) 航空特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空特別応援の命を受けてヘリレポートを出発したときから始まり、ヘリレポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリレポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援に出場すべき命令があったときは、そのときから航空特別応援は始まるものとする。

(3) ヘリが、航空特別応援に出動中に前項の規定に基づき、航空特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空特別応援は終了するものとする。

#### 10 航空特別応援のため出場したヘリの指揮等

(1) 航空特別応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

#### 11 航空特別応援に係る要請側市町の事前計画等

(1) 要請側市町は、航空特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）

② 燃料の補給体制

③ 応援出場ヘリと要請側消防本部等の通信連絡方法

④ 離発着場への職員の派遣

⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置

⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制

⑦ その他必要と認める事項

(3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場の位置図等（様式2）を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。

#### 12 応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

#### 13 航空特別応援に要する経費の負担区分

航空特別応援に要する経費区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当、旅費、日当等経常経費については要請側市町が負担するものとする。

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。

(3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

#### 14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場へりに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速かに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

15 附則

- (1) この要領は、昭和57年5月12日から実施する。
- (2) この要領は、昭和61年11月25日から実施する。
- (3) この要領は、平成2年11月5日から実施する。

別表 1

航空特別応援担当区域

応援側市町	担当区域（市町）
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、足柄上消防組合
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、津久井郡広域行政組合、愛川町

別表 2

応援側市町の消防本部連絡先

消防本部名	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市消防局	指令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市消防局	指令課	044-223-1199	044-223-2654

※足柄上消防組合は、平成12年4月に南足柄市消防と統合し足柄消防組合へ、足柄消防組合は平成25年3月30日に解散。小田原市へ

※津久井郡広域行政組合は、平成18年廃止となり相模原市へ

11 航空特別応援に係る要請側市町の事前計画等 様式2 省略

12 応援側市町の情報提供 様式3 省略

## 資料2-1-16 東名高速道路消防相互応援協定書（大井松田～川崎）

### 東名高速道路消防相互応援協定書（大井松田～川崎）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、川崎市、横浜市、大和市、綾瀬市、海老名市、厚木市、伊勢原市、秦野市及び足柄上消防組合（以下「協定市等」という。）の長は、東名高速道路及びその付属施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定区域において、火災、救急事故その他の災害が発生した場合に、協定市等の消防力を相互に活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出場区分）

第2条 協定区域において災害が発生した場合においては、協定市等のうち別表の左欄に掲げる出場市等は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、応援のため消防隊、救急隊その他の人員・機器資材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

（特別応援）

第3条 協定区域において災害が発生した場合で、前条に規定する出場市等以外の協定市等の応援を必要とするときは、当該災害の発生した協定市等は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして、特別応援の要請をすることができる。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概況
- (2) 応援を必要とする消防隊等の種類及び数量
- (3) その他活動内容に関する事項

第4条 特別応援の要請を受けた協定市等は、その要請に係る消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市等に災害が発生しているため出場できない場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 特別応援の要請を受けた協定市等が消防隊等を出場させることができない場合は、当該要請をした市等にその旨を通報しなければならない。

（費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した通常の費用は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、要請により特に調達した人員・機器資材は、現物またはその費用を応援を受けた協定市等が負担する。
- (2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料その他の人員・機器資材の補給または人員への給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市等が現物またはその費用を負担する。
- (3) 応援のため出場した消防隊員等が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、応援を行った協定市等がその災害補償をする。ただし、災害地において行った救急治療の費用は、応援を受けた協定市等の負担とする。
- (4) 応援のため出場した消防隊員等が第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた協定市等がその損害を賠償する。ただし、災害現場への上場途中または災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援を行った協定市等がその損害を賠償する。

（情報の交換）

第6条 協定市等は、この協定の適正な運用を期するため、消防に関する情報その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（消防長への委任）

第7条 この協定の実施のため必要な事項は、協定市等の消防長が決定する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市等が協議のうえ、決定するものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、昭和56年4月25日から効力を発生するものとする。

別表（第2条）

出場区分表

出場市等	出場区域
川崎市	協定区域のうち、AからBまでの区間の下り車線の区域
横浜市	協定区域のうち、AからBまでの区間の上り車線の区域及びBからCまでの区間の下り車線の区域
厚木市	協定区域のうち、BからCまでの区間の上り車線の区域及びCからDまでの区間の下り車線の区域
秦野市	協定区域のうち、CからDまでの区間の上り車線の区域及びDからEまでの区間の下り車線の区域
足柄上消防組合	協定区域のうち、DからEまでの区間の上り車線の区域及びEからFまでの区間の下り車線の区域

- A 川崎市に存するインターチェンジ
- B 横浜市に存するインターチェンジ
- C 厚木市に存するインターチェンジ
- D 秦野市に存するインターチェンジ
- E 大井町・松田町に存するインターチェンジ
- F 神奈川県・静岡県の県境

※足柄上消防組合は、平成12年4月に南足柄市消防と統合し足柄消防組合へ、足柄消防組合は平成25年3月30日に解散。小田原市へ

## 資料2-1-17 小田原市と御殿場市・小山町広域行政組合との消防相互応援協 定

### 小田原市と御殿場市・小山町広域行政組合との消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく小田原市（以下「甲」という。）と御殿場市・小山町広域行政組合（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定に定めるところによる。

第2条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 消防相互応援の方法は、次のとおりとする。

#### (1) 通常応援

ア 別表第1に定める応援区域内に発生した災害を受報し、又は覚知した場合は、それぞれの出動計画に基づき消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

イ 別表第2に定める応援区域内に発生した災害を受報し、又は覚知した場合は、それぞれの出動計画に基づき消防隊等を出動させるものとする。

#### (2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、その都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援する消防隊等は、すべて被応援側の現場最高指揮者の指示に従うものとする。

第5条 応援する消防隊等の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のため出動した消防隊等に要した費用の負担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援にあたって要した経常的経費は、応援側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、被応援側が現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(2) 機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたものについては、被応援側が現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援側の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、被応援側の負担とする。

(4) 消防機械器具等、建物、施設、一般人等に対する賠償費その他の経費負担は、その都度甲乙協議して決定するものとする。ただし、災害地への出場若しくは帰路上において発生したものについてはこの限りでない。

(5) 前各号に定めるもののほか、応援に要した費用の負担は、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第7条 この協定に定めるもののほか、消防相互応援の実施について必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して定める。

第8条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第9条 この協定は、平成25年3月31日から効力を生ずる。

2 御殿場市・小山広域行政組合と足柄消防組合との消防相互応援協定（平成12年10月4日締結）は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

平成25年3月31日

甲 小田原市長

乙 御殿場市・小山広域行政組合  
管理者 御殿場市長

別表第1（第3条関係）

小田原市側の応援区域	御殿場市・小山広域行政組合側の応援区域
小山町のうち、神奈川県と静岡県の境界からおおむね0.5キロメートルの区域	1 南足柄市及び山北町のうち、静岡県と神奈川県の境界から、おおむね0.5キロメートルの区域 2 神奈川県道730号線（山北町の部分）

別表第2（第3条関係）

小田原市側の応援区域	御殿場市・小山広域行政組合側の応援区域
東名高速道路のうち、神奈川県と静岡県の境界から御殿場インターチェンジまでの区間の下り線（右、左ルート含む）	東名高速道路のうち、静岡県と神奈川県の境界から大井松田インターチェンジまでの区間の上り線

小田原市と御殿場市・小山町広域行政組合との消防相互応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、小田原市（以下「甲」という。）と御殿場市・小山町広域行政組合（以下「乙」という。）との消防相互応援協定（平成25年3月31日締結）第7条に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第3条第2号の特別応援の要請は、別表に掲げる通報指定場所に電話等で行うものとする。

2 災害を受報し、又は覚知し応援出動した場合は、直ちにその状況を別表に掲げる通報指定場所に相互に通報連絡するものとする。

第3条 甲及び乙の消防行政管轄区の境界地域で災害が発生した場合は、応援の要否にかかわらず相互に情報の交換を図るものとする。

第4条 協定第3条第1号イの規定にかかわらず、同号イの規定による東名高速道路における消防相互応援について、甲が応援する区域（協会から御殿場インターチェンジの間の下り線）のうち、下り線足柄サービスエリア内の災害については、同サービスエリアへの消防隊等の出入口として非常開口部が適切かつ迅速に活用できることから、乙が消防及び救急業務を実施するものとする。ただし、災害発生場所及び内容が不明確な場合は、相互に情報交換を図り適切に対応するものとする。

2 前項の規定により、同サービスエリア内での消防及び救急業務を実施するにあたり、相互に情報を通報連絡し業務の円滑化を図るものとする。

第5条 協定第3条第2号の規定により、特別応援の要請を行う場合は、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概要及び応援を要請する事由
- (2) 災害発生場所
- (3) 活動内容及び応援隊集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他必要事項

2 特別応援のため応援出動した場合は、被応援側消防機関に次の事項を通報するものとする。

- (1) 応援出動隊指揮者の職、氏名
- (2) 応援部隊の人員、車両、資機材
- (3) 到着予定時間
- (4) 派遣経路
- (5) その他必要事項

第6条 協定第3条の規定により、応援する消防隊等の無線局は、応援消防隊等が通常使用している無線波を使用するものとする。

ただし、協定第3条第1号及び第2号の規定による通常応援及び特別応援で、甲乙連携し活動する場合は、共通波を使用し、通信連絡体制を確立するものとする。

第7条 火災の原因及び損害の調査事務等は、火災が発生した消防行政管轄区の消防機関が実施するものとする。

2 前項の調査事務等を円滑に実施するため、相互に火災状況等について資料等の提出を求められることができる。

第8条 協定第6条に規定する協議して定める経費は、次のとおりとする。

- (1) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、被応援側がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについてはこの限りではない。

第9条 この覚書を改定する場合は、当該理由が発生した甲又は乙が改定事務を担当し協議のうえ定めるものとする。ただし、第2条に規定する別表の内容を変更したときは、その都度相互に通知するものとする。

第10条 この覚書の適正な運用を期するために必要な消防情報を、甲乙相互に交換するものとする。

第11条 この覚書に記載されていない事項又は運用にあたり疑義が生じたときは、甲乙協議し、決定するものとする。

第12条 この覚書は、平成25年3月31日から効力を生ずる。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

平成25年3月31日

甲 小田原市消防長

乙 御殿場市・小山広域行政組合  
消防長

別表（第2条関係）

通報指定場所一覧表

指定機関名	所在地	電話番号等	通報先
小田原市消防本部	小田原市前川 183-18	電話 0465-49-4410 F A X 0465-49-2591	消防本部 情報司令課
御殿場市・小山町 広域行政組合消防本部	御殿場市東田中一丁 目19番1号	電話 0550-83-8152 F A X 0550-83-8153	消防本部 通信指令課

資料2-1-18 災害時における社会福祉法人大井町社会福祉協議会のボランティア派遣の協力に関する協定書（社会福祉法人大井町社会福祉協議会）

災害時における社会福祉法人大井町社会福祉協議会の  
ボランティア派遣の協力に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震その他の大規模災害により大井町内に被害が発生した場合において、大井町（以下「甲」という。）が社会福祉法人大井町社会福祉協議会（以下「乙」という。）に対してボランティア派遣の協力を要請し、応急対策を円滑に遂行することを目的に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大井町災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、乙に対しその旨を連絡するものとする。

2 甲は、災対本部が設置された場合において、応急対策実施のためのボランティアの受け入れ及び活動支援が必要と判断したときは、乙に対し、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を要請するものとする。

3 乙は、甲の要請を受けて設置するセンターにおいてボランティアを募集し、受け入れたボランティアを生活支援ボランティアとして組織するものとし、組織された生活支援ボランティアは、センターの指示に従い支援活動を行なうものとする。

4 甲は、前項の規定による支援活動のほかに、地域防災計画に基づく災害応急対策において生活支援ボランティアの協力を必要とするときは、乙に対し、その都度、生活支援ボランティアの派遣を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第2項又は第4項に規定する要請を受けたときは、業務上の支障又は止む得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告等）

第4条 乙は、第2条第2項の規定により要請を受け、大井町保健福祉センター前及び建物内にセンターを設置した場合は、その後のボランティアの受け入れ状況、センターの活動状況等を随時電話等により甲に報告するものとする。

2 センターの活動の終了は、復興状況等を考慮し甲乙協議の上で決定するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては大井町総務安全課防災安全室長を、乙においては社会福祉法人大井町社会福祉協議会事務局長を充てるものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請に基づき協力した場合において、そのために乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上負担すべき額を決定するものとする。

（補 償）

第7条 甲は、第3条に基づき業務に従事した者及び生活支援ボランティアが、そのために死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり若しくは廃疾となったときで、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び別に加入するボランティア保険の適用がない場合は、大井町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第17号）により、その損害を補償するものとする。

（協 議）

第8条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月29日

甲 大井町金子1995番地

大井町長

乙 大井町上大井68番地2

社会福祉法人大井町社会福祉協議会

会長

資料2-1-19 災害時における応急対策に関する協定書（松田地区建設業協会）

災害時における応急対策に関する協定書（松田地区建設業協会）

大井町（以下「甲」という。）と松田地区建設業協会（以下「乙」という。）は、大井町内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、甲が行う応急対策業務について、乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定める。

（目的）

第1条 この協定は、大井町内災害が発生した場合、乙の協力を得て応急対策を円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が、応急対策を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に協力を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等の手段により要請し、事後文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対策に必要とする人員、資機材等
- (3) 応急対策を必要とする場所、期間

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行う。

（業務報告）

第4条 乙は、前条の規定を受け、甲の要請事項を実施する場合は、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、すみやかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に報告するものとする。

- (1) 活動の内容

- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故があった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第5条 応急対策の実施に関する事項の伝達ならびにこれに関する連絡の円滑を図るため、甲、乙共に事前に連絡責任者を定めるものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において、そのために乙が要した経費については、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は災害直前の適正な価格とする。

（経費の請求）

第7条 前条の既定により経費が確定した場合は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃失になった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合、大井町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大井町条例第17号）の規定によりその損害を補償する。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成20年12月1日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

大井町長

乙 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領319番地2

一般社団法人 松田地区建設業協会

代表理事

## 消防団の状況

令和4年3月1日現在

区 分	管轄区域	分団員定数（人）	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ
本 団	全 域	18	—	—
第1分団	根岸上・根岸下 市 場・坊 村 馬 場・宮 地	20	1 (CD1型)	—
第2分団	吉 原・新 宿 河 原・金 手	20	—	1 (B3級)
第3分団	上大井	20	1 (CD1型)	—
第4分団	西大井	15	—	1 (B3級)
第5分団	上山田・中屋敷 下山田・篠 窪	20	1 (CD1型)	—
第7分団	柳 高 尾	15	—	1 (B3級)
第8分団	赤 田	15	—	1 (B3級)
計	町内全域	143	3	4

## 消防水利の状況

令和4年3月1日現在

区 分	消火栓		格納箱	防火水槽		
	公設	私設		40t以上	20～40 t	20 t 未満
第1分団	78	2	75	11	0	1
第2分団	86	12	76	15	2	0
第3分団	36	1	34	7	3	1
第4分団	25	0	19	4	0	0
第5分団	23	22	23	19	2	8
第7分団	7	0	7	9	0	3
第8分団	9	0	9	9	1	2
計	264	37	243	74	8	15

**資料2-1-22 大井町災害医療対策実施要綱**

**大井町災害医療対策実施要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、大井町の区域内において、災害等により多数の傷病者が発生した場合、この傷病者に対して迅速かつ適切な災害医療対策を実施するために必要な事項について定める。

(災害の範囲)

第2条 この要綱における災害とは、災害対策基本法に定める災害のほか、これに準ずる災害及び事故であって、多数の傷病者を生じたため、知事又は町長が緊急措置を実施する必要があると認められた事態をいう。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、及びその他の事象に係る対応にあつては別に示す。

(災害医療の範囲)

第3条 この要綱において救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急措置とし、その内容は、おおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 診療（薬剤又は治療材料の投与等を含む。）
- (2) 緊急を要する手術、その他応急の治療及び手術等の措置
- (3) 病院又は診療所への収容
- (4) 死体の検案及び洗浄、縫合等の措置
- (5) その他必要な応急医療措置

(町長の措置)

第4条 町長は、災害の発生を知ったときは、ただちに救急医療対策に必要な措置を講ずるとともに、県及び日本赤十字社神奈川県支部並びに医師会、消防団及び小田原市消防本部（以下「消防」という。）及び警察その他関係機関に通報するほか必要に応じ地区医師会に対し、医師及び看護師その他の医療関係者（以下「医師等」という。）並びに消防及び警察の出動を要請するものとする。

第5条 災害が発生した場合、消防及び警察機関の長はただちにその事態に応じ、救出、救護に必

要な部隊を出動させるとともに、その他救護活動について適切な措置を講ずるものとする。

(要請の方法)

第6条 災害の発生により、町長が医師会に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合においては電話等により要請し、すみやかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出動を要する人員（班）及び機材
- (4) 出動の期間
- (5) その他必要な事項

(連絡責任者)

第7条 救急医療活動の実施に際し、町、県及び医師会との緊密な連絡を維持するため、連絡責任者を次のとおり定める。

責任区分 所属	正	副
町	子育て健康課長	防災安全課長
県	健康医療局医療危機対策本部室長	危機管理防災課長
医師会	足柄上支部長	

(実費弁償等の負担区分)

第8条 町長が対策を実施する責務を有する災害において、出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は町が負担する。

2 災害救助法が適用された災害において、出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償はその適用の範囲において県が支弁するものとする。

3 企業体等の施設内に発生した災害において、医師等に対する実費弁償及び損害補償は、当該施

設の事業主又は管理者あるいは災害発生の第1原因者が負担するものとする。

(実費弁償)

第9条 第4条の規定に基づき出動した医師等に対する手当では、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額若しくは災害対策基本法の規定に準じた額に従って、前条に定めるところにより町又は県若しくは企業体等がその実費を時価で弁償するものとする。

2 災害医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損については前条に定めるところにより、町又は県若しくは企業体等がその実費を時価で弁償するものとする。

(損害補償)

第10条 災害医療活動のために出動した医師等がそのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、災害救助法若しくは非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める精励規定に従って、第9条に定めるところにより町又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者が、これによって受ける損害を補償するものとする。

2 災害医療活動のために出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、第8条に

57

定めるところにより、その損害の程度に応じてこれを補償するものとする。

(救急医療活動報告書の提出)

第11条 医師会長は、知事又は町長の要請により救急班を出動させ、救急活動を実施したときは、事後速やかに報告書を提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(大井町救急医療対策実施要綱の廃止)

2 大井町救急医療対策実施要綱は廃止する。

## 資料2-1-23 大井町災害医療対策実施要綱に関する取扱要綱

### 大井町災害医療対策実施要綱に関する取扱要綱

#### 1 目的

この要領は、大井町災害医療対策実施要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行う災害医療活動に必要な事項を定める。

#### 2 災害の具体的範囲

要綱第2条に定める災害の具体的範囲は、次に掲げる同一の災害又は事故により傷病者がおおむね50人以上に及ぶもの、あるいはそのおそれのあるものとする。

ただし、傷病者の発生最小人員数については町の消防力、地域性等の実状により、町長の判断で引き下げ、若しくは引き上げることができる。

- (1) 火災、水害、風災、地震
- (2) 地盤の崩壊又は脱落陥落、崖崩れ
- (3) 爆発及び放射性物質の大量放出、建造物の倒壊
- (4) その他これらに類するもの

#### 3 事前措置

町は、適切な災害医療活動を実施できるよう、県と協力の上、平素から消防、警察、医師会、日本赤十字社神奈川県支部、自衛隊、その他機関との緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともに、あらかじめ必要な事項について整備しておくものとする。

#### 4 現地合同調整所

必要に応じ、災害現場に現地合同調整所を開設した場合、各関係機関は全てこれに参加し、それぞれの長及びこれを補佐する者は、災害医療活動を迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密に連携を保ち、おおむね次の業務を行うものとする。現地合同調整所を開設しない場合においても、2以上の関係機関が活動するときは、現地合同調整所を開設した場合に準じて活動するものとする。また、県若しくはその他の機関が現地対策本部や連絡調整所等を設置した場合は、速やかに連絡調整要員を派遣して、情報の収集、業務の調整等を実施する。

#### (1) 総括

現場活動に全般的指揮及び計画並びに各業務の調整

#### (2) 情報連絡

各機関に対する通報、指示及び要請等の連絡並びに情報の収集伝達

#### (3) 庶務

現場活動に要する人員の把握、現地統合連絡所の設営報道その他の庶務

#### 5 現場応急業務

災害現場における傷病者の救出、救護等の応急業務はおおむね次により行い、関係機関の職員が所掌業務に従ってそれぞれ分担する。

#### (1) 救出

- ア 傷病者の救出
- イ 現地救護所又は傷病者搬送車両までの傷病者搬出

#### (2) 現地救護所設定

災害の態様により、必要に応じて次に掲げるところに従って現地救護所を開設する。

- ア 災害現場直近で道路に恵まれていること。
- イ 現地救護所としての適当な広さがあり、できれば上水道電源が得られる場所
- ウ 天幕、折りたたみ寝台、担架、毛布、机、椅子、照明器具等を設置又は配備すること。
- エ すべての人に簡単に判別できる標識を立てること。
- オ 災害現場直近に現地救護所とする適切な病院、学校、公民館等の施設がある場合は、これを利用すること。

#### (3) 応急救護又は医療

- ア 救出中の傷病者に対する応急手当
- イ 傷病者の区分  
救出されて現地救護所等に搬送された傷病者に対しては、まず医師会又は救急隊員が次によりその傷病の程度を区分し、それぞれに応じた処置が迅速に行われるようにする。

(7) 重症…直ちに生命に係る傷病

- (イ) 中等症…処置に比較的余裕のある傷病
- (ウ) 軽 症…入院加療を必要としない程度の傷病

ウ 救命処置及び応急処置

現地救護所等において、重症者には救急処置を、中等者及び軽症者には応急処置を行う。

(4) 搬送内容

- ア 傷病者の収容医療機関の選定
- イ 傷病者搬送車両の調整
- ウ 傷病者の医療機関への搬送、収容
- エ 搬送中の傷病者の管理

(5) 危険排除及び交通規則

- ア 災害の鎮圧又は現場の危険排除
- イ 治安秩序の維持
- ウ 現場周辺の交通規制、傷病者搬送の円滑化

(6) 救出、救護用物資等の調達確保

- ア 医療品、医療器具の調達及び輸送
- イ 車両、救出救護用工作資材の調達及び輸送
- ウ 上水、照明用電源の確保

(7) 傷病者及び災害等の状況調整

- ア 傷病者の身元等調査
  - (ア) 傷病者を搬送する救急隊等の責任者は、搬送上においてできる限り傷病者の氏名等を聴取又は確認し、速報用紙に記入の上、確認する。これを現地総連絡所等にすみやかに到着するようにできる限りの手段を講ずるものとする。
  - (イ) すべての収容医療機関については、傷病者の身元等の調査収集を図る。
  - (ウ) 現地救護所の収容者一覧を掲示する。また応急手当て、病院へ収容した場合は、収容病院名も記入する。

番号	搬送隊名	収容場所	氏名	程度	住所	収容病院名

- イ 災害若しくは事故の被害等の状況調査

(8) 死体の収容

- ア 仮設置場所の設定
- イ 死体の検案及び洗浄、縫合等の措置
- ウ 身元の確認

6 医師等に対する実費弁償等の負担区分の原則及びその支出手続

(1) 負担区分

医師等に対する実費弁償等の負担区分は次に掲げる場合の負担区分を除いて、要綱第9条に定めるところによることを原則とする。

- ア 知事が災害救助法を適用し、かつ日本赤十字社神奈川県支部に救助又はその応援を要請した場合において、日本赤十字社神奈川県支部の連絡調整により出動した医師に対する実費弁償等については、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項と日本赤十字社神奈川県支部に委託する契約書」に基づいて、その適用の範囲内で日本赤十字社神奈川県支部が支弁するものとしこの支弁された実費弁償のうち、これに充当すべき寄付金その他の収入を控除した額について、知事は日本赤十字社神奈川県支部の補償請求に基づきこれを負担する。

- イ 負担区分が2以上の機関にわたり、企業体等の負担能力に限度がある場合等、特別の事情があるときは、町、県、日本赤十字社神奈川県支部、企業体等が相互に協議の上、負担区分を定めることができる。

(2) 支出手続

医師会長は、実費弁償について次に掲げる内容を示した明細書及び参考資料を付して、負担区分に従って町長又は知事あるいは日本赤十字社神奈川県支部長若しくは企業体の責任者

に請求するものとし、これに基づいて、町長又は知事あるいは日本赤十字社神奈川県支部長若しくは関係企業体等の責任者は、その内容を審査の上、法令等の基準に従って支出額を算定し、これを医師会に支払うものとする。

損害補償については、大井町消防団員等公務災害補償条例施行規則の定める手続による。

ア 医師等に対する出動手当

- (ア) 所属、職、氏名、年齢
- (イ) 出勤場所、出勤した月日及び時間（個人別）
- (ウ) その他必要事項

イ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の実費弁償

- (ア) 品名、数量、消耗破損の内容、単価、金額
- (イ) 提供した医療機関の名称（品名別）
- (ウ) その他必要事項

ウ 損害補償

- (ア) 死亡し負傷し若しくは疾病にかかり又は廃疾となった医師等に対する補償
  - a 損害を受けた医師等の所属、職、氏名、年齢
  - b 損害を受けた日時、場所、原因
  - c 負傷等の程度（診断書を添付）
  - d その他必要事項

(イ) 物件に係る補償

- a 損害を受けた物件の所有者の所属、職、氏名
- b 損害を受けた物件の名称
- c 損害を受けた日時、場所、原因
- d 損壊の程度及び見積額
- e その他必要事項

附 則

（施行期日）

- 1 この取扱要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
（大井町救急医療対策実施要綱に関する取扱要綱の廃止）
- 2 大井町救急医療対策実施要綱に関する取扱要綱は廃止する。

## 資料2-1-24 救急医療品の備蓄管理に関する協定

### 救急医療品の備蓄管理に関する協定

南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町（以下「甲」という。）の区域内において、災害等により集団的に多数発生した傷病者の救護のために使用する目的をもって甲が購入した救急医療品等の備蓄及び管理委託について、甲と社団法人足柄上医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（備蓄及び管理の委託）

第1条 甲は、別表1に掲げる救急医療品セット（以下「救急医療品等」という。）の備蓄及び管理を乙に委託し、乙は、これを受諾するものとする。

（備蓄及び管理委託期間）

第2条 救急医療品等の備蓄及び管理委託期間は、昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までとする。ただし、期限3ヶ月前までに甲、乙いずれからも別段の意思表示がない限り、さらに1年間継続するものとし、以降同様とする。

（備蓄場所及び備蓄管理責任者）

第3条 救急医療品等の備蓄場所、種類及び数量並びに備蓄管理責任者は、別表2のとおりとする。

（管理義務）

第4条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守し、救急医療品等を備蓄し管理するものとする。

- (1) 常に清潔に保管すること。
- (2) 直射日光を避け、寒暖の差が激しい場所、湿気の多い場所等は避けること。
- (3) 災害の際に安全である場所に保管すること。
- (4) 緊急時の搬出を妨げない場所に保管すること。

（使用基準及び使用手続）

第5条 乙は、救急医療品等を必要とする事態が発生した場合、その受諾した救急医療品等を自ら使用できるほか、必要に応じ、神奈川県知事又は日本赤十字社神奈川県支部長にこれを自ら使用することができるものとし、その使用にあたっては、相互に緊密な連絡調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、神奈川県知事又は日本赤十字社神奈川県支部長が救急医療品等を使用した場合は、次の事項を記載した文書によりその報告を求め、その内容を甲に文書により報告するものとする。

また、乙自らが緊急医療品等を使用した場合も同様とする。

- (1) 使用した場所
  - (2) 使用した日時
  - (3) 傷病者概数
  - (4) 受諾した救急医薬品等の使用数量、消耗破損の内容
  - (5) その他参考事項
- （救急医療品等の検査及び更新）

第6条 乙は、その受諾した救急医療品等の内容を甲の経費負担に基づいて、必要に応じて更新できるものとし、甲は、乙の備蓄及び管理の状況について検査することができる。

第7条 甲は、第5条に基づいて乙の受諾した救急医療品等が使用された場合でその範囲内でこれを補てんするものとする。

（救急医療品等の受諾数量等の記録）

第8条 乙は、受諾した救急医療品等の数量、使用量及び残高数量が明らかにわかるように記録しておくものとする。

（雑則）

第9条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又は、この協定に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和61年4月1日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地  
大井町長

乙 神奈川県足柄上郡開成町吉田島580番地  
社団法人足柄上医師会 会長

別表 1

## 救急医療品セット

品名・規格	数量	有効期限	備考
ソセゴン (15mg)	10A	3 (年)	
セルシン (5mg)	10A	3	
ノルアドレナリン	10A	3	
テレプチク筋注 (2ml)	10A	3	
ソルコーテフ (100mg)	2 V	5	
生理食塩液 (20ml)	5 A	3	
破傷風トキソイド (沈降) (10ml)	1 本	2	
1%塩酸プロカイン (5ml)	10A	3	
ソリターT 3号 (セット付) (500ml)	3 本	2	
ソフラチュール (10cm×10cm)	3 箱	2 (年)	
ハップ剤 (100g)	10袋	2	
インダシン坐剤 (50mg)	10個	3	
フルコートF軟膏 (5g)	5 本	5	
テラマイ眼軟膏 (3.5g)	1 本	5	
イソジン液 (250ml)	2 本	3 (年)	
オキシドール (500ml)	1 本	3	
消毒用アルコール (500ml)	1 本	3	
逆性石けん (500ml)	1 本	3	
包帯 3 裂	3 本		
包帯 4 裂	3 本		
包帯 5 裂	3 本		
エラスコット7.5cm	1 箱		
三角布 (大)	5 枚		

62

品名・規格	数量	有効期限	備考
ガーゼ30cm×10m	1 反		
脱脂綿100g	2 袋		
ニチバン7.5cm×5m	1 箱		
紙バン12.5mm×7m	6 箱		
ソフトシーネ (大)	1 本		
ソフトシーネ (中)	1 本		
アルフェンス 2号	1 本		
アルフェンス 10号 (指用)	2 本		
プレスネット 5号 (2m)	1 本		
エルプ針 (滅菌) NO3 3-0	5 本		
滅菌ガーゼ 7.5cm×7.5cm	100袋		
ゴム手袋 (滅菌) 7 1/2	5 個		
デイスボ注射器 20ml	10本	3 (年)	
デイスボ注射器 (針付) 5ml	10本	3	
デイスボ注射器 (針付) 2.5ml	10本	3	
デイスボ針21G×1 1/2 2	20本	3	
デイスボ翼状針 21G	3 本	3	
救急カバン 45×35×35 (防水帆布製)	1 個		

別表 2

備蓄場所	救急医薬品の種類	数量	管理責任者
(大井町) 大井町保健福祉センター (2階医薬材料室)	別表 1 の通り	7 組	子育て健康課長

## 町内医療機関一覧表

医療機関名	所在地	電話番号
渥美医院	金子48	82-2539
佐藤病院	金子1922-3	83-5611
堀内医院	金子593	82-1301
友和クリニック	金手127	83-6121
武田耳鼻咽喉科クリニック	金子1375	83-7733
瀬戸クリニック	山田1133	82-7886
大井町クリニック	上大井409-5	82-8971
まえかわクリニック	金子2601-1	86-0777
すずき小児科	金子1643-1	43-6608

## 災害医療拠点病院

平成30年3月1日現在

医療機関	病院名	所在地	電話番号
横浜北部	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘 1-30	045-971-1151
	横浜労災病院	横浜市港北区小机町 3211	045-474-8111
	昭和大学横浜市北部病院	横浜市都築区茅ヶ崎中央 35-1	045-979-7000
	済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	045-576-3000
横浜西部	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町 1197-1	045-366-1111
	けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい 3-7-3	045-221-8181
	横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 56	045-331-1961
	国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	045-851-2621
横浜南部	横浜市立大付属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟 4-57	045-261-5656
	済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台 3-2-10	045-832-1111
	横浜市立大学医学部附属病院	横浜市金沢区福浦 3-9	045-787-2800
	横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東 1-21-1	045-782-2101
	横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	045-628-6100
川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	044-977-8111
	帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区溝口 3-8-3	044-844-3333
	川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	044-933-8111
川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	044-233-5521
	関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町 2035	044-411-3131
	日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉 1-396	044-733-5181
横須賀・三浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16	046-822-2710
	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2	046-856-3136
湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6-1	0466-25-3111
	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村 5-15-1	0467-52-1111
湘南西部	東海大学医学部附属病院	伊勢原市下糟屋 143	0463-93-1121
	平塚市民病院	平塚市南原 1-19-1	0463-32-0015
	秦野赤十字病院	秦野市西大竹尾尻 43 街区	0463-81-3721
県央	厚木市立病院	厚木市水引 1-16-36	046-221-1570
	大和市立病院	大和市深見西 8-3-6	046-260-0111
県北	北里病院	相模原市北里 1-15-1	042-778-8111
	相模原協同病院	相模原市橋本 2-8-18	042-772-4291
	相模原赤十字病院	相模原市緑区中野 256	042-784-1101
県西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田総領 866-1	0465-83-0351
	小田原市立病院	小田原市久野 46	0465-34-3175
合計	11 医療圏 33 病院		

血液製剤の供給血液センター

平成30年3月1日現在

名 称	所 在 地	電 話	F A X
神奈川県赤十字血液センター 湘南事業所	厚木市愛甲 1837	046(228)9818	046(228)9819

資料2-1-28 避難所・避難場所一覧

■町指定避難所・避難場所

番号	施設名	所在地	電話	FAX	施設（避難所）		グラウンド等（避難場所）		種別	
					面積（㎡）	収容人数	面積（㎡）	収容人数	地震	風水害
1	総合体育館（アリーナ）	金子 1970	0465-82-9799	0465-82-4652	1,780	298	駐車場 5,167	駐車場 1,250	○	○
	同上(多目的室・柔剣道場)					148				
2	大井小学校	金子 1436	0465-82-0918	0465-82-0191	893	148	11,848	2,870	○	○
3	湘光中学校	金子 1950	0465-82-2541	0465-82-2607	708	118	12,335	2,990	○	○
4	上大井小学校	上大井 171	0465-83-1151	0465-83-1153	667	111	8,559	2,080	○	—
5	相和小学校	山田 580	0465-82-1611	0465-83-5766	469	78	3,969	960	○	○

※ 上大井小学校は洪水時の浸水想定区域となっているため、風水害時は開設せず、湘光中学校へ避難誘導する。

■ 2 次的活用避難所（風水害時）

施設名	体育館		グラウンド等		電 話
	面積 (㎡)	収容人員 (人)	面積 (㎡)	収容人員 (人)	
上大井小学校	667	111	8,559	2,080	0465-83-1151

※ 上大井小学校は洪水時の洪水想定区域となっているため、町指定の避難所が飽和するなど機能発揮できない場合、気象等、当時の状況を勘案し、安全が確保できる状況を確認後、体育館及び南棟2階などの活用を行う。

※ 指定避難所の受け入れが困難となった場合、昭和女子大学東明学林の使用を依頼する。

■町指定洪水時避難施設

施設名	所在地	電 話	避難スペース	
			面積（㎡）	収容人数
県立大井高等学校 (体育館2階外周通路部)	西大井 984-1	0465-83-4101	312	104

※ 難所への避難を優先する中で、近隣住民や沿道利用者などの逃げ遅れ対策として開放する。

■ 町指定避難所への避難対象地域

名 称	避難対象地域	種 別	
		地震	水害
総合体育館	坊村・馬場・吉原	○	○
大井小学校体育館	根岸上・根岸下・市場・新宿・河原・金手	○	○
湘光中学校体育館	宮地・上大井（・西大井）	○	○
上大井小学校体育館	西大井（※風水害時は湘光中）	○	—
相和小学校体育館	篠窪・上山田・中屋敷・下山田・柳・高尾・赤田	○	○

■ 各自主防災組織一時避難場所

番号	施設名	所在地	対象地域
1	吉原自治会館	金子 1306	吉原
2	新宿自治会館	金子 2094	新宿
3	新宿山王社境内	金子 2089	新宿
4	稲荷神社境内	金子 1084	新宿
5	河原自治会館	金子 726	河原
6	根岸上自治会館	金子（水神松下地先）	根岸上
7	創価学会大井松田文化会館駐車場	金子 1565-1	根岸下
8	市場自治会館	金子 224	市場
9	ビバホーム大井町店駐車場	金子 1760-2	坊村
10	馬場老人憩いの家	金子 1820	馬場
11	宮地自治会館（旧役場跡地）	金子 2583	宮地
12	金手自治会館	金手 144	金手
13	金手児童公園	金手 9-4	金手
14	大通寺駐車場	上大井 543-1	上大井
15	上大井駅前広場	上大井 617	上大井
16	ほほえみハウス	上大井 67-2	上大井
17	三嶋神社（上大井）	上大井 331	上大井
18	新湘光公園	上大井 149-3	上大井
19	西大井自治会館	西大井 267	西大井
20	篠窪自治会館	篠窪 462	篠窪
21	柳多目的集会場	柳 80	柳
22	高尾自治会広域広場（高尾多目的集会場）	高尾 371（高尾 293-1）	高尾
23	赤田自治会館	赤田 753	赤田
24	JA かながわ西湘相和支店広場	山田 379 - 1	上山田
25	中屋敷公民館	山田 747	中屋敷
26	下山田自治会館	山田 1044	下山田

資料2-1-29 災害時における応急措置の協力に関する協定書（大井町管工事組合）

災害時における応急措置の協力に関する協定書（大井町管工事組合）

大井町水道事業大井町長（以下「甲」という。）と、大井町管工事組合（以下「乙」という。）との間に、大井町域において地震、火災、風水害の被害が発生した場合または、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合（以下「災害時」という。）において、甲が所管する施設（以下「施設」という。）の応急措置に関し、次のとおり協定する。

（町の要請）

第1条 大井町内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、水道施設に関して特にこの出動を必要とする場合は、乙に対し応急措置の協力を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第2条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員及び機材等について、乙に対して連絡することをもって行なうものとする。

（協力活動）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急措置を行なうための体制を確立のうえ必要な人員、機材等を出動させ大井町水道事業職員の応急措置に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した大井町管工事組合の組合員は、大井町水道事業の職員の指示に従い応急措置に従事するものとする。

3 乙は、応急措置を実施したとき、必要な事項を速やかに甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確に行なうため、別表により連絡責任者を定めるものとする。

（費用の立替え）

第5条 前条の応急措置に要した費用は、乙が一時立替えておくものとする。

（清算単価）

第6条 前条により乙が一時立替えをした費用の清算単価は、災害発生時における実勢単価等を勘案し、協議して定めるものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、第4条により乙が一時立替えをした費用については、乙の請求に基づき支払うものとする。

（災害補償）

第8条 第3条の規定に基づき応急措置の業務に従事した者が応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷若しくは疾病となった場合における本人またはその家族に対する災害補償は、大井町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大井町条例第17合）の規定の例により、その都度協議して行なうものとする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行なうものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は平成17年11月9日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年11月 9日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995

大井町水道事業

大井町長

乙 神奈川県足柄上郡大井町

大井町管工事組合

組合長

第4条関係 別表 省略

## 資料2-1-30 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

### 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震、異常湧水その他の災害の場合において、公益社団法人日本水道協会神奈川県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 支部の会員を別表第1に定めるとおり県東、県央及び県西の3ブロックに分け、各ブロックに代表会員を置くものとする。

2 前項に定める代表会員は、ブロックに属する会員の被災状況の把握に努めるものとする。

(連絡部課)

第3条 会員は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当副責任者を定め、第1号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとし、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに防災に関する情報を交換し合うものとする。

2 会員は、前項の規定により提出した内容に変更が生じた場合、支部長に速やかに連絡するものとする。

3 支部長は、前2項の規定により提出された内容を取りまとめ、各会員に送付するものとする。

(応援の要請)

第4条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条第1項により定められた連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとする。

2 要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

3 第1項の規定により応援要請をするときは、ブロックの代表会員を経由して要請内容を支部長

に報告するものとする。

4 支部長は、会員相互の応援要請を円滑にするため、必要な措置をとることができる。

5 第1項に規定するほか、被災会員は、支部として応援体制を整えることを求めようとするときは、支部長に対し必要な措置を要請するものとする。

(事務の代理)

第5条 支部長である会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第2に掲げる会員が、同表に掲げる順位により、この覚書における支部長の事務を代理するものとする。

2 ブロックの代表会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第1に掲げるブロック内会員が、同表に掲げる掲載順位により、この覚書における代表会員の事務を代理するものとする。

(要請方法)

第6条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、口頭、電話、電信その他の情報通信手段により要請し、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被災状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び種類

(3) 応援を要する職種別人員

(4) 応援を要する期間

(5) 応援場所、到達経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、応援を要する必要な事項

(応援内容)

第7条 各会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧資機材の供出

(4) 工事業者のあっせん

(5) その他

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として応急復旧終了するまでとする。

(防災情報の調査交換)

第8条 各会員は、応援活動を円滑にするため、防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について調査し、その結果を第2号様式及び第3号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとする。

2 各会員は、前項に定めるもののほか、必要に応じて防災に関する情報を互に交換するものとする。

3 支部長は前2項の提出表をとりまとめ、整理のうえ各会員に送付するものとする。

(応援体制)

第9条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援会員が応援に派遣した職員(以下「応援職員」という。)は、応援 請会員の指示に従って応援に従事する。

3 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用しその身分を明らかにする。

(受入体制)

第10条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援要請会員が資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(業者)

第11条 前2条の規定は、応援会員が職員のほかに業者を派遣する場合について準用する。この場合において、前2条中「職員」とあるのは「業者」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第12条 第7条第1項各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。

(1) 応援職員を派遣するに要する経費(派遣に伴い生じた派遣職員の手当及び旅費をいう。)は、応援要請会員が負担する。

(2) 応援物資の調達、応援職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急 治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援 業務従事中に生じたものについては、応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任ず。

2 前項に定める経費(応援会員の負担する経費は除く。)は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して応援に要した経費への補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。

3 前2項の定めにより難いときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(相互応援に関する特例)

第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での対応が困難なときは、会員からの要請に基づき、他支部の会員からの応援を求めるものとする。

2 他支部の会員が、地震、異常湧水その他の災害により被災した場合で、支部においてこれに係る応急給水、応急復旧等の応援要請を受けたときは、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(防災力の向上)

第14条 会員は、災害発生時に会員間における応援活動を円滑に行えるよう、協力体制の確立に努め、平時から相互に協力して防災対応能力の向上を図るものとする。

(協議)

第15条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この覚書は、令和3年7月1日から適用する。

別表第1 及び 別表第2 省略

(公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の廃止)

2 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書(平成28年3月31日締結)は、廃止する。

令和3年7月1日

神奈川県 神奈川県知事 黒岩 祐治

横浜市 横浜市長 林 文子

川崎市 川崎市長 福 田 紀彦

小田原市 小田原市長 守 屋 輝彦

相模原市 相模原市長 本 村 賢太郎

座間市 座間市長 佐 藤 弥斗

秦野市 秦野市長 高 橋 昌和

三浦市 三浦市長 吉 田 英男

南足柄市 南足柄市長 加 藤 修平

横須賀市 横須賀市長 上 地 克明

神奈川県内広域水道企業団 神奈川県内広域水道企業団企業長 黒 川 雅夫

愛川町 愛川町長 小野澤 豊

大井町 大井町長 小 田 眞一

開成町 開成町長 府 川 裕一

中井町 中井町長 杉 山 祐一

箱根町 箱根町長 勝 俣 浩行

松田町 松田町長 本 山 博幸

真鶴町 真鶴町長 松 本 一彦

山北町 山北町長 湯 川 裕司

湯河原町 湯河原町長 富 田 幸宏

清川村 清川村長 岩 澤 吉美

資料2-1-31 県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進  
に関する協定

県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する協定

(目的)

第1条 構成市町が緊密な連携と協力の基に、災害緊急時における上水道の安定供給を推進するため、相互応援の確立を図ることを目的とする。

(相互応援の内容)

第2条 構成市町が行う相互応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資材
- (4) その他、必要な応援活動

2 前項第1号に規定する応急給水作業を円滑かつ効果的に推進するため、隣接市町水道事業者間の水道緊急連絡管接続事業を計画実施する。

3 前項の水道緊急連絡管接続事業は、各隣接市町間の協議の基に計画実施するものとする。但し、この基本協定締結の時点において、管網の未整備等の理由により計画が困難な市町間においては、将来事業実施が可能となった時点で相互協力のもとに計画実施し、圏域内全体の相互応援体制確立に向けて努力するものとする。

(相互応援の連絡)

第3条 構成市町は、災害緊急時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡責任名簿等を交換し、応援の要請その他の連絡当該連絡担当課を窓口として行うものとする。

(応援要請)

第4条 緊急災害時において応援を受けようとする市町は、次の事項を明示した文章によって応援を要請するものとする。但し、緊急を要するときはこの限りではない。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所、予定給水量及び期間
- (3) その他必要な事項

(応援活動の円滑化)

第5条 応援を受ける市町は、応援活動の円滑化を図るため、担当責任者を置くものとする。

2 応援を行う市町は、前項の担当責任者と緊密な連携のもとに、応援活動を円滑に推進するも(費用の負担)

第6条 第2条第1項に規定する応援に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、応援を受けた市町が負担するものとする。

(細目規定の締結)

第7条 この基本協定の実施にあたり、必要な細部事項については、相互の市町間において細目協定を締結し実施するものとする。

(協議)

第8条 この基本協定の内容に疑義又は変更の必要が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

(施行)

第9条 この基本協定は、平成元年12月12日から施行する。

この基本協定の締結を証するため、本書10通を作成し、構成市町の長の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

資料2-1-32 災害時における飲料水の調達に関する協定書（富士ボトリング（株））

災害時における飲料水の調達に関する協定書（富士ボトリング（株））

大井町長を甲とし、富士ボトリング株式会社大井工場を乙とし、大井町内に災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、飲料水（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（町の要請）

第1条 甲は、災害時において物資の確保を図る必要があるときは、乙に対し物資の調達の要請をするものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲からの前条の要請を受けたときは、要請事項について、乙の災害による甚大な被害その他やむを得ない事由のない限り速やかに適切な措置を取るとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（調達飲料水）

第3条 調達物資は、乙が取り扱っている品目の中から指定するものとする。

2 物資の調達数量は、乙が現に保有し、または確保できる数量の範囲内とする。

（調達要請の方法等）

第4条 前条に掲げる飲料水の調達要請は、物資供給要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において物資供給要請書を提出するものとする。

（費用負担及び価格）

第5条 第3条の規定により調達した物資の費用は、甲が負担するものとする。

2 調達物資の価格は災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の引取り）

第6条 物資の引渡しについて甲の職員は、乙の提出する納品書等に基づき、調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。この場合において、乙は可能な範囲で調達物資の運搬に協力するものとする。

（平常時の協定内容の周知等）

第7条 甲及び乙は、平常時からその従事者等に対して本協定の趣旨及び手続きの周知に努めるものとする。

2 乙は、連絡先等の変更があるときは、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は乙に対して、物資の取り扱い品目及び保有数量について報告を求めることができるものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（協定期間と更新）

第9条 この協定の有効期間は、平成17年5月12日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとする。以降も同様とする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成17年5月12日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子 1 9 9 5

大井町長

乙 神奈川県足柄上郡大井町西大井 9 0 1

富士ボトリング株式会社

代表取締役

第 4 条関係 様式第 1 号 省略

## 資料2-1-33 災害時における協力に関する協定書（大井町飲食店組合）

### 災害時における協力に関する協定書（大井町飲食店組合）

大井町長（以下「甲」という。）と大井町飲食店組合（以下「乙」という。）は、大井町内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、甲が応急給食（以下「炊き出し」という。）の確保を図るため、乙が行う協力に関し必要な事項を定める。

（目 的）

第1条 この協定は、大井町内に発生した災害により被害が発生し、避難者等に対して炊き出しの供給を行う場合、乙の協力を得て炊き出しを円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が炊き出しを実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした協力要請書（第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等の手段により要請し、事後文書を提出する。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 協力を必要とする日時、期間
- (3) 協力を必要とする場所
- (4) 炊き出しの数量
- (5) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に営業上の支障、その他やむを得ない事由のない限り要請事項に従い、炊き出しの供給を速やかに行うものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、適切な対応ができるよう、速やかに会員に伝達し、措置するとともに、その措置状況について随時報告するとともに、炊き出しが完了したときは、次

に掲げる事項を記載した実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

- (1) 活動場所と活動期間
- (2) 炊き出しの数量
- (3) 活動内容と活動人員
- (4) 事故があった場合はその内容
- (5) その他必要な事項  
(炊き出しの引渡し)

第5条 炊き出しの引渡しは、甲の指定する場所で職員が確認の上、引渡しを受けるものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定により、甲の要請する炊き出しを実施した場合において、炊き出しに要した経費（材料等）については、甲が負担する。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は災害時直前の適正な価格とする。

（連絡責任者）

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては福祉部長を、乙においては組合長を連絡責任者とする。

（協議事項）

第8条 この協力に定めのない事項又は、協定内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

（有効期間）

第9条 この協力は、締結の日から効力を発し、甲乙双方の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印をして、各自1通保有する。

平成12年3月1日

甲 大井町長

乙 大井町飲食店組合  
組 合 長

第 2 条 関係 第 1 号 様式 省略

第 4 条 関係 第 2 号 様式 省略

資料2-1-34 災害時における食糧の供給協力に関する協定書（(株)林養魚場）

災害時における食糧の供給協力に関する協定書

大井町長（以下「甲」という。）と株式会社林養魚場（以下「乙」という。）との間に、大井町域において地震、火災、風水害の被害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、食糧の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における食糧の調達が迅速に行われることを目的とする。

（町の要請）

第2条 甲は、災害等により、食糧の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、食糧の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（食糧の範囲）

第4条 食糧の範囲は、乙が保有または確保できる範囲内とする。

（調達要請の方法）

第5条 前条に掲げる食糧の調達要請は、別に定める食糧発注書によるものとする。ただし事態が急迫して文書により要請ができない場合は、電話またはその他の方法により甲が乙へ連絡する。この場合において、事後速やかに食糧発注書をもって通知するものとする。

（食糧の価格）

第6条 乙が供給した食糧の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 食糧の取引価格は、災害発生前における適正な価格とする。

（食糧の取引）

第7条 食糧の取引場所は甲が指定するものとし、乙は、指定場所へ職員を派遣し、調達食糧を別に定める食糧供給報告書により確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により食糧を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（支払条件）

第8条 食糧の代金は、乙からの支払請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（協議事項）

第9条 この協議の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は平成25年6月1日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月10日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地  
大井町長

乙 福島県西白川郡西郷村後原66番地  
株式会社林養魚場  
代表取締役

資料2-1-35 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（大井町商工振興会）

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

大井町長（以下「甲」という。）と、大井町商工振興会（以下「乙」という。）との間に、大井町域において地震、火災、風水害の被害が発生した場合または、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合（以下「災害時」という。）における、生活必需品（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の調達が迅速に行われることを目的とする。

（町の要請）

第2条 甲は、災害等により、物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙が保有する調達を要請するものとする。

（物資の範囲）

第3条 物資の範囲は、大井町商工振興会が現に保有し、または確保できる数量の範囲内とする。

（調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、物資供給要請書（第1号様式）によるものとする。ただし事態が急迫して文書により要請ができない場合は電話またはその他の方法により甲が乙へ連絡する。この場合において、事後速やかに文書をもって通知するものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確に行なうため、別表により連絡責任者を定めるものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生前における適正な価格とする。

（物資の取引）

第7条 物資の取引場所は甲が指定するものとし、甲は、指定場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

（支払条件）

第8条 物資の代金は、乙からの支払請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（物資提供の限度額）

第9条 乙が甲に行なう提供物資は年間1,000万円相当を限度とする。また、1回の提供物資は、500万円相当を限度とする。

（物資の返却）

第10条 調達後不要となった物資は、その旨を乙に連絡し返納するものとする。ただし、返納された物資に損傷がある場合には甲が補償するものとする。

（保有数量の報告）

第11条 乙は、大規模地震対策特別措置法の規程による警戒宣言が発せられた場合、または甲が必要と認めた場合には、その時の物資の保有量を文書により甲に報告するものとする。

（協議事項）

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行なうものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は平成17年11月9日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年11月 9日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995

大井町長

乙 神奈川県足柄上郡大井町

大井町商工振興会

会 長

第4条 第1号様式 省略

## 資料2-1-36 生活必需物資の調達に関する協定書（(株)ヤオマサ）

### 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

大井町（以下「甲」という。）と、株式会社ヤオマサ（以下「乙」という。）との間に、大井町域において地震、火災、風水害の被害が発生した場合または、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合（以下「災害時」という。）における、生活必需品（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の調達が迅速に行われることを目的とする。

（町の要請）

第2条 甲は、災害等により、物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙が保有する調達を要請するものとする。

（物資の範囲）

第3条 物資の範囲は、別表1に掲げるもののうち大井町店が現に保有し、または確保できる数量の範囲内とする。

（調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、物資供給要請書（第1号様式）によるものとする。ただし事態が急迫して文書により要請ができない場合は電話またはその他の方法により甲が乙へ連絡する。この場合において、事後速やかに文書をもって通知するものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項に伝達を正確に行うために、別表により連絡責任者を定めるものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生前における適正な価格とする。

（物資の取引）

第7条 物資の取引場所は甲が指定するものとし、甲は、指定場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

（支払条件）

第8条 物資の代金は、乙からの支払請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（物資提供の限度額）

第9条 乙が甲に行なう提供物資は年間1,000万円相当を限度とする。また、1回の提供物資は、500万円相当を限度とする。

（物資の返却）

第10条 調達後不要となった物資は、その旨を乙に連絡し返納するものとする。ただし、返納された物資に損傷がある場合には甲が補償するものとする。

（保有数量の報告）

第11条 乙は、大規模地震対策特別措置法の規程による警戒宣言が発せられた場合、または甲が必要と認められた場合には、その時の物資保有量を文書により甲に報告するものとする。

（協議事項）

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行なうものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は平成17年5月12日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年5月12日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子 1 9 9 5

大井町長

乙 神奈川県小田原市

株式会社ヤマサ

大井町店長

別表 1 省略

物資供給要請書（第 1 号様式） 省略

別表 省略

資料2-1-37 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（(株) カ  
インズ）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

大井町長（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）との間に、大井町域において地震、火災、風水害の被害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、生活物資の確保を図るため、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時における物資の調達迅速に行われることを目的とする。

（町の要請）

第2条 甲は、災害等により、物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条に規定により甲から要請を受けた時は、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は、乙が保有または確保できる範囲内とする。

（調達要請の方法）

第5条 前条に掲げる物資の調達要請は、別に定める物資発注書によるものとする。ただし事態が急迫して文書により要請ができない場合は電話またはその他の方法により甲が乙へ連絡する。この場合において、事後速やかに物資発注書をもって通知するものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確に行なうため、別表により連絡責任者を定めるものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が供給した生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生前における適正な価格とする。

（物資の取引）

第8条 物資の取引場所は甲が指定するものとし、甲は、指定場所へ職員を派遣し、調達物資を別に定める物資供給報告書により確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（支払条件）

第9条 物資の代金は、乙からの支払請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（協議事項）

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行なうものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は平成24年3月14日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月14日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995

大井町長

物資発注書

乙 群馬県高崎市高関町380

平成 年 月 日

株式会社カインズ

株式会社 カインズ 代表取締役 様

代表取締役社長

大井町長

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要望します。

記

要望する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先  
 担当部署 課  
 担当者 担当  
 電話 - -  
 F A X - -  
 メール

物資供給報告書

平成 年 月 日

大井町長 様

株式会社 カインズ  
担当部署

平成 年 月 日付けで要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電 話 ・ F A X	メ ー ル ア ド レ ス

## 資料2-1-38 災害援助物資等の保管協力に関する協定書（(株)新三善）

### 災害援助物資等の保管協力に関する協定書

大井町長（以下「甲」という。）と、株式会社 新三善（以下「乙」という。）との間に、大井町域において地震、火災、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、災害援助物資等（以下「物資等」という。）の保管について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、物資等の保管について、適正かつ円滑な運営が行われることを目的とする。

（協力要請・要請手続き）

第2条 甲は、物資等を保管するうえで、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした文書（第1号様式）により要請する。ただし事態が急迫して文書により要請ができない場合は電話またはその他の方法により甲が乙へ連絡する。この場合において、事後速やかに文書をもって通知するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する理由
- （2）応援を必要とする保管倉庫の場所
- （3）応援を必要とする期間
- （4）主な保管品目及び数量
- （5）引渡し責任者
- （6）その他参考となる事項

（物資等保管協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限りこれに協力する。

（入出庫手続）

第4条 物資等の寄託者は甲とし、物資等の入庫及び出庫の手続きは乙の定める方法に基づき行うものとする。

（経費の負担・請求）

第5条 物資等の保管に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な価格とし甲乙協議のうえ決定する。

3 乙は、第2条第1項の物資等の保管に要した費用は甲に対し請求するものとする。

（経費の支払い）

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、その日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし予算措置を必要とする場合は、予算措置後30日以内に支払うものとする。

（事故等）

第7条 事故の発生等により物資等の保管の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の倉庫の提供その他の措置を講じ物資等の継続保管に努める。

2 乙は物資等の保管の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告する。

（連絡責任者）

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確に行うため、別表により連絡責任者を定めるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行なうものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は平成19年6月27日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年6月27日

第1号様式

災害援助物資等の保管協力に関する要請書

年 月 日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995  
大井町長

株式会社 新三善 様

大井町長

乙 神奈川県平塚市田村 3-20-6  
株式会社 新三善

代表取締役社長

次のとおり物資等の保管を要請します。

項 目	内 容
災 害 の 状 況	
協力を要請する理由	
協力を必要とする 保管倉庫の場所等	
期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
主な保管品目及び数量	
引 渡 責 任 者	
そ の 他 必 要 な 事 項	

第8条関係 別表 省略

資料2-1-39 災害時における量の提供に関する協定（5日で5000枚の約束。  
プロジェクト実行委員会）

災害時における量の提供に関する協定

大井町（以下「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、大井町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難所等への量の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の要請）

第1条 災害時において、甲が量の提供を受けようとするときは、甲は乙に対して、必要数、受領の日時、受領場所等を明示した提供要請書（様式1）により要請を行うものとする。ただし、文書による要請にいとまがないときは、乙に対し電話等により要請し、その後速やかに提供要請書を提出するものとする。

（提供の実施）

第2条 乙は、前条による甲からの要請を受けたときは、可能な範囲において量の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、次に掲げる作業において、その都度協議の上、協力して行うものとする。

- （1）避難所等までの量の輸送
- （2）利用後の量の処理

（費用の負担）

第3条 乙が甲に提供する量に係る費用は無償とし、その他の提供にあたり生じる費用は、甲乙協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に定める事項を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は、この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文面をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地  
大井町長

乙 神戸市兵庫区氷沢町3丁目8番8号  
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会  
委員長

資料2-1-40 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証

第1号様式（7、8、12、13関係）（用紙 日本工業規格A4横長型）

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  年 月 日  神奈川県公安委員会 殿  届出者 機関等の所在地  機関等の名称  氏名 <span style="float: right;">㊟</span>  (担当者氏名 ) (電話 ( ) - )		災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日  神奈川県公安委員会 <span style="float: right;">㊟</span>
番号標に表示されている番号	備考 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署又は交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。  2 交付番号のA、B又はCの記号は、段階的交通規制の区分（Aは第1段階、Bは第2段階、Cは第3段階通行車両）を表示しています。  3 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、神奈川県公安委員会（交通規制課経由）に届け出て再交付を受けてください。  4 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途		
使用者		
住所		
氏名		
業務の内容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜索 4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検 7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究 10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止 13 広報啓発 14 その他( )	
通行時期	1 第1段階…発災直後から2日目までの間 2 第2段階…発災後3日目からおおむね1週間目まで 3 第3段階…発災後おおむね1週間目以降	
出発地		
備考 1 この事前届出書は2部作成して、自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、神奈川県警察本部（交通規制課）に提出してください。 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。		

資料2-1-41 庁用自動車等一覧

庁用自動車等一覧

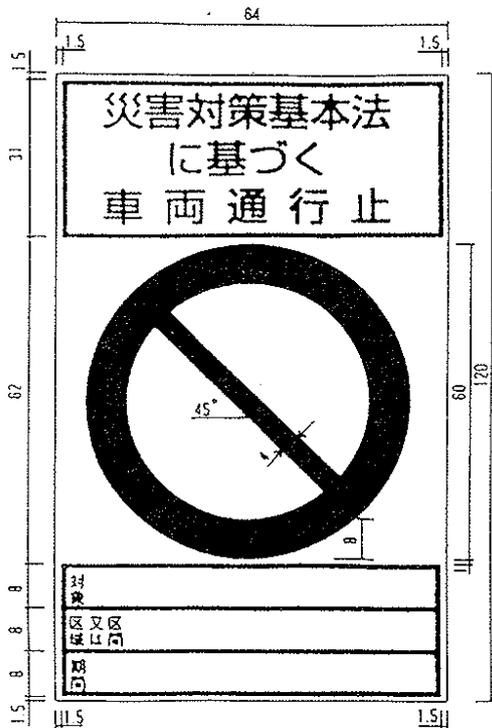
令和4年3月1日現在

防災 番号	車両管理	車両の 種類	SP	登録番号			車名	人員	業務内容	通行 時期	
				湘南	301	た					9086
1	総務課	普通乗用	無	湘南	301	た	9086	町長車 (エスティマ)	7	人員輸送	2
2	総務課	普通乗用	無	湘南	300	ゆ	7559	議長車 (クラウン)	5	人員輸送	3
3	総務課	普通乗用	無	湘南	300	も	8498	ハイエース	10	食飲料	2
4	総務課	小型乗用	無	湘南	502	ね	5688	セレナ	8	人員輸送	1
5	総務課	小型乗用	無	湘南	502	ね	5146	フリード	6	人員輸送	3
6	総務課	小型乗用	有	湘南	502	す	5690	ウイングロード	5	人員輸送	3
7	総務課	軽乗用	無	湘南	580	ふ	7612	i-MiEV	4	情報収集	2
8	総務課	軽貨物	無	湘南	480	さ	2403	アルト	4	人員輸送	3
9	総務課 (環境)	軽貨物	無	湘南	480	す	2848	エブリイ	4	人員輸送	2
10	総務課	軽貨物	有	湘南	480	か	3407	エブリイ	4	広報啓発	1
11	総務課	軽貨物	無	湘南	480	え	8961	エブリイ (通送)	4	人員輸送	3
12	総務課	小型貨物	無	湘南	400	た	5332	ダイナ (トラック)	3	資材輸送	2
13	総務課	軽貨物	無	湘南	480	こ	8726	キャリイ (ダンプ)	2	資材輸送	2
14	幼稚園バス	普通乗合	無	湘南	200	は	271	ローザ	51③	人員輸送	3
15	幼稚園バス	普通乗合	無	湘南	200	は	288	コースター	49③	人員輸送	3
16	町バス	普通乗合	無	湘南	200	は	106	日野メルファ	42	人員輸送	3
17	防災安全課	普通特種	有	湘南	830	ら	119	消防指令車 (ヴォクシー)	8	消防指令車	
18	防災安全課	小型乗用	有	湘南	501	ち	4374	青パト (プロボックス)	5	情報収集	1
19	生活環境課 (下水)	小型貨物	有	湘南	400	た	4817	サクシード	5	食飲料	2
20	生活環境課 (水道)	軽貨物	有	湘南	480	く	6103	ミニキャブ	2	食飲料	2
21	総務課	軽貨物	無	湘南	480	せ	3607	エブリイ	4	施設整備	4
22	生活環境課 (水道)	軽貨物	有	湘南	480	こ	1069	エブリイ	4	施設整備	2
23	地域振興課	軽貨物	無	湘南	480	こ	1704	エブリイ	4	人員輸送	3
24	都市整備課	普通特種	有	湘南	800	す	2255	Xトレイル	5	広報啓発	1
25	都市整備課	小型貨物	無	湘南	480	こ	2711	エブリイ	5	人員輸送	3
26	保健福祉センター	小型乗用	無	湘南	501	ね	1353	シエンタ	6	救助救護	2
27	保健福祉センター	軽貨物	無	湘南	480	さ	2404	アルト	4	救助救護	2
28	保健福祉センター	軽貨物	無	湘南	480	き	4244	エブリイ	4	救助救護	2
29	保健福祉センター	軽貨物	無	湘南	480	こ	1068	エブリイ	4	救助救護	2
30	保健福祉センター	軽乗用	無	湘南	580	い	347	エブリイ	4	情報収集	1
31	保健福祉センター	軽貨物	無	湘南	480	く	8254	ハイゼット (日赤)	4	救助救護	2
32	給食センター	普通貨物	無	湘南	100	さ	6287	タイタン	3	食飲料	2
33	給食センター	普通貨物	無	湘南	100	す	9372	トヨエース	3	食飲料	2
34	四季の里	軽貨物	無	湘南	483	そ	831	ミニキャブ	4	人員搬送	3
35	防災安全課	原付	—	大井町		は	・・・3	スーパーカブ	1	—	—
36	防災安全課	原付	—	大井町		は	・・・5	スーパーカブ	1	—	—

\*業務内容及び通行時期は、緊急通行・輸送車両の届出にあたり想定する業務内容及び発災からの段階的通行区分  
 第1段階 (発生から2日目まで) 通行車両  
 第2段階 (発生から3日目からおおむね一週間目まで) 通行車両  
 第3段階 (発生後おおむね一週間目以降) 通行車両

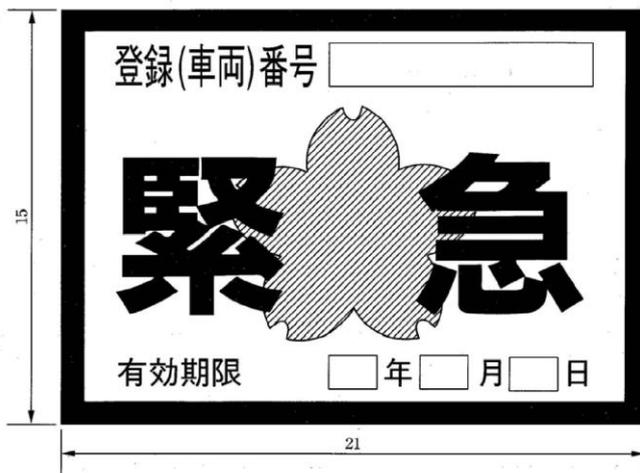
緊急通行・輸送車両に係る標示等

(1) 災害時における交通の禁止又は制限する標示



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 緊急通行車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」有効期限、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

資料2-1-43 災害時における物資の賃貸借に関する協定書（（株）レンタル  
のニッケン）

災害時における物資の賃貸借に関する協定書

大井町長（以下「甲」という。）と、株式会社レンタルのニッケン 小田原営業所長（以下「乙」という。）は、足柄上郡大井町内で発生した地震、風水害、火災等の災害および事故（以下「災害等」という。）並びに訓練の際に、甲が乙の所有する建設機械等を借り受けることに關し次のとおり協定を締結するものとする。

（建設機械等）

第1条 この協定において、建設機械等とは次に掲げるものをいう。

- （1）掘削機械
- （2）車両
- （3）発電機
- （4）照明機器
- （5）仮設トイレ
- （6）オフィス用品
- （7）上記以外の乙が供給可能な商品

（要請）

第2条 甲は、災害等が発生したとき、または訓練を行うときに、建設機械等を使用することが必要もしくは適当であると認めた場合は、乙に対して建設機械等の借受けを要請するものとする。

（要請方法）

第3条 前条の要請は、文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、乙は速やかに対応するとともに、甲へ建設機械等の設置状況を連絡するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（甲の責務）

第4条 甲は、建設機械等を借り受けたときは、当該建設機械等の運転または操作について法令に基づき必要とされる資格もしくは技能を有する者に従事させるとともに、関係法令を遵守しなければならない。

（乙の責務）

第5条 乙は、甲からの要請に対し、常時応じられる体制を整えておくものとする。

（賃借料）

第6条 甲は、建設機械等を借り受けたときは、建設機械等の賃借料および設置等に関する経費を乙に支払うものとする。

2 賃借料は災害等が発生する直前における適正価格を基準とし甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の解消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関する疑義を生じたときは、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 8月21日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

大井町長

乙 神奈川県足柄上郡大井町金子1668番地1

株式会社 レンタルのニッケン 小田原営業所

所 長

資料2-1-44 災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定書（広域一般廃棄物事業協同組合）

災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定書（広域一般廃棄物事業協同組合）

大井町（以下「甲」という。）と広域一般廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、大井町内が、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生により、被災した場合の災害時における一般廃棄物の収集（し尿・浄化槽・仮設トイレし尿等及びごみ収集、以下「災害収集」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、乙の協力が必要ときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面により、協力を要請する。ただし、書面により難しいときは、他の方法をもって要請し、事後において書面提出をするものとする。

- （1）被災場所または災害収集を要する場所
- （2）被災の概況
- （3）協力要請の内容
- （4）その他必要な指示事項

（協力）

第2条 乙は、前条による甲からの協力要請を受けたときは、他の業務に優先して災害収集に協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合には、その活動状況等応急対策内容及び経過を、適宜甲に報告するものとする。

2 乙は、応急対策が終了したときは、速やかに甲に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面により、報告するものとする。

- （1）出勤場所及び出勤時間
- （2）出勤人員

（3）使用した資機材

（4）その他必要な事項

（連絡責任者）

第4条 災害収集の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は、この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 協定の期間は、平成26年6月9日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1箇月前までに相手方に対し、書面による意思表示がない場合は、本協定の期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定書の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成26年6月9日

甲 足柄上郡大井町金子1995番地  
大井町長

乙 小田原市寿町1丁目1番12号  
広域一般廃棄物事業協同組合  
理事長

## 資料2-1-45 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定（神奈川県土地家屋調査士会）

### 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定（神奈川県土地家屋調査士会）

神奈川県及び神奈川県内市町村（以下「市町村」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「県調査士会」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、神奈川県内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、県調査士会が神奈川県及び市町村に協力するために必要な事項を定めるものとする。

#### （平時の取組み）

第2条 神奈川県、市町村及び県調査士会は、災害時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等を共有するものとする。

2 神奈川県は認定調査等に関する知識及び技術の習得を目的として、市町村の職員及び県調査士会の会員を対象とした研修会を毎年度開催するものとする。

3 県調査士会は、前項に基づき神奈川県が開催する研修会に県調査士会の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

#### （協力の要請）

第3条 市町村は、災害時において、県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

2 神奈川県は、被災した市町村が前項に基づく要請を行うことができない場合、市町村の代わりに県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

3 神奈川県は、複数の市町村が被災した場合、第1項に基づく市町村の県調査士会への要請を取りまとめて、県調査士会に要請することができるものとする。この場合、神奈川県はその旨を市町村及び県調査士会に連絡するものとする。

#### （協力の実施）

第4条 県調査士会は、前条に基づき神奈川県又は市町村から認定調査等への協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して県調査士会の会員を市町村に派遣し、当該協力を行うものとする。

#### （情報の提供）

第5条 第3条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力を要請された県調査士会は、災害の状況等、当該協力を円滑かつ迅速に行う上で必要となる情報の提供を神奈川県又は市町村に要請することができるものとする。

2 神奈川県又は市町村は、前項に基づき県調査士会から情報の提供を要請されたときは、可能な範囲で当該情報を県調査士会に提供し、当該情報を提供しないときは、その理由を県調査士会に伝えるものとする。

3 県調査士会は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で、災害の状況等、市町村が災害の対応を実施する上で必要となる情報を入手したときは、市町村に当該情報を提供するものとする。ただし、市町村が通信の途絶等により当該情報を受領することができないと判断したときは、神奈川県に当該情報を提供するものとする。

4 神奈川県は、前項に基づき県調査士会から情報を受領した後、市町村が通信の回復等により当該情報を受領できることを確認したときは、速やかに当該情報を市町村に提供するものとする。

#### （秘密の保持）

第6条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該認定調査等の終了後も、また同様とする。

#### （費用の負担）

第7条 神奈川県及び市町村は、この協定に基づく協力を行うため県調査士会が行う市町村への県調査士会の会員に係る費用を負担しない。

2 市町村は、認定調査等に必要な資機材のうち、県調査士会との事前調整により、市町村が負担すべきとされた資機材の費用を負担するものとする。

#### （従事者の損害補償）

第8条 この協定に基づく協力をを行った県調査士会の会員の疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、県調査士会が別途加入する災害補償保険等により県調査士会が対応するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第9条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 県調査士会及び県調査士会の会員がこの協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、県調査士会はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により神奈川県及び関係する市町村に報告し、その処置については、神奈川県、関係する市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

(協定の解除)

第10条 神奈川県及び市町村は、県調査士会又は県調査士会の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認めるときは、この協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により県調査士会及び県調査士会の会員に損害が生じても、神奈川県及び市町村はその損害の賠償の責めは負わないものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、実施細目として別に定めるものとする。

2 市町村は、この協定及び前項の実施細目に反しない限りで、市町村の行政区域を所管する県調査士会の支部と協議の上、市町村の行政区域内におけるこの協定の実施に関する必要な事項を定めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は協定締結日から効力を有し、神奈川県、市町村又は県調査士会いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成29年9月21日

神奈川県知事

神奈川県市長会会長

神奈川県町村会会長

神奈川県土地家屋調査士会会長

## 資料2-1-46 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

### 災害時に係る情報発信等に関する協定

大井町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### 第1条（本協定の目的）

本協定は、大井町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、防風その他の災害に備え、大井町が大井町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ大井町の行政機能の低下を軽減させるため、大井町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条（本協定における取組み）

1 本協定における取組みの内容は次の中から、大井町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。甲が行う災害時の物資輸送に関して、甲の要請により乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(1) ヤフーが、大井町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、大井町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 大井町が、大井町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 大井町が、大井町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 大井町が、災害発生時の大井町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 大井町が、大井町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周

知すること。

(6) 大井町が、大井町内の避難場所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 大井町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これらに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、大井町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第3条（費用）

前条に基づく大井町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる費用・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、大井町から提供を受ける情報について、大井町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、大井町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までのいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協議の定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、大井町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、大井町とヤフー両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年3月25日

大井町：神奈川県足柄上郡大井町金子1995

大井町長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役

## 資料2-1-47 災害時における物資の輸送に関する協定（株式会社 新三善）

### 災害時における物資の輸送等に関する協定

大井町（以下「甲」という。）と株式会社 新三善（以下「乙」という。）は、大規模な地震、洪水及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が行う災害時の物資輸送に関して、甲の要請により乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 本協定により、災害時に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が指定する場所から避難場所等への物資の配送
- (2) 乙が管理する物流施設から甲が指定する場所への物資の配送
- (3) その他甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能なもの

（業務の要請）

第3条 甲は前条各号に関する業務の必要性があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。ただし、やむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請を受けて実施した業務を完了したときには、次の事項を記載した実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 従事者名簿
- (2) 従事日及び走行距離

(3) 使用した車両及び資機材

(4) 物資輸送に要した費用の額の算定に係る資料

(5) その他必要な資料

（費用の負担）

第5条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

2 第2条に規定する物資の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、前条の規定により決定した費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第7条 甲は、第3条第1項の要請に基づく業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、大井町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大井町条例第17号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは保障を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、その保証額の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の3月前までに、甲又は乙から本協定について別段の申出がない場合は、引き続き1年間を有効とし、以後この例による。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し、疑義が生じた場合は、その都度、甲乙両者が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

附 則

この協定は令和2年10月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月28日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995

大 井 町 長

乙 神奈川県平塚市田村3-20-6

株式会社 新 三 善

代表取締役社長

資料2-1-48 災害時における物資供給に関する協定書（王子コンテナ株式会社神奈川工場）

災害時における物資供給に関する協定書

大井町（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社神奈川工場（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等による災害時において、被災者が避難所生活を送る際、避難所環境改善のための協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大井町内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難所環境改善のため、段ボールベッド、パーティション及びその他の段ボール製品（以下「物資等」という。）の供給に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定める。

（協定の内容）

第2条 乙は、災害時等に甲から要請があったときは、保有する物資等を、迅速かつ優先的に提供すること及び運搬することについて、可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、協力をを行うに当たり、道路の不通等により提供及び運搬に支障が生じたときは、その対策について甲と協議するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条の規定により、乙に物資等の供給を要請するときは、要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（引渡し）

第4条 物資等の引渡し場所は、乙と調整の上、甲が指定するものとし、当該場所において甲が数量等を確認の上、受け取るものとする。

（要請に対する措置）

第5条 乙は、甲から協定に基づく要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況について実施状況報告書（第2号様式）を甲に提出し、報告するものとする。

（費用の負担及び価格）

第6条 乙から供給を受けた物資等の調達及び供給に要した費用は、甲が負担するものとし、その額は、災害発生前における適正な価格により算出した額とし、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲は、報告及び請求を受けたときは、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。ただし、期日内に支払いが困難な場合には、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（物資等の輸送）

第7条 物資等の輸送は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、必要に応じ、乙は甲に対し輸送の協力を求めることができる。

2 甲は、災害時において、乙が甲の要請により物資等を輸送する車両を優先車両として通行ができるよう配慮するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定を、円滑に実施するために甲及び乙双方に連絡責任者を置くこととし、甲及び乙の連絡責任者の連絡先は、連絡責任者一覧表（第3号様式）を用いて甲乙それぞれが保有するものとする。

2 人事異動等で職員体制に変更が生じたときは、連絡責任者一覧表（第3号様式）にて甲乙ともに通知するものとする。

（防災活動への協力）

第9条 乙は、次の各号に掲げる事項について、可能な範囲で甲に協力するものとする。

- (1) 甲又は乙が、実施する防災啓発行事
- (2) 甲が実施する総合防災訓練等への参加

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か

月前までに甲乙いずれからも申出が無い場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

甲 足柄上郡大井町金子1995番地  
大井町長

乙 伊勢原市鈴川20番地  
王子コンテナ株式会社  
神奈川工場長

別紙類 省略

資料2-1-49 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力  
パワーグリッド株式会社小田原支社）

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

大井町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、祭儀時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣できるものとする。

（連絡情報）

第3条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- （1）甲は乙に対し、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設のリストを作成し、随時提供
- （2）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （3）乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- （4）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（協力体制）

第4条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。

- （1）停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- （2）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （3）住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了後の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月16日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995

大井町

大井町長

乙 神奈川県小田原市本町1丁目9番25号

東京電力パワーグリッド株式会社 小田原支社長

資料2-1-50 神奈川県防災行政通信設備設置等に関する基本協定書（神奈川県）

甲 横浜市中区日本大通 1  
神奈川県知事

神奈川県防災行政通信網設備の設置等に関する基本協定書

乙 大井町金子1995  
大井町長

神奈川県（以下「甲」という。）と大井町（以下「乙」という。）とは、神奈川県防災行政通信網の通信設備（以下「通信機器」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

別表 省略

（通信機器の設置）

第1条 通信機器は、甲が、乙の所管する庁舎内に設置するものとする。

（設置場所の変更）

第2条 乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、甲に通知するものとする。

（費用負担）

第3条 乙は、通信機器の設置に要する経費の負担金として、別表により算定した金額を負担するものとする。

2 前項の乙が負担する負担金は、甲の発行する納入通知書により、令和5年及び令和6年に甲の定める指定金機関等に納入するものとする。

3 各年度の乙の負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

（前協定の廃止）

第4条 平成18年6月6日に甲と乙が締結した「神奈川県防災行政通信設備設置等に関する基本協定書」は、廃止する。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年2月22日

資料2-1-51 災害時における給電車両貸与に関する協定書（神奈川トヨタ自動車株式会社）

災害時における給電車両貸与に関する協定書

大井町（以下「甲」という。）と神奈川トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害により、大井町内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において甲が実施する災害対応の業務に対する乙の協力について定め、もって当該業務を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条に規定する目的を達成するために必要があるときは、乙に対し、給電車両貸与申請書（第1号様式）により第4条に規定する給電車両の貸与を申請することができる。この場合において、乙は、貸与することの可否を確認し、その結果について速やかに甲に対し、連絡するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による申請を受けたときは、可能な範囲において応じるものとする。この場合において、乙が貸与することができる次条に規定する給電車両が不足しているときは、近隣店舗に協力を求める等、当該要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定により乙が貸与する給電車両（以下「給電車両」という。）は、交流100ボルトで15アンペア以上の電気を供給できる電源を有する車両とする。

2 甲は、乙から貸与される給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、給電車両を電源として使用するほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために使用するものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、第2条の規定により給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に当該車両を運搬し、甲が指定する者の立会いのもと、車種、数量等を確認のうえ、甲に引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲に対し、貸与する給電車両の内容を記載した書面及び第9条2項に規定する保険の契約書の写し等を提出するものとする。

（貸与期間）

第7条 給電車両を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、電力が不足する事態が収束するまでとし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（返却）

第8条 貸与期間が終了した場合は、甲は、乙に対し、速やかに給電車両を返却するものとする。

2 前項の規定による返却を行う場所、日時等は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用負担）

第9条 給電車両に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間における給電車両の使用に係る燃料代及び充電スタンドの使用料については、甲が負担するものとする。

2 乙は、給電車両に対し自動車賠償責任保険及び任意保険（以下これらを「保険」という。）に加入するものとする。

（故障対応）

第10条 給電車両が部品の摩耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。

（賠償）

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、給電車両に損害を与え、又は給電車両を滅失した場合において、その賠償の額が、保険により支払われる額を超えるときは、乙に損害を賠償するものとする。

（連絡体制）

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

（平常時の取組）

第13条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に行うため、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項に規定する防災訓練等の乙の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、広報するよう努めるものとする。

（締結期間及び更新等）

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。次年度以降については、満了日までに甲、乙間で更新について協議するものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

令和4年4月26日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995  
大井町  
大井町長

乙 神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1  
神奈川トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長

資料2-1-52 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社  
ゼンリン横浜営業所）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

大井町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、大井町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、大井町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。当該有効期間満了までに乙から甲に対し継続の意思確認を行い、甲又は乙から文書による変更、終了の申し出がないときは、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年11月29日

甲) 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995

大井町 町長

乙) 神奈川県横浜市新横浜 2-13-13 TPR 新横浜ビル 5F

株式会社ゼンリン 横浜営業所 所長

貼付別紙 省略

資料2-1-53 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社サトー）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

大井町（以下「甲」という。）と株式会社サトー（以下「乙」という。）は次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大井町域で地震、風雪水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の応急対策及び災害復旧等に係るレンタル機材の提供について必要な事項を定める。

（内容）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、乙に対し乙の保有する発電機、投光器その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙が甲に提供する保有機材の選定及び数量は、甲乙協議の上決定する。

3 前項に定めがない事項については、町民生活の早期安定を図るため、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 甲及び乙は、前条の要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話、メール等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めた協定事務担当者名簿（第1号様式）を作成し、相互に確認するものとする。

2 本協定の有効期間の途中において連絡責任者等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方

に報告する。

（保有機材の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する保有機材の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの保有機材の運搬は、原則として乙が行う。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行う。

2 前項の保有機材の引渡しは、乙が当該保有機材を本協定第3条に定める要請文書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引渡す方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合、あらかじめ甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。

3 前2項による保有機材の引渡しは、当該甲の職員又は甲の指定する者による機材の確認及び受領をもって完了とする。

（経費の負担）

第6条 保有機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担する。

2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（代金の支払）

第7条 甲及び乙は、保有機材の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議の上決定する。

2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は乙からの請求書を受領した後、速やかに代金を乙に支払う。

（円滑な運用）

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行い、相互連携を図り災害発生時に円滑な運用が行えるよう務める。

2 乙は、調整に必要なレンタル機材のリストをあらかじめ別途作成し、双方で共有することとする。

（履行義務の免除）

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除す

ることができる。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方が誠意をもって協議し決定する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

二 令和4年11月30日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995

大井町

大井町長

乙 神奈川県足柄上郡山北町岸127-7

株式会社サトー

代表取締役社長



## 第2部 応急対策計画



## J-ALERT防災行政無線一斉放送基準

情報の種類	サイレンの種類	放送内容（合成音声）
<b>緊急地震速報</b>		
■緊急地震速報 （震度5弱以上の地震）	NHKチャイム音 と同音	「大地震（おおじしん）です。大地震（おおじしん）です。」 【3回繰り返し】
<b>東海地震</b>		
■東海地震に関連する調査情報 （臨時） ※東海地震の観測データに異常 （ひずみ計の異常1箇所）	大井町の通常チャイム	「こちらは、ぼうさいおおいです。ただいま、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されました。テレビ、ラジオ、町からの情報に注意してください。【2回繰り返し】 こちらは、ぼうさいおおいです。」
■東海地震注意情報 ※東海地震の観測データに異常 （ひずみ計の異常2箇所）	大井町の通常チャイム	「こちらは、ぼうさいおおいです。ただいま、東海地震注意情報が発表されました。テレビ、ラジオ、町からの情報に注意してください。【2回繰り返し】 こちらは、ぼうさいおおいです。」
■東海地震予知情報 ※東海地震発生のおそれがある場合	大井町の通常チャイム	「こちらは、ぼうさいおおいです。ただいま、東海地震警戒宣言が発表されました。テレビ、ラジオ、町からの情報に注意し、冷静な行動をお願いします。【2回繰り返し】 こちらは、ぼうさいおおいです。」
<b>震度速報</b>		
■震度速報（震度5弱）	大井町の通常チャイム	「こちらは、ぼうさいおおいです。ただいま、震度5弱の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ、ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。【2回繰り返し】 こちらは、ぼうさいおおいです。」
■震度速報（震度5強から7）	大井町の通常チャイム	「こちらは、ぼうさいおおいです。ただいま、震度（5強～7）の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ、ラジオ、町からの情報に十分注意し、落ち着いて行動してください。【2回繰り返し】 こちらは、ぼうさいおおいです。」
<b>火山情報</b>		
■緊急火山情報（富士山・箱根山） ※生命・身体にかかわる火山活動が発生した場合に発表	大井町の通常チャイム	「こちらは、ぼうさいおおいです。ただいま、緊急火山情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意してください。【2回繰り返し】 こちらは、ぼうさいおおいです。」
■臨時火山情報（富士山・箱根山） ※火山活動に以上が発生し、注意が必要なときに随時発表	大井町の通常チャイム	「こちらは、ぼうさいおおいです。ただいま、臨時火山情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意してください。【2回繰り返し】 こちらは、ぼうさいおおいです。」
■火山観測情報（富士山・箱根山） ※緊急火山情報・臨時火山情報を補うなど、火山活動の状況を決め細かく発表	大井町の通常チャイム	「こちらは、ぼうさいおおいです。ただいま、火山観測情報が発表されました。テレビ、ラジオの情報に注意してください。【2回繰り返し】 こちらは、ぼうさいおおいです。」
<b>気象情報</b>		
■全ての気象注意報・警報	自動放送はせずに、現状及び今後の予想をもとに判断した結果、一斉放送の必要があるとなった場合に、手動にて放送を実施	

情報の種類	サイレンの種類	放送内容（合成音声）
<b>国民保護情報</b>		
■弾道ミサイル攻撃情報	国民保護サイレン 14秒 吹鳴	「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 【3回繰り返し】
■航空攻撃情報	国民保護サイレン 14秒 吹鳴	「航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性あります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 【3回繰り返し】
■ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	国民保護サイレン 14秒 吹鳴	「ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性あります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 【3回繰り返し】
■大規模テロ情報	国民保護サイレン 14秒 吹鳴	「大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」 【3回繰り返し】

※国民保護情報は参考として掲載

## 気象庁震度階級関連解説表

平成21年 3月31日改定

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ■木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

## ■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

## ■ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂*1や液状化*2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある*3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ■ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者による罹災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ■ 大規模構造物への影響

<p>長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長い ため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらな いと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

様式 1

職員動員報告書 (第 号配備)

年 月 日

様

部 名

課室等名

所属長名

内 容		人 員	備 考
動 員 状 況	職員数		
	現在の動員数		
	未配備人員数		
	動員者氏名		
従事している主な業務内容			

## 資料2-2-4 大井町災害対策本部条例

### 大井町災害対策本部条例

昭和39年7月15日  
条例第 21 号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大井町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第5条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月10日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料2-2-5 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

### 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、大井町（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、つぎのとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大井町の地域について災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 大井町内で重大な被害が発生、又は発生するおそれがある場合
- 二 大井町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を保有する。

平成23年8月12日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局

乙) 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

大井町

## 資料2-2-6 災害時における松田郵便局と大井町の協力に関する覚書

### 災害時における松田郵便局と大井町の協力に関する覚書

松田郵便局長（以下「甲」という。）及び大井町長（以下「乙」という。）は、大井町内に発生した地震その他による災害時において、互助精神に基づき、大井町及び大井町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、大井町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等の提供。
- （2）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供。
- （3）郵便局又は大井町が収集した久被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供。
- （4）甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置。
- （5）甲が所有する自転車の提供。
- （6）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び救護対策。
- （7）その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した額を負

担する。

2 前項の負担に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 大井町の災害対策本部のメンバーにオブザーバーとして、松田郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 松田郵便局は、大井町が実施する防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては松田郵便局長、乙においては大井町長とする。

（この協定に定めのない事項等）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、その都度、両者が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年11月12日

郵政省

松田郵便局長

大井町

大井町長

様式2

第 号  
年 月 日

神奈川県知事

様

大井町長

## 自衛隊災害派遣要請書

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

### 記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する人員・車両・船舶・航空機等の概要
  - (1) 人員
  - (2) 車両等の種類
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区域
  - (2) 活動内容
- 5 その他参考となるべき事項

様式3

第 号  
年 月 日

神奈川県知事

様

大井町長

### 自衛隊災害派遣撤収要請書

当町 地区の避難救助活動のため、 年 月 日付大総第 号をもって自衛隊の出動を要請しましたが、避難救助活動が概ね完了いたしましたので、撤収方を要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

## 自主防災組織一覽表

平成30年3月1日現在

番号	自主防災組織名	設立年月日	備考
1	吉原	昭和58年4月1日	
2	新宿	昭和58年4月1日	
3	河原	昭和58年4月1日	
4	根岸上	昭和58年4月1日	
5	根岸下	昭和58年4月1日	
6	市場	昭和58年4月1日	
7	坊村	昭和58年4月1日	
8	馬場	昭和58年4月1日	
9	宮地	昭和58年4月1日	
10	金手	昭和58年4月1日	
11	上大井	昭和58年4月1日	
12	西大井	昭和58年4月1日	
13	篠窪	昭和58年4月1日	
14	柳	昭和58年4月1日	
15	高尾	昭和58年4月1日	
16	赤田	昭和58年4月1日	
17	上山田	昭和58年4月1日	
18	中屋敷	昭和58年4月1日	
19	下山田	昭和58年4月1日	

## 大井町防災行政無線一覧表

(令和5年3月1日現在)

## 1 大井町における通信設備（神奈川県防災行政通信網）

設置機器	設置場所	電話番号	設置機器	設置場所	電話番号
受令端末	無線室	4250	共用網専用電話	無線室	014-572-1
スマートフォン	無線室	3250 3251	Web会議端末	災害対策本部	4256
閉域網 スマートフォン	無線室	3252			

## 2 大井町における通信設備（大井町防災行政無線）

## (1) 固定系システム

区 分	設置場所	所在地
固定系親局	大井町役場防災無線室	大井町金子1995番地
固定系中継局	篠窪高林中継局	大井町篠窪943-3

## (2) 固定系子局

番号	局 名	グループ名	設置場所	備 考
1	上河原	金田	金子658-1	
2	根岸上	金田	金子431	
3	金手児童公園	金田	金手9-4	
4	消防団第二	金田	金手1000-1	
5	消防団第一	金田	金子96	
6	第一浄水場	金田	金子1359-1	※菖蒲園駐車場
7	大井小学校	金田	金子1463	
8	大井保育園	金田	金子2854	
9	西大井上	曾我	西大井102	
10	上大井小学校	曾我	上大井171	
11	上大井大橋	曾我	上大井507-1	
12	上大井駅前公園	曾我	上大井675-3	
13	西大井下	曾我	西大井452-2	
14	そうわ会館	相和	山田502	
15	中屋敷	相和	山田580	※相和小学校
16	下山田	相和	山田1058-1	※下山田自治会
17	山田獅久保	相和	山田1198-1	
18	消防団第六	相和	篠窪32-1	
19	柳	相和	柳64-2	

番号	局名	グループ名	設置場所	備考
20	高尾	相和	高尾347	
21	四季の里	相和	柳265	
22	赤田	相和	赤田753	※赤田自治会館
23	赤田稲久保	相和	赤田106	
100	大井町役場	金田	金子1995	※親局拡声
※	戸別受信機	—	—	払出数718台 (本部モニター3台含む)

### (3) 移動系システム

区分	設置場所	所在地
移動系統制局（統制台）	大井町役場防災無線室	大井町金子1995番地
移動系基地局	篠窪高林中継局	大井町篠窪943-3

### (4) 移動局

局名	呼出符号
1 統制局（統制台）	ぼうさいおおい 100
2 半固定局	
町長宅	ぼうさいおおい 101
総合体育館	ぼうさいおおい 102
保健福祉センター	ぼうさいおおい 103
湘光中学校	ぼうさいおおい 104
大井小学校	ぼうさいおおい 105
相和小学校	ぼうさいおおい 106
上大井小学校	ぼうさいおおい 107
大井幼稚園	ぼうさいおおい 108
相和幼稚園	ぼうさいおおい 109
大井第二幼稚園	ぼうさいおおい 111
大井保育園	ぼうさいおおい 112
旧いこいの村あしがら	ぼうさいおおい 113
松田警察署	ぼうさいおおい 110
小田原市消防本部足柄消防署	ぼうさいおおい 119
そうわ会館	ぼうさいおおい 114
足柄上合同庁舎	ぼうさいおおい 115（兼用）
県西土木事務所	ぼうさいおおい 115（兼用）
県立足柄上病院	ぼうさいおおい 116
防災安全課	ぼうさいおおい 120

3 携帯局（自主防災組織）	
吉原自主防災組織	ぼうさいおおい 201
新宿自主防災組織	ぼうさいおおい 202
河原自主防災組織	ぼうさいおおい 203
根岸上自主防災組織	ぼうさいおおい 204
根岸下自主防災組織	ぼうさいおおい 213
市場自主防災組織	ぼうさいおおい 206
坊村自主防災組織	ぼうさいおおい 207
馬場自主防災組織	ぼうさいおおい 208
宮地自主防災組織	ぼうさいおおい 209
金手自主防災組織	ぼうさいおおい 210
上大井自主防災組織	ぼうさいおおい 211
西大井自主防災組織	ぼうさいおおい 212
上山田自主防災組織	ぼうさいおおい 214
中屋敷自主防災組織	ぼうさいおおい 215
下山田自主防災組織	ぼうさいおおい 216
篠窪自主防災組織	ぼうさいおおい 217
柳自主防災組織	ぼうさいおおい 218
高尾自主防災組織	ぼうさいおおい 219
赤田自主防災組織	ぼうさいおおい 220
（消防団）	
第1分団	ぼうさいおおい 301
第2分団	ぼうさいおおい 302
第3分団	ぼうさいおおい 303
第4分団	ぼうさいおおい 304
第5分団	ぼうさいおおい 305
第7分団	ぼうさいおおい 507
第8分団	ぼうさいおおい 308
（避難場所職員用）	
総合体育館	ぼうさいおおい 401
大井小学校	ぼうさいおおい 402
相和小学校	ぼうさいおおい 403
上大井小学校	ぼうさいおおい 404
湘光中学校	ぼうさいおおい 405
（災害対策本部）	
防 災 1	ぼうさいおおい 501
2	ぼうさいおおい 502
3	ぼうさいおおい 503
4	ぼうさいおおい 504

5	ぼうさいおおい	5 0 5
6	ぼうさいおおい	5 0 6
7	ぼうさいおおい	5 0 8
8	ぼうさいおおい	5 0 9
9	ぼうさいおおい	5 1 0
1 0	ぼうさいおおい	5 1 1
1 1	ぼうさいおおい	5 1 2
1 2	ぼうさいおおい	5 1 3
1 3	ぼうさいおおい	5 1 4
1 4	ぼうさいおおい	5 1 5
1 5	ぼうさいおおい	5 1 6
1 6	ぼうさいおおい	5 1 7
1 7	ぼうさいおおい	5 1 8
1 8	ぼうさいおおい	5 1 9
1 9	ぼうさいおおい	5 2 0
2 0	ぼうさいおおい	5 2 1
2 1	ぼうさいおおい	5 2 2
2 2	ぼうさいおおい	5 2 3
2 3	ぼうさいおおい	2 0 5
2 4	ぼうさいおおい	3 0 6
2 5	ぼうさいおおい	4 0 6
(協定団体等)		
防 災 1	ぼうさいおおい	6 0 1
防 災 2	ぼうさいおおい	6 0 2
防 災 3	ぼうさいおおい	6 0 3
4 車携帯局		
防災用トラック	ぼうさいおおい	7 0 1
議長車	ぼうさいおおい	7 0 2
消防指令車	ぼうさいおおい	7 0 3
交通防犯車	ぼうさいおおい	7 0 4
上下水道車 1	ぼうさいおおい	7 0 5
上下水道車 2	ぼうさいおおい	7 0 6
上下水道車 3	ぼうさいおおい	7 0 7
都市整備車 1	ぼうさいおおい	7 0 8
都市整備車 2	ぼうさいおおい	7 0 9

### 3 グループ一覧表

No	グループ名	グループNo	該当移動局
1	防災関係機関	# 0 1	101～120
2	全局一斉	# 0 2	全局
3	町役場	# 0 3	101、120、501～523、701～710
4	半固定局	# 1 0	101～120
5	自主防災組織	# 2 0	201～220
6	消防団	# 3 0	301～308
7	避難場所職員	# 4 0	401～406
8	災害対策本部	# 5 0	501～523
9	協定団体等	# 6 0	601～603
10	車携帯局	# 7 0	701～710
11	教育機関	# 8 0	104～109、111、112
12	中学校	# 8 1	104
13	小学校	# 8 2	105～107
14	幼稚園	# 8 3	108、109、111
15	保育園	# 8 4	112

## 被害状況の調査

災害発生した日時	
被害が発生した場所	
災害の原因	
被害の状況	
災害に対して講じられた措置	
災害に対して今後講じようとする措置	
災害対策費用	
情報総括責任者	
地区責任者	
被害調査方法	

### 災害対策連絡票

年 月 日 時 分 発信・受信			
受発NO.	号	伝達手段	直接・有線・無線
発信者		取扱者	
受信者		取扱者	
件名			
記事			
措置			

人的・建物被害等 災害発生  
被害中間 報告

報告の時限	日 時 分 現在	受信時刻	時 分	
発信機関		受信機関		
発信者名	電話	受信者名		
内 容				
発 生	日時	日 時 分		
	場所			
	原因			
人 的 被 害	死者		人	
	行方不明		人	
	負 傷 者	重症		人
		軽症		人
建 物 被 害	全壊	棟	世帯 人	
	半壊	棟	世帯 人	
	一部破損	棟	世帯 人	
	公共建物	棟 ( )		
火 災 発 生	罹災世帯数			
	罹災者数			
	建物			
	危険物			
	その他			
その他参考事項				



確定報告

市町村			区 分				被 害	
災害名			田	田	流出・埋没	ha		
確定年月日					年	月	日	冠水
報告者名			畑	畑	流出・埋没	ha		
電話					冠水	ha		
区分			被害					
住 家 被 害	死者	人	そ の 他 被 害	文教施設		か所		
	行方不明	人		病院		か所		
	負傷者	重傷		人	道路		か所	
		軽傷		人	橋りょう		か所	
	全壊	棟			河川		か所	
		世帯			砂防		か所	
		人			清掃施設		か所	
	半壊	棟			がけ崩れ		か所	
		世帯			鉄道不通		か所	
		人			水道		戸	
	一部破損	棟			電話		回線	
		世帯			電気		戸	
		人			ガス		戸	
	床上浸水	棟			ブロック塀等		か所	
世帯								
人								
床下浸水	棟		罹災世帯数		世帯			
	世帯		罹災者		人			
	人		建物		件			
被非住 害家	共建物	棟	火 災 発 生	危険物		件		
	その他	棟		その他		件		

区 分		被 害		対 策 本 部  市 町 村 災 害	名 称	
公立文教施設	千円				設置	月 日 時 分
農林水産業施設	千円				廃止	月 日 時 分
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小計	千円					
そ の 他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
その他	千円					
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人	
備 考	1. 災害発生場所					
	2. 災害発生年月日					
	3. 災害の種類概況					
	4. 消防機関の活動状況					
	5. その他（避難の勧告・指示の状況）					

## 被害の分類認定基準

区 分		内 容
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1か月以上で治療を要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。

区 分		内 容
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70 パーセント以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50 パーセント以上に達した程度のもとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 パーセント以上 50 パーセント未満のもとする。
	一部損破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎・公民館・公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。
その他	田の流出、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

区 分	内 容
道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
橋りょう	道路を連絡するために河川・運河等の上に架設された橋長 2 メートル以上のものをいう。
河 川	河川法（昭和 39 年法理津第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
がけくずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし被害を与えなくても、その崩落、崩壊が 50 立方メートルを超えらると思われるものは報告するものとする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

区 分		内 容
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同住宅を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火に伴う火災発生件数とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・魚貝・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具等とする。

\* 備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 広報案文

[共通事項]

(放送文の前に放送)

こちらは、ぼうさいおおいです。

(以下放送文は、2回繰り返す)

[案文1] 地震情報、余震情報の伝達文

(直後)

ただいま、強い地震がありました。

町民の皆さんは、火の始末をし、ガスの元栓を閉めてください。

テレビ、ラジオ、町の情報に十分注意し、落ち着いて行動してください。

先ほどの地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇k mと推定されます。

大井町の震度は〇で、地震の規模はマグニチュード〇でした。

今後も、テレビ、ラジオや町役場からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

ただいまの地震によって町内各地に多くの被害が出ている模様です。

町は災害対策本部を設置し、総力をあげて対策を進めております。

皆さんの協力で、助け合ってください。

近所で助けを求めている人がいないか確かめてください。

また、家の倒壊などで、救助が必要な場合は消防署又は役場若しくは各地区の自主防災組織へ連絡してください。

(10分後)

今後、余震が予想されますが、余震は本震ほど強くありません。

落ち着いて行動してください。

崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意してください。

火の元は消しましたか。

火が出たら大声を出して、みんなの協力で消してください。

また、火災や救助、救急は消防署に知らせてください。

#### [案文2] 被害の状況

これまでにわかった被害の状況をお知らせします。  
亡くなった方〇人、行方のわからない方〇人、重傷者〇人、軽傷者〇人  
全壊家屋〇棟、半壊家屋〇棟

現在、町内の電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。  
また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。  
テレビやラジオからの情報に注意し、デマに惑わされないように落ち着いて行動してください。

#### [案文3] 火災発生の状況

ただいま、〇〇（地区名）の〇〇付近で火災が発生しました。  
消防団員の方は出動してください。

〇〇地区の皆さんにお知らせします。  
〇〇地区で発生した火災は、強い風のため、さらに燃え広がる危険が出てきました。  
消火活動にあたっている方を除いて、〇〇地区の皆さんは最小限の必要携帯品を持って、至急、  
風上の〇〇に避難してください。  
落ち着いて、消防職（団）員の指示に従ってください。

#### [案文4] 交通の状況

現在、町内の全ての道路が〇〇のため車両の通行が禁止されています。  
町民の皆さん、自動車は使用しないでください。  
ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。

現在、小田急線、御殿場線は全て運転を見合わせています。  
各鉄道機関では線路等の点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。

現在、町内を運行しているバスは〇〇を走っている〇〇交通の〇〇行きです。

テレビ、ラジオ、町の情報に十分注意し、落ち着いて行動してください。

#### [案文5] 気象情報の伝達

台風〇号は、本日〇時、〇分現在〇〇の〇〇にあつて、毎時〇kmの速さで〇〇に進んでいます。  
このため、ただいま、県下に〇〇警報（注意報）が発令されました。  
この情報によりますと、これから〇〇にかけて暴風圏に入り、風雨ともに強くなると考えま  
す。  
今後の気象情報に十分注意し、厳重に警戒してください。

[案文6] 避難通報、避難時の注意事項

台風○号による大雨のため、○○地区では浸水のおそれが出てきました。

○○地区の皆さんは、全員○○学校、体育館に避難してください。

なお、避難するときは、毛布その他の身のまわりの必要携帯品を持って、消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

台風○号の影響による酒匂川の増水のため、○○付近の堤防が決壊するおそれが出てきました。

このため、○○地区の皆さんは万一来に備え、全員○○学校、体育館に避難してください。なお避難するときは、毛布その他の身のまわりの必要携帯品を持って、消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

皆さん、避難時には最小限の着替え、食糧、飲料水、懐中電灯、貴重品の携帯を忘れないでください。

避難は、関係者の誘導に従って行動してください。

また、避難先では、家族の安全確認を行い、責任者の方又は町職員に報告してください。

[案文7] 地震被害による避難、避難の指示、誘導

家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。

避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて避難してください。

○○地区周辺は○○のため、避難勧告（指示）が出されました。

避難先は、○○公園、○○学校です。

家の戸締まりをして、家族そろって早く避難してください。

[案文8] 救護対策の周知

負傷者の臨時救護所が○○に設けられています。

けがをされた方は○○に行ってください。

[案文9] 防疫、保健衛生に関する注意

食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど、衛生面に十分注意してください。

また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。

食中毒症状のときは、保健所に連絡してください。

[共通事項]

(放送文の後に放送)

こちらは、ぼうさいおおいです。

消防信号

方法 信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付 サイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号 消防署所等から約 800メートル以内 のとき	○-○-○-○-○ (連点)	3秒  2秒 (短声 連点)	
	出場信号 署、団出場区域内	○-○-○ ○-○-○ (3点)	約5秒 	
	応援信号 署、団特命応援 出場のとき	○-○ ○-○ (2点)	6秒	
	報知信号 出場区域外の火災 を認知したとき	○ ○ ○ ○ (1点)		
	鎮火信号	○ ○-○ ○ ○-○ (1点と2点との班打)		
山林火災 信号	出場信号 署、団出場区域内	○-○-○ ○-○ (3点と2点との班打)	約10秒  約2秒	
	応援信号 署、団特命応援 出場のとき	同上	同上	
火災警報 信号	火災警報 発令信号	○ ○-○-○-○ ○ ○-○-○-○ ○ ○-○-○-○ (1点と4点との班打)	約30秒  約6秒	掲示板 発令中 赤字に白字 形状及び大き さは適宜とす る。 

## 救助応急計画

各種災害及び交通事故等により、町民の生命、身体に危機を生じ又は、危険が予想されるときは次によるものとする。

### 現地指揮本部の設置

災害又は事故現場に近く、その状況、部隊の行動を把握できる場所を選定し速やかに現地指揮本部を設置し、的確なる救助救急を実施する。

現地指揮本部は指揮班、情報調査班とし、各班の任務分担は次のとおりとする。

#### 1 指揮班

- (1) 出場各隊に対する現地指揮本部長の指揮命令及び連絡事項の伝達に関すること。
- (2) 消防相互応援に基づく応援要請、役場各部、町内各機関への応援又は協力要請に関すること。
- (3) 災害対策本部長（又は町長）への状況報告、各班との連絡、資機材輸送の要請に関すること。
- (4) 現場警戒区域の設定に関すること。
- (5) 資機材の配付、受領、給食に関すること。

#### 2 情報調査班

- (1) 医療機関の傷病者受入体制及びその収容状況の掌握に関すること。
- (2) 情報の収集に関すること。
- (3) 災害原因等の調査に関すること。
- (4) 傷病者等の救出、救急状況の記録及び集計に関すること。
- (5) 傷病者等の救出、救急の即報に関すること。
- (6) 傷病者等の氏名性別、収容先等の掌握及び広報（現場広報を含む）に関すること。

情報調査班の記録票及び認識票は次により作成する。

○	
認識票	
NO	
氏名	
年齢	歳
性別	
程度	

#### ○穴（鳩目付）

1. 輪ゴムをつけ傷病者の腕又はボタン等に付す。
2. 用紙は厚紙とする。
3. 裏面に足柄消防組合のゴム印を押す。

即報板作成

取扱 隊名	番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は 傷病者等の 特徴、部位	傷病 程度	収容先 医療機関
	NO.				男 女		死重 中軽	
	NO.				男 女		死重 中軽	
	NO.				男 女		死重 中軽	
	NO.				男 女		死重 中軽	

月日現在被災状況	死亡		重 傷	中等傷	軽 傷	合 計	収容 場所	出場 隊名
	現地	収容先						
月 日 時 分	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		
月 日 時 分	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計		

## 町防災備蓄一覧表

令和5年3月1日現在

種別	品名	数量	品名	数量
飲食料	アルファ米	12,500	サバイバルフーズ	8,340
	レトルトご飯	1,800	クッキー	636
	液体ミルク (240ml)	1,536	水 (500ml)	1,008
	非常用飲料水貯留槽 (31t)	4	飲料水兼用耐震性貯水槽 (60t)	1
資機材	チェーンソー	7	エンジンカッター	5
	小型発電機	5	中型発電機	19
	ポータブル蓄電池	6	コードリール	17
	USB充電器	6	携帯充電ケーブル	48
	小型投光器	5	中型投光器	6
	ハルゲン投光器	5	バルーン投光器	6
	ワークライト	15	懐中電灯	42
	ハンドマイク	10	携帯ラジオ	6
	ワンタッチテント	5	ワンタッチテント (小型)	2
	簡易隔離用間仕切り (大)	4	紙管間仕切り (2区画1セット)	1
	クイックパーテーション	27	プライベートルーム	18
	ひなんルーム	569	担架	9
	リヤカー	19	マンホールトイレ (小便器型)	2
	マンホールトイレ (一般型)	16	マンホールトイレ (車いす型)	2
	簡易組立トイレ	6	簡易組立トイレ (小便器型)	18
	簡易トイレ (マンホール型)	6	簡易組立トイレ (車イス型)	23
	ワンタッチトイレ (テント付)	24	ワンタッチ便座	60
	簡易トイレ (汚物パック型)	1	使い捨てパック (10枚入り)	96
	バリケード	30	死体収容袋	20
	災害救助用工具セット	6	基本工具セット (ペンチ・ドライバー等)	6
	スコップ	29	ハンマー (大)	7
	ハンマー (小)	8	カケヤ	23
	ツルハシ	19	番線カッター	6
	シノ	26	鉄クイ	137
	丸鉄クイ	50	鉄線 (10番 10m)	8
	アシバネ番線 (10番 600mm)	400	一輪車	2
	空気入れ	6	ジャッキ	4
	ガソリン缶 (20ℓ)	9	—	—
資材消耗品	土のう袋	400	土のう袋 (1t)	55
	水土のう	60	トラロープ (50m)	8
日用品	毛布	1,381	寝袋	772
	床マット (エアマット)	720	ブルーシート (大)	1,270
	ブルーシート (区画用)	1,500	上敷 (ござ)	18
	バケツ	25	たらい	8
	洗濯石けん	30	化粧石けん	30
	除菌洗剤	6	スポンジ	30

種 別	品 名	数 量	品 名	数 量
	タオル	72	トイレトペーパー	672
	生理用品	5,304	子供用おむつ (S サイズ)	1,640
	子供用おむつ (M サイズ)	1,536	子供用おむつ (L サイズ)	1,080
	子供用おむつ (BIG サイズ)	672	大人用おむつ (M~L サイズ)	968
	大人用おむつ (L~LL サイズ)	880	ステリボトル (使い捨て哺乳瓶)	1,610
	ウェットティッシュ (30 枚入り)	360	災害時用ちり紙 (3,000 枚)	30
	ティッシュペーパー (10 枚入り)	2,900	—	—
給食機材等	ガスバーナー釜・釜戸セット	3	大釜	6
	釜戸 (大)	6	中釜	12
	釜戸 (中)	12	調理用食かん	60
	なべ	21	やかん	67
	ポット (20)	18	カセットコンロ	15
	カセットボンベ	90	ひしゃく	12
	まな板	23	包丁	24
	しゃもじ	62	おたま	23
	計量カップ	18	トレー	1,750
	食器 (ボウル)	1,535	食器 (皿)	1,651
	食器 (カップ)	1,319	フォーク	1,008
	スプーン	1,086	紙コップ	2,000
衛生用品	非接触型体温計	25	サージカルマスク	7,050
	簡易マスク	600	使い捨てビニール手袋 (50 組)	8
	使い捨てビニール手袋 (40 組)	60	サージカルガウン・キャップ	200
	手指消毒剤 (10・ポンプ付き)	30	消毒用アルコール (180)	3
	消毒用アルコール (400 ml)	24	アルコール用スプレー	6
	ペーパータオル	6	ハンドソープ (500 ml)	41
	ハンドソープ (詰替用・5 kg)	5	—	—
給水機材等	濾水機	4	給水タンク	163
	飲料水袋	10,000	貯留槽用モーターポンプ	4
	貯留槽用給水機材	4	貯水槽用給水機材	4
	クーラーポット 10~150	26	浄水器用カートリッジ	24
医薬品等	救急箱	3	トリアージタグ	500
その他	応急危険度判定備品	1	避難所事務用品	5
訓練資材	訓練用消火器 (水)	103	AEDトレーナー・マネキン	1
	煙体験ハウス	1	—	—

年 月 日

## 避難場所開設報告書

神奈川県知事

様

大井町長

印

1 災害の規模及び状況

2 開設年月日

3 開設場所及び収容人員

4 開設期間見込み

5 その他

年 月 日

## 避難所設置及び収容状況

大井町災害対策本部長 様  
(町長)

所在地

名 称

管理者

氏 名

名 称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		備 考
					品名	数量	
		月 日 ～ 月 日					
		月 日 ～ 月 日					
		月 日 ～ 月 日					
		月 日 ～ 月 日					
		月 日 ～ 月 日					
		月 日 ～ 月 日					
		月 日 ～ 月 日					

注：

- 1 「種別」とは、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、仮設期間中に使用した品目名、使用料を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を備考欄に記入すること。

年 月 日

### 避難所収容者名簿報告書

大井町災害対策本部長 様  
(町長)

所在地

名 称

管理者

氏 名

氏 名	住 所	年 齢	備 考 (傷病等の状況を記入)

\* 災害対策本部への連絡事項

## 避難所収容台帳

責任者

避難場所		開設期間	月 日 時から 月 日 時まで				
番号	氏名	住所	性別	年齢	収容日時	退所日時	記事

155

注：記事欄には、収容者の移動状況及び使用物品等を記入

資料2-2-25 風水害発生時における一時避難施設としての使用に関する協  
定書（神奈川県立大井高等学校）

風水害発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

風水害発生時における一時避難施設としての使用に関し、大井町長（以下「甲」という。）と神奈川県立大井高等学校長（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大井町内で風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の管理する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の概要）

第2条 乙は、次に掲げる施設を公共の福祉の立場から、風水害の発生時又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として地域住民等に使用させるものとする。

所在地	大井町西大井984-1
所有者	神奈川県
名称	神奈川県立大井高等学校
構造等	体育館 RC造3階建て

（施設の使用部分）

第3条 乙は、前条の施設（以下「使用施設」という。）のうち、次に掲げる部分を一時避難のために使用させるものとする。なお、使用に必要な鍵の取り扱い等については、あらかじめ別に定めるものとする。

避難場所	体育館2階外周通路部（312㎡、地上高5.2m）
避難入口・通路	避難施設西門より屋外階段を利用

（施設の使用時期）

第4条 乙は、次に掲げる場合に使用施設を一時避難のために地域住民等に供するものとする。

- （1）酒匂川沿岸地域に避難指示又は避難勧告が発令されたとき。
- （2）酒匂川に氾濫危険情報が発表されたとき。
- （3）その他、甲乙が特に必要と認めるとき。

2 乙は、次に掲げる場合に一時避難施設としての提供を終了するものとする。

- （1）避難指示又は避難勧告が解除されたとき。
- （2）酒匂川が氾濫するおそれがなくなったとき。
- （3）その他、避難者が町指定避難所等へ2次避難を完了するなど、一時避難施設としての役割が終了したと甲乙が認めたとき。

（住民等への事前周知）

第5条 甲は、ハザードマップ等を通じて、当該施設周辺地域が酒匂川の洪水浸水想定区域に指定されていること、洪水浸水想定区域外に指定する風水害時の町指定の避難場所（避難所）などの情報を住民に十分周知すると共に、洪水浸水想定区域外に避難する暇がない状況になった場合、いわゆる「逃げ遅れ対策」として、本協定に基づき、当該施設上階の使用施設に緊急的に一時避難ができる旨、併せて周知するものとする。

（施設の変更）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、使用施設の面積や避難経路等に変更が生じる場合又は一時避難施設として使用ができなくなった場合には、速やかに甲に連絡するものとする。

（避難訓練における施設の使用）

第7条 甲は避難訓練により使用施設を使用するときは、事前に乙と協議するものとする。

（施設の使用料）

第8条 使用施設の使用料は無料とする。ただし、避難した者が使用した、電気、水道等の使用料については、使用の状況に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設等の破損における費用負担）

第9条 使用施設が第4条又は第7条の規定により使用された場合において、甲は避難した者により

生じた使用施設及び使用施設の備品の破損については、甲はこれを原状に復するものとする。この場合において、甲乙協議の上、甲が負担すべき範囲を決定するものとする。

(避難時における事故の責任)

第10条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(相互の協力)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく施設の使用に関し定期の確認を行うと共に、関連する防災情報等に関し日頃からの情報交換に努めるものとする。

(施設の使用後の報告)

第12条 甲は、使用施設を第4条又は第7条の規定により使用したときは、乙に使用した旨その他要事項を届け出るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(解約の申し入れ等)

第14条 この協定は平成30年4月1日からその効力を有するものとし、甲乙は、この協定を解約しようとするときは、文書をもって相手方に申し入れるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3月27日

甲 大井町金子1995番地

大井町長

乙 大井町西大井984番地1

神奈川県立大井高等学校

校長

**資料2-2-26 災害時における臨時避難所としての施設使用に関する協定書  
(学校法人昭和女子大学)**

**災害時における臨時避難所としての施設使用に関する協定書**

大井町（以下「甲」という。）と、学校法人 昭和女子大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大井町域において地震、火災、風水害等の被害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、臨時避難施設として、乙が所有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、災害時の臨時避難施設とする。

（施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を臨時避難施設として使用することに協力するものとする。

施設名称	昭和女子大学 東明学林
所在地	神奈川県足柄上郡大井町山田 1868
所有者	学校法人 昭和女子大学
敷地面積	102,670.00 m <sup>2</sup>
建築面積	5,069.37 m <sup>2</sup>
設備概要	宿泊室 32 室（1 室 8 名洋室）・大、小浴場・大食堂・研修用教室 5 室
建築年	昭和 52 年
耐震性	耐震性あり
収容人数	約 250 人（学生利用者の状況により変動）

（事前協議）

第4条 甲は、災害時に臨時避難所の開設を必要とするときは、乙に対し臨時避難所開設の可否等について事前協議をするものとする。

（協力要請）

第5条 前条に基づく事前協議の結果、臨時避難所として施設使用が可能であった場合、甲は、乙に対し臨時避難所開設の協力を要請する。

（要請手続）

第6条 前条の規定による甲の要請は、臨時避難所施設使用要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において臨時避難所施設使用要請書を提出するものとする。

（施設変更の報告）

第7条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、使用施設が臨時避難所として使用された場合の施設の破損についての復旧費用および臨時避難所運営に係る必要経費については甲が負担するものとする。

（避難所の事故等に係る責任）

第9条 乙は、避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第10条 臨時避難所の使用期間は、指定避難所での受入が可能となるまでとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びの実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行なうものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は平成24年 4月26日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合

を除きその効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 4月26日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

大井町長

乙 東京都世田谷区太子堂1丁目7番

学校法人 昭和女子大学

理事長

第1号様式

災害時における臨時避難所施設使用要請書

平成 年 月 日

学校法人 昭和女子大学 理事長 様

大井町長

災害時における臨時避難所としての施設使用に関する協定書に基づき、次のとおり施設使用を要請いたします。

施設名称	学校法人 昭和女子大学 東明学林
災害種別 被災状況	
施設使用期間	使用開始 平成 年 月 日 ( ) 時 分より 使用終了 平成 年 月 日 ( ) 時 分より
施設使用内容	収容人数 人 使用施設 宿泊室 室・浴場・食堂・研修用教室 室 その他 ( )
担当者	事務担当 課 氏名 連絡先 ( ) - 現場担当 課 氏名 連絡先 ( ) -
その他必要事項	



主要食料等配布台帳（施設別配布用）

大井町災害対策本部長 様  
(町長)

配 布 先 (避難所名等) \_\_\_\_\_

配布年月日	配布品目	数量	金額	備考

災害救助物資として、上記のとおり配布しました。

年 月 日

配布責任者氏名

印



物資調達台帳

大井町災害対策本部長 様  
(町長)

業者住所

氏名 (名称)

電 話

年月日	物資の品目	数量	金額	備考

災害救助物資として、上記のとおり調達しました。

年 月 日

調達責任者氏名

印



物資の支給・配布状況（個別配布用）

大井町災害対策本部長 様  
（町長）

家屋被害 程度区分	世帯主氏名	基礎とな る世帯構 成人員	支給 月日	物資支給の品目					備考
				布団	毛布				

計	全壊	世帯	
	半壊	世帯	

災害救助物資として、上記のとおり（支給・配布）したことに相違ありません。

年 月 日

調達責任者氏名

印

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）、流出又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。  
 2 受領年月日に、その世帯に対して、最後に支給された物資の受領年月日を記入すること。  
 3 物資支給の品目欄に数量を記入すること。

資料2-2-31 災害時におけるLPG（液化石油ガス）の供給に関する協定（社  
団法人神奈川県エルピーガス協会足柄支部）

災害時におけるLPG（液化石油ガス）の供給に関する協定

大井町（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会足柄支部（以下「乙」という。）は、大井町内に発生した地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）時において、緊急用LPGの確保を図るため、その供給について次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、大井町内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次の事項を明らかにした文書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話またはその他の方法をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請するとき事由
- (2) 供給を必要とする数量
- (3) 供給を必要とする場所
- (4) その他必要となる事項

（要請事項の措置）

第2条 乙は甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障がない限り、協会員が現有するLPGを要請事項に応じすみやかに適切な供給ができるよう措置すると共に、その措置事項を文書（様式第2号）をもって連絡するものとする。

（補償）

第3条 甲の要請に基づいて、業務に従事した者が、その従事したことにより災害を受けた場合等の補償は、大井町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大井町条例第17号）の規程により、その都度協議する。

（連絡責任者）

第4条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行なうため、甲においては、総務部長

を、乙においては、社団法人神奈川県エルピーガス協会足柄支部を連絡責任者とする。

（協議事項）

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど双方誠意ある協議を行なうものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成17年5月12日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年5月12日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

大井町長

乙 社団法人神奈川県エルピーガス協会

足柄支部長

様式第1号

緊急用エルピーガスの供給申請書

平成 年 月 日

(社) 神奈川県エルピーガス協会  
足柄支部長 殿

大井町長 印

次のとおり緊急用LPGの供給を要請します。

項 目	内 容	
災 害 の 状 況		
協力を要請する事由		
供給を必要とする数量	キロ	
	キロ	
	キロ	
供給を必要とする場所		
その他必要となる事項		

様式第2号

緊急用エルピーガスの供給報告書

平成 年 月 日

大井町長 殿

(社) 神奈川県エルピーガス協会  
足柄支部長 印

次のとおり供給したので報告します。

項 目	内 容	
供給したエルピーガス	キロ	
	キロ	
	キロ	
供給した場所		
供給年月日	平成 年 月 日 ( )	
その他必要となる事項		

## 大規模地震における緊急交通路指定想定路線一覧表

整理番号	路線名	区間
1	東名高速道路	東京都境から静岡県境までの間
2	中央高速道路	東京都境から山梨県境までの間
3	国道466号（第三京浜道路）	東京都境から横浜新道入口（三ツ沢上町交差点）までの間
4	首都高速道路（横羽線、三ツ沢線、狩場線、大黒線及び湾岸線、川崎線）	神奈川県内の首都高速道路全線
5	国道1号	東京都境から静岡県境までの間
6	国道15号	東京都境から青木通交差点までの間
7	国道16号（保土ヶ谷バイパス、横浜横須賀道路を含む）	東京都境から馬堀海岸四丁目交差点までの間
8	国道20号	東京都境から山梨県境までの間
9	国道129号	高浜台交差点から橋本五差路までの間
10	国道132号	宮前交差点から塩浜交差点までの間
11	国道133号	桜木町交差点から開港広場前交差点までの間
12	国道134号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
13	国道135号	早川口交差点から静岡県境までの間
14	国道138号	乙女峠から宮の下交差点までの間
15	国道246号	東京都境から静岡県境までの間
16	国道255号	新籠場交差点から小田原市民会館前交差点までの間
17	国道271号（小田原厚木道路）	東名高速道路入口から風祭インターチェンジ入口までの間
18	国道409号（県道川崎府中線を含む）	大師河原交差点から東京都境までの間
19	国道412号	津田伝田交差点から相模湖駅前交差点までの間
20	国道413号	山梨県境から橋本陸橋下交差点までの間
21	国道467号	山王原交差点から片瀬東浜交差点までの間
22	国道468号 さがみ縦貫道路	茅ヶ崎JCTから東京都境までの間
23	県道2号 東京丸子横浜	東京都境から浦島ヶ丘交差点までの間
24	県道3号 世田谷町田	東京都境から上麻生交差点までの間
25	県道6号 東京大師横浜	東京都境から大黒町入口交差点までの間
26	県道9号 川崎府中	溝口交差点から東京都境までの間
27	県道12号 横浜上麻生	西神奈川交差点から上麻生交差点までの間

整理 番号	路線名	区 間
28	県道 1 3 号 横浜生田	高島町交差点から荏田町交差点までの間
29	県道 1 4 号 鶴見溝ノ口	鶴見警察署前交差点から高津交差点までの間
30	県道 2 1 号 横浜鎌倉	吉野町三丁目交差点から滑川交差点までの間
31	県道 2 2 号 横浜伊勢原（一部県道平塚伊勢原線を含む）	関の下交差点から伊勢原交差点までの間
32	県道 2 4 号 横須賀逗子	船越交差点から銀座通り入口交差点までの間
33	県道 2 6 号 横須賀三崎	本町交差点から日の出交差点までの間
34	県道 2 8 号 本町山中	横浜インターチェンジから本町インターチェンジまでの間
35	県道 3 0 号 戸塚茅ヶ崎	藤沢バイパス出口交差点から浜須賀交差点までの間
36	県道 4 0 号 横浜厚木	上草柳交差点から相模大橋東交差点までの間
37	県道 4 3 号 藤沢厚木	中新田交差点から県立厚木病院前交差点までの間
38	県道 4 4 号 伊勢原藤沢	伊勢原市役所入口交差点から大門踏切までの間
39	県道 4 5 号 丸子中山茅ヶ崎	東京都境から茅ヶ崎駅前交差点までの間
40	県道 4 6 号 相模原茅ヶ崎	上溝交差点から柳島交差点までの間
41	県道 5 1 号 町田厚木市	東京都境から河原口交差点までの間
42	県道 5 2 号 相模原町田	下当麻交差点から東京都境までの間
43	県道 5 4 号 相模原愛川	上溝交差点から半原日向交差点までの間
44	県道 6 2 号 平塚秦野	古花水橋交差点から平沢交差点までの間
45	県道 6 4 号 伊勢原津久井（一部相模原大磯線を含む）	伊勢原交差点から梶野交差点までの間
46	県道 7 1 号 秦野二宮	落合交差点から二宮交差点までの間
47	県道 7 2 号 松田国府津	金田交番前から親木橋交差点までの間
48	県道 7 3 号 小田原停車場	箱根口交差点から城山中学校入口交差点までの間
49	県道 7 4 号 小田原山北	城山中学校入口交差点から宮地交差点までの間
50	県道 7 5 号 湯河原箱根仙石原	千歳橋交差点から仙石原交差点までの間
51	県道 7 7 号 平塚町田	土屋橋交差点から神山交差点までの間
52	県道 7 8 号 御殿場大井	矢倉沢交差点からインター前交差点までの間
53	県道 3 1 1 号 鎌倉葉山	長柄交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
54	逗葉新道	逗葉新道入口交差点から長柄交差点までの間
55	横浜市道（みなと大通り線）	県庁前交差点から扇町1丁目交差点までの間
56	横浜市道 山下本牧磯子線	開港広場前交差点から八幡橋交差点までの間
57	横浜市道 環状2号線	上末吉交差点から屏風ヶ浦交差点までの間

緊急交通路指定想定路線：

大地震等発生時において県公安委員会が緊急交通路として指定することを想定している路線

## 緊急輸送道路（県指定）

区 分	路線名	区 間
第1次路線	東名高速道路	全線
	国道255号	全線
	県道72号 松田国府津	国道255号交点（大井町金子）～国道1号交点
	県道77号 平塚松田	全線
	県道78号 御殿場大井	国道255号交点～県道726号交点
第2次路線	県道72号 松田国府津	国道255号交点（大井町金子）～国道255号交点（松田町松田惣領）
	県道711号 小田原松田	県道78号交点～県道72号交点（松田町松田惣領）
	県道711号 小田原松田	県道78号交点～県道717号交点
	県道714号 栢山停車場曾我	県道711号交点（バイパス）～国道255号交点
	大井町道101号線	大井町役場～大井町道7号線交点
	大井町道7号線	大井町道101号線交点～国道255号交点

第1次緊急輸送道路： 高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する道路で緊急輸送の骨格をなす路線

第2次緊急輸送道路： 一次緊急輸送道路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

## 輸送記録簿

輸送 年月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支 出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕費	故障の 概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円					円	円		

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。  
 2 都道府県の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。  
 3 借上車両等による場合は、有償・無償を問わず記入すること。  
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。  
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

## ヘリコプター臨時離着陸場

## ■県関係

平成29年4月1日現在

名称	所在地	面積㎡	連絡先
わかもと製薬 グラウンド	大井町金手378	19,500	83-3311

## ■町関係

平成29年4月1日現在

名称	所在地	発着場面積		連絡先	散水 給水	離発着 可能ヘリ
		東西×南北m	面積㎡			
湘光中学校 グラウンド	大井町金子1950	140×90	12,000	82-2541	○	大
相和小学校 グラウンド	大井町山田580	60×40	2,400	82-1611	×	中
旧いこいの村あしが らグラウンド	大井町柳260	80×55	4,400	82-2381	×	大
ブルックス グラウンド	大井町山田300	110×250	27,500	—	○	大

資料2-2-36 災害救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人救助犬  
訓練士協会）

災害救助犬の出動に関する協定書

大井町長（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会理事長（以下「乙」という。）とは、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第1条 この協定による業務は、大井町内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認め人命検索活動とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認められた場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 災害救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び検索範囲などを考慮し、その都度、甲及び乙で協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定による出動の要請を受けたときは、速やかに乙の属する会員（以下「会員」とする。）に対し、災害救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、災害救助犬とともに出動したときは、甲の現場指揮責任者の指導のもとに人命検索活動を行うものとする。

2 前項の業務を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、甲の現場指揮責任者が人命検索活動の終了を告げたとき、または災害救助犬による人命検索活動の終了を告げたとき、若しくは災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用を請求するものとする。この場合の請求金額は、災害等が発生する直前における価格を基準とし甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、その日から起算して30日以内に支払うものとする。ただし予算措置が必要な場合は、予算措置後30日以内に支払うものとする。

（災害現場等における損害等）

第6条 この協定に基づく会員並びに災害救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（会員等の名簿提出）

第7条 乙は、甲に毎年1回、会員及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。ただし、乙は、会員等に異動があったときは、その都度、甲に通知するものとする。

（連絡会）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に適用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年8月18日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

「災害救助犬の出勤に関する協定書」実施細目

大井町長

この実施細目は、災害救助犬の出勤に関する協定書（平成20年8月18日締結。以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、大井町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

乙 神奈川県藤沢市葛原766番地1

特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会

理事長

1 出勤対象災害等

甲が乙に出勤要請をする災害等は、次の場合とする。

- (1) 地震による建築物等の崩壊、倒壊等により人命検索活動が必要な災害
- (2) 建築物、その他の工作物等の崩壊、倒壊により人命検索活動が必要な災害
- (3) 土砂崩れ等により人命検索活動が必要な災害

2 出勤要請

甲は、協定第2条の規定に基づき出勤を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書または電話等の方法により行うものとする。ただし、乙との連絡がとれない場合は、甲は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対して直接要請することができるものとする。

この場合、甲は、速やかにその旨を乙に連絡するものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
- (2) 出勤場所
- (3) 連絡、誘導担当者の所属、氏名
- (4) そのほか要請に必要な事項

3 連絡事項

乙は、協定第2条の規定に基づく出勤の要請を受け、出勤態勢が整ったときは、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名
- (2) 出勤人員
- (3) 災害救助犬の頭数

(4) 出動時間及び到着予定時間

(5) そのほか必要な事項

#### 4 連絡先

甲乙の連絡先は、次のとおりとする。

※連絡先省略

#### 5 活動状況の通知

乙は、出動隊の帰着後速やかに、甲に対して次の事項を別記様式により通知するものとする。

(1) 出動部隊（災害救助犬の頭数、人員、車両）

(2) 活動時間経過

(3) 活動内容

(4) そのほか必要な事項

#### 6 費用の請求及び支払

(1) 乙は、前記6に基づき活動状況を甲に通知するとともに、協定第5条の規定により費用を請求するものとする。

(2) 甲は、乙から通知があった場合、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(3) 訓練等に係る細部については、その都度、協議するものとする。

#### 7 協議

この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この実施細目は、2通を作成し、各自1通を所持するものとする。

平成20年8月18日

別記様式

年 月 日

大井町長 様

住 所

団体名

代表者

印

## 通 知 書

災害救助犬の出動に係る活動概要は、次のとおりです。

災害発災場所：

活 動 年 月 日	出 動 部 隊	出 動 時 間 (計)	活 動 内 容
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 両 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	

※ 出動時間欄は、出勤から帰着までの時間（現地に宿泊する場合は、活動終了時間）とする。

## 行方不明搜索届出書

届出者 住 所

氏名

電話

不明者	本籍				
	現住所				
氏名					
性別・年齢	性別	男	・	女	年齢
身長					
着衣					
特徴 (具体的に)					

上記のとおり届け出します。

年      月      日

大井町災害対策本部長 様  
(町長)

遺体処理台帳

処理 年月日	遺体発見 の日時及 び場所	死亡者氏名	遺族		遺体収容所			遺体の 一時 保存料	検案料	実支出額
			氏 名	死亡者 との関係	名 称	住 所	電 話			
計		人								

## 資料2-2-39 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

### 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

大井町長（以下「甲」という。）と有限会社市兵衛祭具店（以下「乙」という。）は大井町に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に棺等葬祭用品の供給等を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、大井町災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれの相当する者からも要請を行うことができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名と担当者名
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、乙は遺体安置場所等への棺等葬祭用品の供給等に従事するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとする。事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の供給等の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者の氏名
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、甲の要請事項に係る棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議のうえで決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（災害時の情報提供）

第11条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に

提供するものとする。

(通 知)

第12条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議のうえ実施細目で定めるものとする。

(協定期間と更新)

第14条 この協定の有効期間は、平成17年5月12日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年5月12日

甲 神奈川県足柄上郡大井町金子1995

大井町長

乙 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2350

有限会社 市兵衛葬具店

代表取締役

### 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、協定の実施に関し必要な手続きをその他事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に対する供給等は、次のとおりとする。

- (1) 棺一式
- (2) 骨壺一式
- (3) 遺体保存用品
- (4) 霊柩自動車
- (5) その他必要な事項

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、第1号様式のとおりとする。

(供給等協力報告書)

第4条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(経費の請求方法)

第5条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第6条 この実施細目は、平成17年5月12日から実施する。

遺体の火葬場所

処理区分	施設名	所在地	電話番号	能力
火葬	小田原市営火葬場	小田原市久野3664-8	34-4909	(15~16体/日)

## 埋火葬台帳

死亡 年月日	火葬 年月日	死亡者		火葬を行ったもの		火葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者 との関係	氏名	棺（付属品 を含む）	火葬又は 埋葬料	骨箱	計	

- 注：1. 火葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること  
 2. 棺、骨箱を現場で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにすること。  
 3. 火葬を行った者に火葬費を支給したときは、その旨及び金額「備考」欄に記入すること。

## 応急仮設住宅仕様基準

区 分	ユニットハウス		組立ハウス	
モジュール	1 BOX : 2400mm×5400mm (7200mm) (各社モジュールによる)		1800m×1840m(各社モジュールによる)	
構 造	鉄骨構造		軽量型鋼プレース構造	
基 礎	コンクリートブロック敷 玄関上り口：木製踏台（床パネル）		木杭：@900 末口90mm 玄関上り口：木製踏み台（床パネル） 幕板：木製 土台 大引き：木製又は鋼製	
床	合板 t = 12		パネル敷き	
屋 根	折板又は鋼製		折板葺又は長尺カラー鋼板パネル式	
壁	外壁パネル	外 カラー鉄板 断熱材入り	外壁パネル	外 カラー鋼板 断熱材入り
		内 カラー合板又はカラー鉄板		内 カラー合板又はカラー鋼板
	間仕切り	木又は角スタッド	間仕切り	木又は角スタッド
	コンロ廻り	不燃材料	コンロ廻り	不燃材料
			準耐火界壁	木製下地石膏ボード t = 12.5 + 化粧石膏ボード t = 9.5 (小屋裏まで) グラスウール入り (t = 50 10kg)
天 井	化粧合板又はカラー鉄板 断熱材入り		化粧合板パネル式 (断熱材)	
建 具	引き違いアルミサッシ戸		引き違い又は片引きアルミサッシ戸	
	引き違いアルミサッシ窓		引き違いアルミサッシ窓	
	内部出入口建具は、原則としてアコーディオンカーテンとする		内部建具：原則としてアコーディオンカーテン (単板式) とする	

区 分	ユニットハウス		組立ハウス	
給・排水衛生設備	給水	原則として水道用硬質塩化ビニル管（量水器は別途） 流し前水栓は、原則ワンレバータイプ水洗	給水	原則として水道用硬質塩化ビニル管（量水器は別途） 流し前水栓は、原則ワンレバータイプ水洗
	汚水排水	原則として一般用硬質塩化ビニル管	汚水排水	原則として一般用硬質塩化ビニル管、雑排水のみの場合は最寄りのU字溝に放流
	ガス	プロパン又は都市ガス供給で住戸ごとの集中配管とし、白ガス管とする	ガス	プロパン又は都市ガス供給で住戸ごとの集中配管とし、白ガス管とする
	ガス漏れ警報器	マイコンメーターで対応	ガス漏れ警報器	マイコンメーターで対応
	給湯設備	浴室用16号（プロパン又は都市ガス）	給湯設備	浴室用16号（プロパン又は都市ガス）
	換気	原則として流し前及びトイレはプロペラ扇、浴室は天井埋め込み型。第3種換気設備とし、24時間換気とする	換気	原則として流し前はプロペラ扇、トイレ及び浴室は天井埋め込み型
	火災警報器	住宅用火災警報器（熱感知器）	火災警報器	住宅用火災警報器（熱感知器）
電気設備	照明器具 和洋室、台所は40W×2 トイレはIL40W 入口灯はFL10W防雨型	照明器具 和洋室はサークライン32W+30W 台所はFL=20W×2 逆富士型 トイレはIL40W 入口灯はFL10W防雨型		
和 室	タタミ敷 t=35	タタミ敷 t=35		
洋 室	タイルカーペット	タイルカーペット		
押 入	コンパネ t=12	コンパネ t=12		
台 所	塩ビシート又はCFシート	塩ビシート又はCFシート		
	ベニヤ t=4 下地	ベニヤ t=4 下地		
	吊戸棚を低く設置	吊戸棚を低く設置		
浴 室	ユニットバス	ユニットバス		
トイレ	塩ビシート又はCFシート	塩ビシート又はCFシート		
	ベニヤ t=4 下地	ベニヤ t=4 下地		
玄 関	塩ビシート又はCFシート	塩ビシート又はCFシート		
	ベニヤ t=4 下地	ベニヤ t=4 下地		

資料2-2-42 災害救助法の適用要請書

神奈川県知事 様

大井町長

災害救助法の適用要請書

災害発生時の日時	
災害発生場所	
災害の原因	
被害の状況	
法の適用を要請する理由	
法の適用を必要とする期間	
既にとった救助措置及び 今後とろうとする救助措置	

災害救助法適用基準

(人口 15,000 人以上 30,000 人未満)

① 本町の区域内で、住家が滅失した世帯数が 50 世帯以上であるとき。
② 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合で、本町における滅失した世帯数が 25 世帯以上に達したとき。
③ 被害が県内全域に及ぶ大災害で、滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合又は災害が隔離した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情(※1)がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。 ※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準(※2)に該当するとき。 ※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
「滅失住家」とは、住家の滅失した状態を基準としているので、そこまで至らない半壊住家は、以下のように換算することとされている。 滅失住家世帯 ・全壊（全焼・流出）住家 1 世帯で、滅失住家 1 世帯に換算 ・半壊（半焼）住家 2 世帯で、滅失住家 1 世帯に換算 ・床上浸水 3 世帯で、滅失住家 1 世帯に換算

## 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

令和4年4月1日

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊出しその他	1 避難所に収容された	1 1人1日あたり	災害発生の日から7日	食品給与のための総経費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																						
による食品の 給与	者 2 住家に被害を受け、 若しくは災害により現 に炊事のできない者	1,180 円以内	以内	を延給食日数で除した金額 が限度額以内であればよい。 (一日 1/3 日)																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることが できない者(飲料水及 び炊事のための水である こと。)	当該地域における通常 の実費	災害発生の日から 7 日 以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服、寝具その 他生活必需品 の給与又は貸 与	全半壊(焼)、流失、床 上浸水等により、生活上 必要な被服、寝具、その 他生活必需品を喪失、若 しくは毀損等により使用 することができず、直ち に日常生活を営むことが 困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の 季別は災害発生の日をも って決定する 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人を増 すごとに 加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 壊 全 焼 流 出</td> <td>夏</td> <td>18,700</td> <td>24,000</td> <td>35,600</td> <td>42,500</td> <td>53,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,000</td> <td>40,100</td> <td>55,800</td> <td>65,300</td> <td>82,200</td> <td>11,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半 壊 半 焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,200</td> <td>12,300</td> <td>15,000</td> <td>18,900</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,900</td> <td>12,900</td> <td>18,300</td> <td>21,800</td> <td>27,400</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算	全 壊 全 焼 流 出	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算																																			
全 壊 全 焼 流 出	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800																																			
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300																																			
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600																																			
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600																																			
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療器 具破損等の実費 2 病院又は診療所…国 民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者…協定料金の 額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計 上																																						
助産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料 等の実費 2 助産婦による場合 は、慣行料金の 100 分 の 80 以内の額	分べんした日から 7 日 以内	妊婦等の移送費は別途計 上																																						
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常 の実費	災害発生の日から 3 日 以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上																																						
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊(焼)若 しくはこれらに準ずる 程度の損傷を受け、自 らの資力により応急修 理をすることができな い者 2 大規模な補修を行わ なければ居住すること が困難である程度に住 家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所 等日常生活に必要最小限 度の部分 1 世帯あたり ①大規模半壊、中規模半 壊又は半壊若しくは半 焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる 程度の損傷により被害 を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ 月以内(災害対策基本法 第 23 条の 3 第 1 項に規定 する特定災害対策本部、 同法第 24 条第 1 項に規定 する非常災害対策本部又 は同法第 28 条の 2 第 1 項 に規定する緊急災害対策 本部が設置された災害に あつては、6 ヶ月以内)																																							
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損等により使用す ることができず、就学上支障 のある小学校児童、中 学校生徒、義務教育学校 生徒及び高等学校等 生徒。	1 教科書及び教科書以 外の教材で教育委員会 に届出又はその承認を 受けて使用している教 材、又は正規の授業で 使用している教材実費 2 文房具及び通学用品 は 1 人あたり次の金額 以内 小学生児童 4,700 円	災害発生の日から (教科書) 1 か月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じ支給する。																																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		中学生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体あたり 大人 (12 歳以上) 213,800 円以内 小人 (12 歳未満) 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であって対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件賃は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理を(埋葬を除く。)する。	(洗浄、消毒等) 1 体あたり 3,500 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体あたり 5,400 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件賃は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等 (法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。) の総括する都道府県等 (法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。) の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度 (以下「国庫負担対象年度」という。) における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令 (昭	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	6 通信運搬費 7 委託費	和 22 年政令第 16 号) 第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること		
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日あたり 医師、歯科医師 23,100 円以内 薬剤師 17,500 円以内 保健師、看護師 16,800 円以内 助産師 17,500 円以内 准看護師 13,600 円以内 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士 15,700 円以内 歯科衛生士 14,800 円以内 土木技術者、建築技術者 15,200 円以内 大工 24,300 円以内 左官 25,500 円以内 とび職 26,000 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 罹災証明申請書

大井町長 様

年 月 日

[個人、事業所、両用]

申請者	住 所	番 号		
	氏 名	印		
事業所	住 所	番 号		
	事業所名	印		
証明の種類				
証明の提出先				
申請通数	個 人	通	事業所	通
主管部名				

第 号  
年 月 日

罹災証明書

罹災場所		番 号		
世帯主		事業主名	所有者名	事業所名又は建物名
罹災状況	罹災年月日	年 月 日		
	罹災の原因	1 風水害      2 震火災      3 その他 (                      )		
	人の災害	(1) 死亡      名      (2) 行方不明      名      (3) 負傷      名		
	建物の種類	(1) 住家      (2) 事務所      (3) 事業所      (4) 倉庫 (5) 工場      (6) その他 (                      )		
	罹災程度	(1) 全壊 (焼)      (2) 流出      (3) 半壊 (焼) (4) 床上浸水      (5) 床下浸水      (6) 一部損壊		
世帯人員	氏 名	続柄	生年月日	備考

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年 月 日

大井町長

## 罹災者台帳

罹災証明 発行年月日	罹災年月日	世帯主名 又は事業主名	罹災の状況
	罹災場所		(原因、人的・物的被害の状況)
第 号 .	.		原因： 1.風水害 2.地震・津波 3.その他( ) 4.不明 人的被害： 1.死亡( ) 2.行方不明( ) 3.重傷( ) 4.軽傷( )
			建物被害： 種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他( ) 被害：1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
調査実施年月日	.	.	
調査担当者			
第 号 .	.		原因： 1.風水害 2.地震・津波 3.その他( ) 4.不明 人的被害： 1.死亡( ) 2.行方不明( ) 3.重傷( ) 4.軽傷( )
			建物被害： 種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他( ) 被害：1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
調査実施年月日	.	.	
調査担当者			
第 号 .	.		原因： 1.風水害 2.地震・津波 3.その他( ) 4.不明 人的被害： 1.死亡( ) 2.行方不明( ) 3.重傷( ) 4.軽傷( )
			建物被害： 種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他( ) 被害：1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
調査実施年月日	.	.	
調査担当者			
第 号 .	.		原因： 1.風水害 2.地震・津波 3.その他( ) 4.不明 人的被害： 1.死亡( ) 2.行方不明( ) 3.重傷( ) 4.軽傷( )
			建物被害： 種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他( ) 被害：1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊
調査実施年月日	.	.	
調査担当者			

## 罹災世帯の算定基準

### 1 罹災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半焼し、又は半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯を持って、住家が床上浸水、土砂のたい積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

### 2 住家の滅失等の認定

#### (1) 住家の滅失したもの

住家の損壊、消失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの又は住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

#### (2) 住家が半焼・半壊する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は消失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。

#### (3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等によって一時的に居住することができない状態となったものの

住家の被害が(1)若しくは(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものの。

### 3 世帯及び住家の単位

#### (1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

#### (2) 住家

現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で、居住の用に供している部屋が、遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。



義援金品整理簿

整理番号	引継年月日	住所氏名	寄付金額又は物品名・数量	取扱者	配分担当へ引継月日	備考









### 第 3 部 災害復旧・復興計画



## 資料2-3-1 大井町災害弔慰金の支給等に関する条例

### 大井町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年 8月 7日  
条 例 第 26 号

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第2章 災害弔慰金

##### (災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

##### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

##### (死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定に

よるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなけ

ればならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合 250万円
- エ 住居の全体が滅失し、流失した場合 350万円

(3) 次に掲げる場合において被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情があると神奈川県知事と協議の上認められる場合

- ア 第1号ウに掲げる場合 350万円
- イ 第2号イに掲げる場合 250万円
- ウ 第2号ウに掲げる場合 350万円

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合には5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月19日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## 資料2-3-2 大井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

### 大井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和53年 8月29日  
規 則 第 4 号

#### 目次

##### 第1章 総則（第1条）

##### 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

##### 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

##### 第4章 災害援護資金の貸付（第6条—第18条）

##### 附則

##### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、大井町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大井町条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第2章 災害弔慰金の支給

##### （支給の手續）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、住所、性別及び生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

##### 第3章 災害障害見舞金の支給

##### （支給の手續）

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別及び生年月日
- （2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3） 障害の種類及び程度に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 町長は、この町の区域外で傷害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

##### 第4章 災害援護資金の貸付

##### （借入れの申込）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

- （1） 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2） 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3） 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

(4) 保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(第3号様式)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(第4号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(第5号様式)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第6号様式)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(第7号様式)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(第8号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(第9号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(第10号様式)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(第11号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(第12号様式)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(第13号様式)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第14号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第15号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（第16号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式略

## 資料2-3-3 大井町災害見舞金支給条例

### 大井町災害見舞金支給条例

昭和52年3月17日  
規則第10号

(目的)

第1条 この条例は、町民の火災、風水害等による被災に対し、被災者に災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給し、もって民生の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、「災害」とは、火災、暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(対象)

第3条 見舞金は、災害により、居住の用に供する家屋（以下「住居」という。）が焼失、流失又は損壊した場合にその被災者に支給する。

2 前項の被災者は、災害を受けたとき、本町に現に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、住民票に記録されている者でなければならない。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、災害の程度に応じ、次の各号に掲げるところによる。

(1) 住居が全焼、全壊又は流失した場合 10万円

(2) 住居が半焼又は半壊した場合 5万円

(支給の方法)

第5条 見舞金は、被災者の申請により支給する。

2 見舞金の支給を受けようとする者は、災害のあった日から2箇月以内に町長に申請しなければならない。

(支給制限)

第6条 見舞金は次に掲げる場合は、支給することができない。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用となった災害
  - (2) 災害の原因が、見舞金を支給することに適當でないと認められるとき。
- (権利譲渡等の禁止)

第7条 見舞金を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月20日条例第12号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。



## 「第3編 風水害対策計画」関係

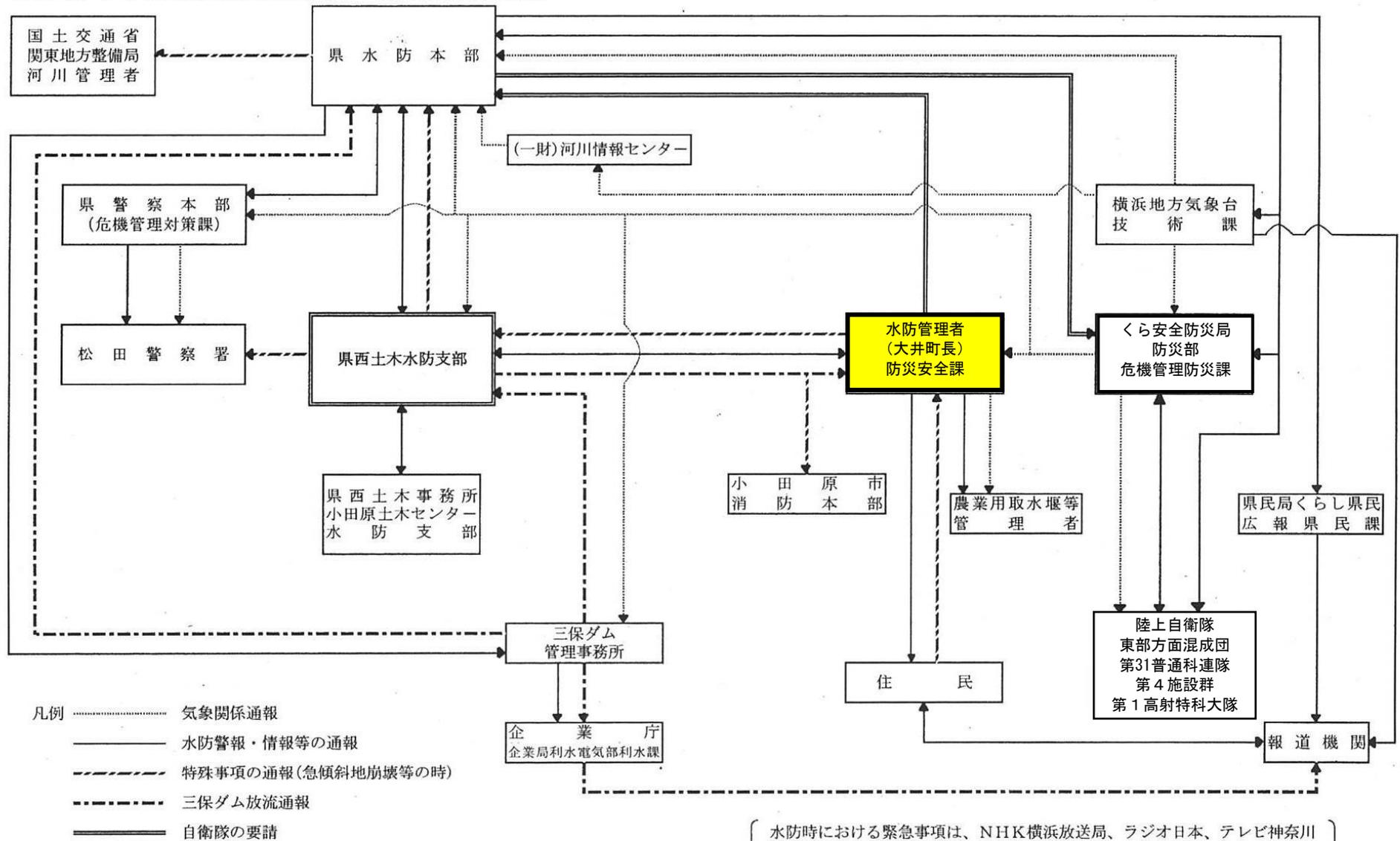


## 水門一覧表

水路名	位置	水門
上流部	開成 松田 松田	武永田取水口 川音川サイフォン 金田堰分水
酒匂堰	金手 金手 金手 西大井 上大井 上大井 下大井	鬼柳分水 九尺堰 中堰 堺田堰 日の坪堰 町田堰 二方堰
金田堰	金子 金子 金子 金子 金子 金子	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6
和田堰	神山 金子 金子 金子	和田堰取水口 和田1-1 和田1-2 和田1-3
鬼柳堰	西大井 西大井 西大井 西大井	上河原堰 立河原堰 豆河原堰 下河原堰

資料3-2 水防時における通信連絡基本系統図

水防時における通信連絡基本系統図 (県西土木水防支部関連に限る)



〔水防時における緊急事項は、NHK横浜放送局、ラジオ日本、テレビ神奈川横浜エフエムを通じて一般に周知される。〕

\*1 水防法第2条第2項に規定する水防管理者  
\*2 水防法第13条の2に規定する関係市町の長

資料3-3 過去の台風による被害の状況

過去の台風による被害の状況

年月日	台風の名称等	上陸地点	被害状況	気象概況
昭27. 6. 24	ダイナ台風	浜名湖付近	冠水 1町歩 道路 1箇所 農道 1箇所	静岡の北方から厚木付近 を経て鹿島灘にぬけた台 風 小田原市 161.9mm 横浜市 130.0mm
昭28. 10	豪雨		冠水 1町歩	
昭29. 9. 18	台風14号	御前崎付近	冠水 1町2反 道路 1箇所	小田原市 298.2mm 横浜市 50.1mm
昭33. 9. 18	台風21号	伊豆半島南端	店矢場堤防半壊	厚木市 141.0mm
昭33. 9. 25 ～27	台風22号	江ノ島付近	若干の被害	最大風速28.8m 風向SE 松田町 321.0mm 横浜市 87.0mm
昭36. 6. 28	梅雨前線豪雨		冠水 3.0ha	松田町 337.0mm
昭46. 8. 31	台風23号	南海上通過	酒匂川根固流出 芭蕉川、上山田 根固流出 道路 18箇所 農道 8箇所	大井町 233.5mm 時間最大降雨量 52.0mm
昭46. 9. 26	台風29号	潮岬付近	和田堰床下浸水 酒匂堰 40戸	集中豪雨
昭47. 9. 15	集中豪雨		道路 4箇所 農道 10箇所 和田堰床下浸水 酒匂堰 85戸	大井町 4時間雨量 175.0mm
昭54. 10. 19	台風20号	南紀白浜上陸	床下浸水 30戸 冠水田 17.7ha 冠水畑 3.9ha がけ崩れ10箇所	大井町 218.5mm 時間最大雨量 52.0mm



「東海地震に関する事前対策計画」関係



大井町地震災害警戒本部条例

昭和 55 年 5 月 2 日  
条 例 第 8 号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、大井町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (2) 町の教育委員会の教育長
- (3) 町長が警戒本部の職員のうちから指名する者
- (4) 町の消防団長
- (5) 小田原市の消防長が小田原市の消防署員のうちから指名する者
- (6) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員若しくは職員のうちから町長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうちから町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第24号)

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

大井町地震災害警戒本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大井町地震災害警戒本部条例(昭和55年大井町条例第8号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大井町地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織及び運営についての必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 大井町地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長をもって充てる。

(町長が指名又は任命する本部員)

第3条 条例第2条第5項第1号に規定する大井町地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 神奈川県松田警察署長
- 2 警戒本部条例第2条第5項第2号に規定する本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 大井町教育長
- 3 警戒本部条例第2条第5項第3号に規定する本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 課長、局長、室長等
- 4 警戒本部条例第2条第5項第4号に規定する本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 大井町消防団長
- 5 警戒本部条例第2条第5項第5号に規定する本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 小田原市の消防長が小田原市の消防署員のうちから指名する者
- 6 警戒本部条例第2条第5項第6項に規定する本部員は、次に掲げる機関の役員又は職員をもって充てる。
  - (1) 東海旅客鉄道(株)松田駅
  - (2) 東日本電信電話(株)神奈川支店

- (3) 日本道路公団大井松田料金所
- (4) 東京電力(株)神奈川支店小田原支社
- (5) 小田原ガス(株)
- (6) 富士急湘南バス(株)
- (7) 足柄上三師会

(本部職員)

第4条 警戒本部の職員は、大井町地域防災計画第3編第3章第1節に定める非常配備要員(以下「非常配備要員」という。)をもって充てる。

(組織及び業務)

第5条 警戒本部の組織及び分担業務は、応急対策実施上特別の必要がある場合、地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)が別に定める。

- 2 部に部長を置く。
- 3 部長は地震災害警戒本部組織及び分担業務に掲げる職にある者をもって充てる。

第6条 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

- 2 職員は、上司の命を受け所掌事務に従事する。

(本部会議)

第7条 大井町地震災害警戒本部長(以下「警戒本部長」という。)は、地震防災応急対策上の重要な指示又は総合調整を行うために、特に必要があるときは、警戒本部会議(以下「本部会議」という。)を招集し、その議長となる。

警戒本部長に事故あるときは、副本部長がこれにあたる。

- 2 本部会議は、警戒本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員は、本部会議に出席困難なときは、代理者の出席又は連絡者の派遣に努めるものとする。
- 4 前項の代表者は、本部員とみなす。

(本部連絡員)

第8条 警戒本部に本部連絡員を置き各部長がその所属部長のうちから指名する。

2 本部連絡員は、本部室において勤務し、所属部への命令伝達及び連絡その他地震防災応急対策実施に関する事務に従事する。

(非常配備編成計画及び非常配備)

第9条 非常配備要員は、東海地震観測情報が発表されたときは、警戒本部を設置できる体制をとるものとする。

2 配備の職員配置は、配備編成計画に基づき部長が行う。

(警戒宣言発令下の活動)

第10条 警戒宣言発令下における警戒本部の活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 部長は、地震防災応急対策実施上必要な情報等を各部に周知するとともに、地震防災応急対策を実施させる。

(2) 部は、部相互間並びに関係機関との連絡を密にし協力体制を強化する。

(緊急参集)

第11条 非常配備要員は、勤務時間外、休日等において東海地震注意情報の発表を知ったときは、直ちに所属部に参集し、又は連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

(補則)

第12条 この要領で規定するもののほか必要な事項は、本部長がその都度定める。

## 警戒宣言等に伴う広報案文

[共通事項]

(放送文の前に放送)

こちらは、ぼうさいおおいです。

(以下放送文は、2回繰り返す)

[注意情報発表に関する町長の住民への呼びかけ]

町民の皆さん、町長の〇〇です。

ただいま、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。

この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報ですが、すぐにこの地震が発生することを意味するものではありません。

今後の観測の結果、地震が発生するおそれがあると判断された場合には、内閣総理大臣から改めて「警戒宣言」が発表されることとなります。

したがって、町民の皆さんはどうか落ち着いて行動してください。

「東海地震注意情報」の発表を受けて、国、県、町や防災関係機関では、地震の被害をできる限り小さく抑える措置や応急対策活動の準備を始めています。

そこで、私から皆さんに是非お願いしたいことがあります。

1つ目は、町やテレビ・ラジオなどの公共機関を通じて、正確な情報を把握してください。

特に、今後の状況の変化や国、県、町からのお知らせやお願いに、十分注意を払ってください。

2つ目は、不要不急の旅行、出張や自動車の使用を控えてください。

3つ目は、水の汲み置き、食糧の確保、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など、地震への備えを始めてください。

[警戒宣言発令における町長の住民への呼びかけ]

町民の皆さん、町長の〇〇です。

先程、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されました。

これは警報でありますから、地震が起きるまでには、多少時間に余裕があると思います。

現在、県や町では警戒本部を設置して交通規制や広報活動を開始しました。町民皆さんお一人おひとり、冷静な行動をお願いいたします。

そこで、私から皆さんに是非お願いしたいことがあります。

第一は、ラジオやテレビの放送を聞いて正確な情報を得てください。デマや流言に惑わされないでください。

第二は、地震で最も恐ろしいのは、火災による被害です。火の取扱いには十分気をつけてください。

第三は、まず水を蓄えてください。次にラジオ、懐中電灯、当座の食糧や医薬品など非常持出品を確かめてください。そして、身の回りの安全を確かめてください。

[警戒宣言発令中に関する放送（地震情報の放送）]

（地震関連情報の要旨を放送）

新しい情報が入り次第お知らせします。

落ち着いて行動してください。

[警戒宣言発令中に関する放送（地震への備え No. 1）]

地震災害を防ぐためには、住民皆さんの協力が必要です。

テレビ、ラジオの情報に注意して落ち着いて行動してください。

火の元に注意し、火事を起こさないようにしてください。

食糧や水などを準備してください。

地震が発生したときは、隣近所で助けあってください。

[警戒宣言発令中に関する放送（地震への備え No. 2）]

ただいま地震の警戒宣言発令中です。

地震で恐ろしいのは火事です。火はできるだけ使わないようにしてください。

火を使う場合は、その場を離れないでください。

タンスや食器棚が倒れないようにしてください。

ブロック塀には近づかないようにしてください。

[共通事項]

（放送文の後に放送）

こちらは、ぼうさいおおいです。

避難対象地区一覧表

番号	広域避難場所	避難対象地域	電話
1	大井小学校	根岸上・根岸下山側の地域	82-0918
2	総合体育館	坊村・馬場山側の地域	82-9799
3	湘光中学校	宮地・上大井山側の地域	82-2541
4	相和小学校	篠窪・上山田・中屋敷・下山田 柳・高尾・赤田	82-1611

## 第1章 計画の目的と東海地震の概要

### 第1節 計画の目的等

#### 1 目的

- (1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し、又は軽減するため、全町域を対象として、事前措置の基本的事項について定めるものとします。
- (2) この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」（以下「強化計画」という。）とします。
- (3) この計画は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発令されたときから地震発生までの間における事前応急対策を定めるものとします。
- (4) 町及び関係機関は、この計画に基づいて、それぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施します。

#### 2 事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編／第4章 計画の推進主体と役割」に準じます。

### 第2節 東海地震の概要

#### 1 地震防災強化地域

大震法第3条の規定に基づき指定された神奈川県内の強化地域は、次の8市11町です。

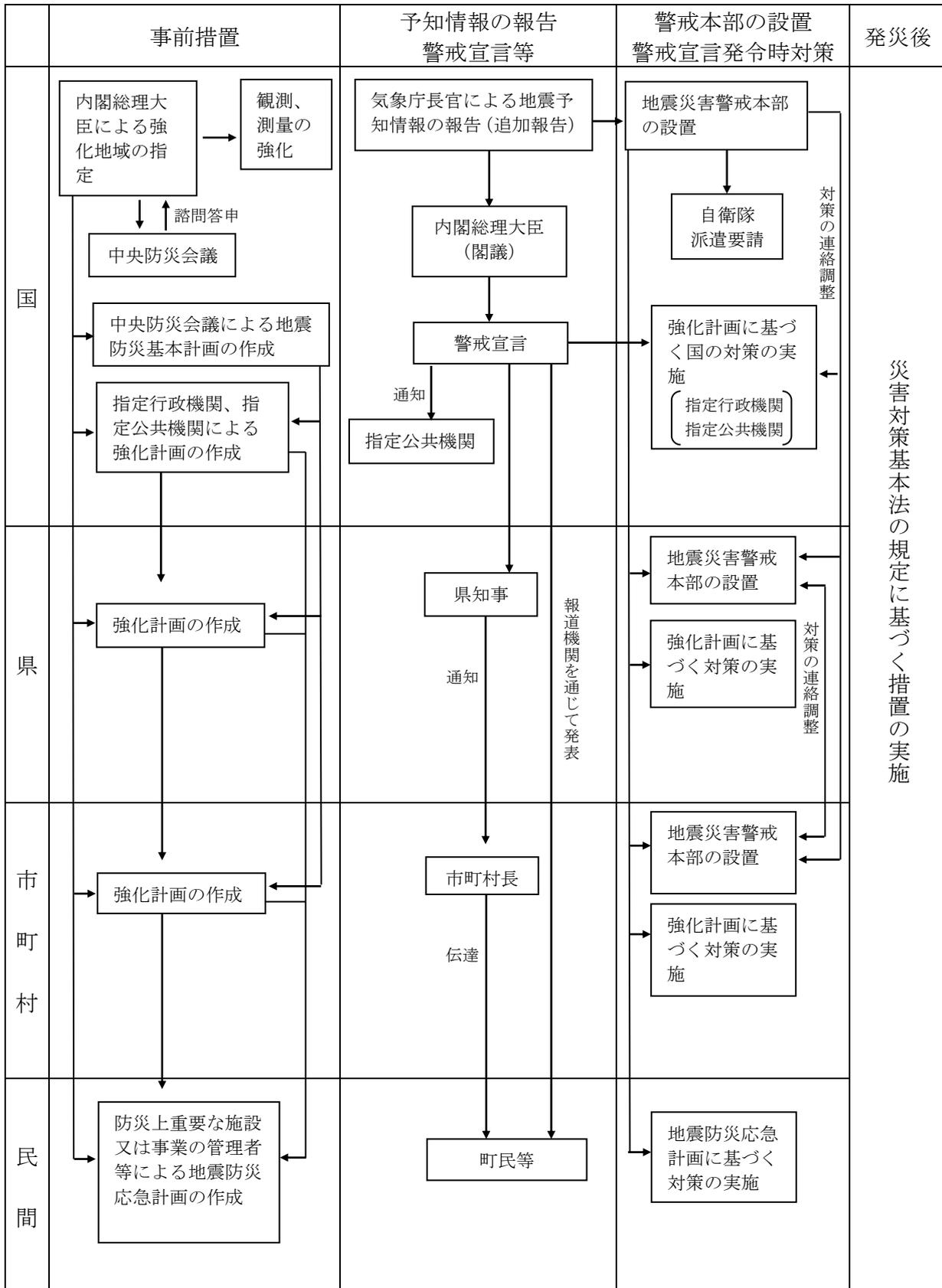
#### ■ 神奈川県内の地震防災強化地域

平塚市	厚木市	寒川町	大井町	箱根町
小田原市	伊勢原市	大磯町	松田町	真鶴町
茅ヶ崎市	海老名市	二宮町	山北町	湯河原町
秦野市	南足柄市	中井町	開成町	

## 2 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりです。

### ■ 東海地震に関する事前対策の体系



## 第2章 予防対策

### 第1節 予防対策

#### ■ 活動の基本方針

東海地震の発生に備え、緊急に整備すべき施設等の整備を計画的に進めるとともに、各施設等における地震防災応急計画作成の促進、町民の意識向上等を図ります。

#### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 緊急整備事業	・ 防災安全課・関係各課
2 地震防災応急計画作成	・ 施設管理者等
3 町民の意識向上と地震防災体制の整備	・ 防災安全課・小田原消防本部

#### 1 緊急整備事業（防災安全課、関係各課）

東海地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、避難路、消防用施設、緊急輸送道路、通信施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備を、関連事業との整合を図りながら、早急に整備します。

#### 2 地震防災応急計画作成（施設管理者等）

学校、病院、スーパーマーケットなど不特定多数の者が出入りする施設、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、鉄道事業等の施設管理者は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発令された場合の災害防止と社会的混乱を避けるため、地震防災応急計画を作成します。

#### 3 町民の意識向上と地震防災体制の整備（防災安全課、小田原市消防本部）

警戒宣言発令時には、防災関係機関と町民、事業所等が協力して防災体制を整え、地震発生時に必要な対策を講じる必要があります。

このため、町民等の防災意識の向上、東海地震に関する以下の知識の普及等を図るとともに、自主防災組織の育成、事業所等への指導強化を図ります。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- (4) 東海地震の被害想定等に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

## 第3章 警戒宣言等発令時の対策

### 第1節 組織・配備体制

#### ■ 活動の基本方針

東海地震に関連する情報や警戒宣言の発令などに応じて、速やかに防災体制を整えます。

#### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 地震災害警戒本部の設置	・ 防災安全課・全課
2 警戒宣言前の準備行動	・ 防災安全課・全課
3 対策要員の配備体制	・ 防災安全課・全課

#### 1 地震災害警戒本部の設置（防災安全課、全課）

町長は、警戒宣言が発令されたときは、大震法第16条の規定に基づき、大井町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置します。

また、県は、地震災害警戒本部を設置するとともに、県西地域県政総合センターに県警戒本部現地対策本部を設置します。

なお、警戒本部設置時の措置、組織、運営は、大震法、大井町地震災害警戒本部条例に定めるところによります。

東海地震-資料1 大井町地震災害警戒本部条例

東海地震-資料2 大井町地震災害警戒本部運営要領

#### 2 警戒宣言前の準備行動（防災安全課、全課）

東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表し、町では防災行政無線等を通じ、町民等に周知します。その場合、防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入・派遣準備や物資の点検、児童・生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行います。

なお、本情報の解除に係る情報が発表されたとき、国は準備体制の解除を発令します。その場合、町及び防災関係機関は準備行動を終了します。

### 3 対策要員の配備体制（防災安全課、全課）

職員の配備体制は次のとおりです。

#### ■ 配備体制の設置基準

区分	配備体制	状況	配備時期の基準
平常時	防災安全課にて情報を受理する。	—	—
1号配備 (準備・初動体制)	平常の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増強し、必要な対策が行える体制を整える。	・東海地震の発生に注意を要するとき	・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき
2号配備 (警戒体制)	情報の受理伝達及び警戒宣言の発令に備えて必要な対策が円滑に行える体制を整える。	・東海地震の発生の可能性が高まったとき	・東海地震注意情報が発表されたとき
3号配備 (非常体制)	事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制を整える。	・東海地震の発生のおそれがあると認められたとき	・東海地震予知情報が発表されたとき

#### ■ 東海地震に関する情報の種別

東海地震に関連する調査情報（定例）	・毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報
東海地震に関連する調査情報（臨時）	・東海地震の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1か所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報
東海地震注意情報	・東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2か所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報
東海地震予知情報	・東海地震が発生するおそれがあると認められた場合で、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3か所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報

## 第2節 警戒宣言等の伝達・報告

### ■ 活動の基本方針

東海地震に関連する情報や警戒宣言の発令などに応じて、速やかに情報の伝達を行うとともに、対策の実施状況を県に報告します。  
情報の伝達を円滑に行うため、平常時から情報伝達手段の方法について熟知しておきます。

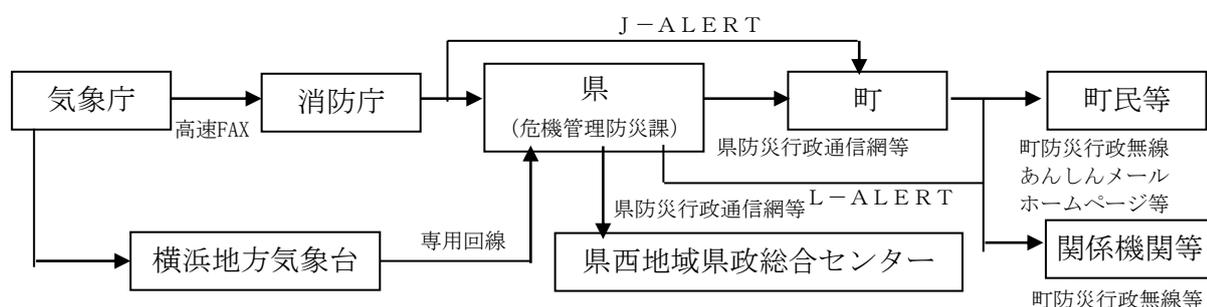
### ■ 内容・担当

活動内容	担当
1 東海地震に関連する情報の伝達	・ 防災安全課・全課
2 警戒宣言の伝達	・ 防災安全課・全課
3 対策状況の報告	・ 防災安全課

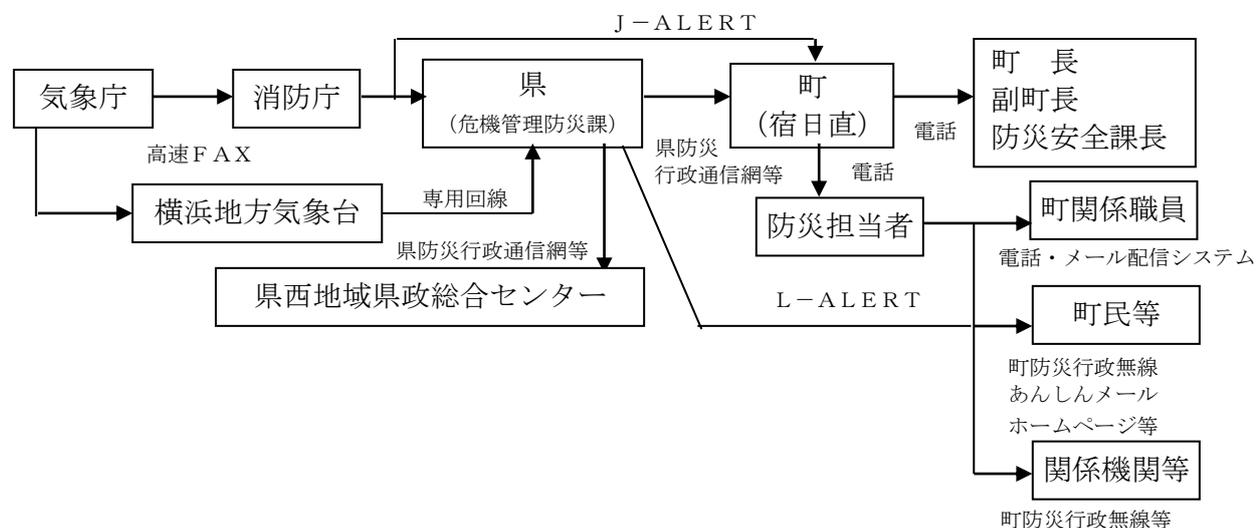
#### 1 東海地震に関連する情報の伝達（防災安全課、全課）

東海地域の観測データに異常現象が検知され、東海地震に関連する情報が発表されたときには、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じて県に伝達され、県から町に伝達されます。その流れは次のとおりです。

#### 【勤務時間内の情報伝達フロー】



#### 【勤務時間外の情報伝達フロー】



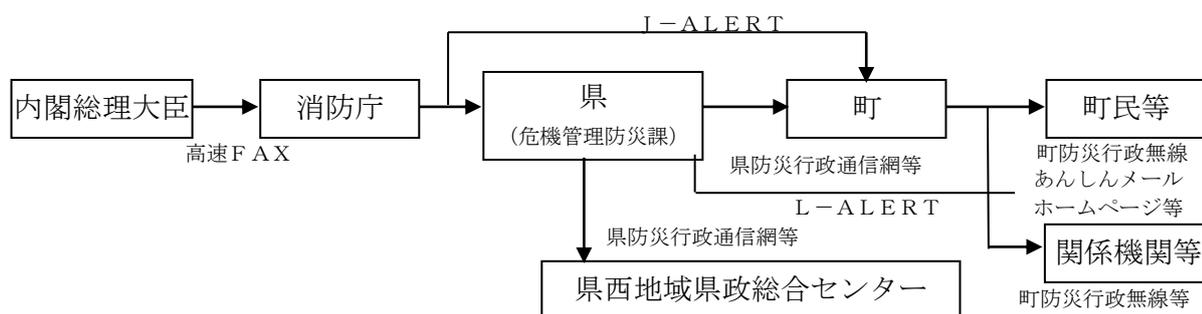
## 2 警戒宣言の伝達（防災安全課、全課）

気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震応急対策を緊急に実施する必要があると認められた場合、内閣総理大臣が警戒宣言を発令します。

警戒宣言は報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県に伝達され、県から町へ伝達されます。町はその情報を町民等へ広報します。町から町民等への広報は、町防災行政無線、あんしんメール、災害情報共有システム（L-ALERT）、ホームページ、広報車等のほか、状況に応じて電話、地震防災信号、アマチュア無線等の活用などの手段を用いて行います。

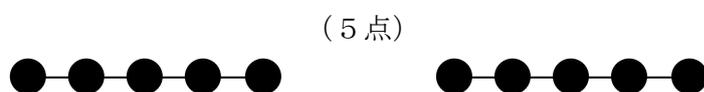
情報伝達の流れ及び地震防災信号の概要は次のとおりです。

### 【警戒宣言の伝達フロー】

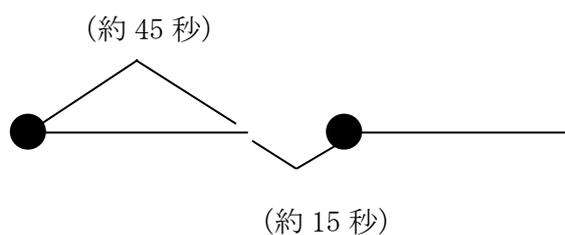


### ◇ 地震防災信号

#### ① 警鐘



#### ② サイレン



〈備考〉

- ・ 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。
- ・ 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。

## 3 対策状況の報告（防災安全課）

町長は、警戒宣言が発令されたときに実施する事前対策の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況について、県警戒本部長に報告します。

## 第3節 広報対策

### ■ 活動の基本方針

東海地震に関連する情報や警戒宣言の発令などに応じて、町民等へ正確な情報を迅速に伝えるとともに、パニックの防止に努めます。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 広報手段の確保	・ 協働推進課
2 広報活動	・ 協働推進課
3 駅周辺等の混乱（パニック）防止	・ 防災安全課

#### 1 広報手段の確保（協働推進課）

協働推進課は、町民等への広報を迅速かつ計画的に行うため、防災行政無線、あんしんメール、ホームページ、災害情報共有システム（L-ALERT）、広報車、その他、必要な広報手段を確保します。また、報道機関による広報も行えるよう、報道機関との連絡をとります。

#### 2 広報活動（協働推進課）

町及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報や警戒宣言の内容、災害が予想される危険箇所及び避難対象地区などについて広報するとともに、町民等が踏まえるべき事項について呼び掛けを行います。広報活動にあたっては、町民や帰宅を急ごうとする人たちの混乱を防止するとともに、外国人をはじめ要配慮者への確実な情報伝達に努めます。

なお、町民等に対する東海地震に関連する情報の広報に際しては、具体的にとるべき行動を併せて示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行うよう努めます。

町民等へ呼び掛ける内容は次のとおりです。

- (1) 冷静な行動をとること。
- (2) 不要な火気の始末をすること。
- (3) 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- (5) 当座の食料品等の持ち出しの準備をすること。
- (6) 自動車による移動を自粛すること。
- (7) 避難対象地区として指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等、安全な場所で行動すること。
- (8) 電話の使用を自粛すること。
- (9) 東海地震に関連する情報
- (10) その他生活関連情報、町民等が必要とする情報

### 3 駅周辺等の混乱（パニック）防止（防災安全課）

駅周辺等における不特定多数の町民等が情報の不足による不安、流言飛語等による混乱（パニック）を防止するため、防災行政無線等により広報を実施します。

## 第4節 施設等の安全対策

### ■ 活動の基本方針

地震が発生した場合に災害を防止又は被害を軽減するため、施設・設備の点検を行うとともに、応急対策活動に備えます。道路、河川等の対策を実施します。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 施設・設備の点検及び確保	・ 関係各課・防災関係機関
2 道路の安全対策	・ 都市整備課・道路管理者
3 河川等の安全対策	・ 地域振興課・都市整備課 ・ 県西土木事務所

#### 1 施設・設備の点検及び確保（関係各課、防災関係機関）

町及び防災関係機関は、地震の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため、それぞれが管理する施設、設備について、次の項目について点検及び確保します。

- (1) 火気使用設備の安全確認
- (2) 自家発電装置、可搬式発電機の点検
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 落下、倒壊の危険性のある備品等の点検
- (5) 応急活動上必要な資機材等の確保
- (6) 無線通信機等の通信手段の確保

#### 2 道路の安全対策（都市整備課、道路管理者）

道路管理者は、東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発令されたときは、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて交通規制等の措置を行います。

道路が工事中の場合には、工事の中断等の措置を行います。

#### 3 河川や農業用水等の安全対策（地域振興課、都市整備課、県西土木事務所）

河川や農業用水等管理者は、東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発令されたときは、直ちに所管河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門等の閉鎖などの措置を行います。

河川や農業用水等が工事中の場合は、工事の中断等の措置を行います。

## 第5節 事前避難対策

### ■ 活動の基本方針

警戒宣言が発令されたときには、速やかに事前避難を行います。事前避難にあたっては、町民の混乱やパニックが起こらないように留意します。

### ■ 内容・担当

活動内容	担当
1 事前避難体制の確立	・ 防災安全課・福祉課・都市整備課
2 事前避難の実施	・ 防災安全課
3 避難所における措置	・ 防災安全課・税務課・会計室 ・ 教育総務課・生涯学習課
4 事前避難体制の確立等	・ 防災安全課・福祉課
5 災害救助法の適用	・ 防災安全課

#### 1 事前避難体制の確立（防災安全課、福祉課、都市整備課）

警戒宣言が発令されたときは、避難対象地域の町民等が円滑、かつ迅速に避難できるよう、避難所、避難経路等の安全を確認するとともに、避難活動に必要な人員、資機材の確保を行います。

避難にあたっては、警戒宣言が発せられたときから地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図ります。

町は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障がい者、子ども、病人等避難行動要支援者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施します。また、外国人、出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応をします。

なお、避難所等での避難生活については、要配慮者の保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において避難生活ができるものとします。

### ■ 事前避難対象地区

警戒宣言発令時に避難指示の対象となる事前避難対象地区は、丘陵地部とします。

東海地震-資料4 避難対象地区一覧表

#### 2 事前避難の実施（防災安全課）

町長は、警戒宣言が発令されたときには、あらかじめ指定した避難対象地区の町民等に対し、避難指示を行います。なお、避難の方法は原則徒歩としますが、避難所まで自力歩行による避難が困難な場合は、地域の実情に応じ、車両による避難も可能とします。

##### （1）事前避難措置の実施者

事前避難措置の実施者は、大震法第26条の規定に基づき、次により避難指示を行います。

ア 町長は、警戒宣言が発令されたときには、直ちに避難対象地区の町民等に対し、避難指示を行います。

イ 警察官は、町長が避難指示等の措置を行ういとまがないとき、又は町長から要請があった場合は、直ちに避難対象地区の町民等に対して立退きを指示することができるものとします。

## (2) 避難指示等の内容

ア 避難を要する理由

イ 避難指示対象地域

ウ 避難先とその場所

エ 避難経路

オ 注意事項

## (3) 避難措置の周知等

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係機関に対して勧告又は指示した旨を連絡するとともに、避難対象地区の町民等に対してその内容の周知を図ります。

ア 避難措置を実施したときは、当該実施者はその内容について避難対象地区の町民等に対して広報媒体や自主防災組織等を通じて周知徹底を図ります。

イ 町長は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、松田警察署と相互に連絡をとります。

ウ 避難指示を受けた町民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ速やかに避難するとともに、避難生活の運営に努めるものとします。町は、避難した町民等が自主防災組織を中心として円滑に避難生活を運営できるよう、必要な支援を行います。

## 3 避難所における措置（防災安全課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課）

### (1) 避難者への措置

町長は、避難所等の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し次の措置をとるよう努めます。

ア 東海地震予知情報の伝達

イ 警戒宣言発令時対策の実施状況の周知

ウ 飲料水、食料、寝具等の供与

エ 施設の秩序維持

オ その他避難生活に必要な措置

### (2) 生活必需物資等の調達・確保

町長は、避難生活に必要な生活必需物資等の調達・確保の方法及びこれに係る体制を整備します。また、避難者に対して避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合は、その旨を明示します。

## 4 事前避難体制の確立等（防災安全課、福祉課）

### (1) 事前避難体制の確立

警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう、事前避難体制の確立に努めます。

ア 避難にあたっては、警戒宣言が発せられたときから地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図ります。

イ 避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障がい者、子ども、病人等要配慮者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施します。また、外国人、出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。

(2) 要配慮者保護のための屋内での避難生活の運営

避難地で運営する避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、子ども、病人等要配慮者の保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとします。

## 5 災害救助法の適用（防災安全課）

事前避難生活の状況に応じ、災害救助法を適用する場合の手続等については、「第2編／第2部／第2章／第16節 災害救助法の適用」に準じて行います。

## 第6節 火災、水害対策

### ■ 活動の基本方針

注意情報等が発表されたときには、地震による火災、水害による被害の防止・軽減を図るため、速やかに事前配備、町民等自身による対策を促進します。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 防火対策	・ 消防団・小田原消防本部
2 水防対策	・ 消防団・小田原消防本部

#### 1 防火対策（消防団、小田原市消防本部）

東海地震注意情報等が発表されたときには、消防団、小田原市消防本部は地震に伴う火災の発生を防止するため次のような措置を講じます。

- (1) 地震に備えての消防部隊の編成強化
- (2) 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- (3) 資機材及び救急資機材の確保
- (4) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (5) 施設、事業所等に対する応急計画実施の指示
- (6) 危険物タンクローリーの対応措置の指示
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 火災発生の防止のための警戒
- (9) その他必要な事項

#### 2 水防対策（消防団、小田原市消防本部）

東海地震注意情報等が発表され、地震に伴う水害の発生が予想されるときには、消防団、小田原市消防本部は地震に伴う水害による被害を軽減するため、次のような措置を講じます。

- (1) 対策要員の確保・配置
- (2) 水防用資機材の点検整備及び応急調達体制の確保
- (3) 東海地震予知情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 警戒巡視等の実施
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) その他必要な措置

## 第7節 警備対策

### ■ 活動の基本方針

東海地震発生に係る町民等の混乱や犯罪が起きないように、社会秩序の維持を図ります。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 警備体制の確立	・ 県警察
2 情報の収集・伝達	・ 県警察
3 広報活動	・ 県警察
4 社会秩序の維持	・ 県警察
5 施設等の点検・整備	・ 県警察

#### 1 警備体制の確立（県警察署）

県警察は、東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受理した場合又は警戒宣言が発せられた場合には、直ちに警察本部に警察本部長を長とする県警戒警備本部を、松田警察署に警察署長を長とする警察署警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立します。

また、警察署警戒警備本部と町地震災害警戒本部との連携体制を強化します。

#### 2 情報の収集・伝達（県警察）

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発令された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、町民等の混乱防止を図るため、次の活動を実施します。

- (1) 町が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力
- (2) 各種情報の収集
- (3) 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

#### 3 広報活動（県警察）

町民等の混乱防止のため、次の事項を重点に広報活動を行います。

- (1) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報
- (2) 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- (3) 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- (4) 犯罪の予防等のために町民がとるべき措置
- (5) 不法事案を防止するための正確な情報
- (6) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

#### 4 社会秩序の維持（県警察）

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は、次の活動により、社会秩序の維持に万全を期します。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- (2) 町民等の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- (3) 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- (4) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- (5) 避難所、警戒区域、重要施設等の警戒
- (6) 自主防犯活動等に対する指導

#### 5 施設等の点検・整備（県警察）

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備え、その機能を保持するため、点検及び整備を実施します。

## 第8節 交通対策

### ■ 活動の基本方針

警戒宣言発令時には、円滑な緊急輸送、避難等のために必要な交通規制を実施するとともに、自動車運転者一人ひとりが、適切な措置を講じるよう努めます。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 交通規制措置	・ 防災安全課・県警察
2 運転者の措置	・ 自動車運転者

#### 1 交通規制措置（防災安全課、県警察）

県警察は、警戒宣言が発令されたときには、交通の混乱や交通事故を防止するとともに、円滑な緊急輸送、町民等の安全な避難を確保するため、交通規制等の交通対策を実施します。

防災安全課は、町民へ警戒宣言発令時の交通規制等の情報を提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請します。

##### (1) 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

県警察は、警戒宣言が発令されたときには、通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するため迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施します。

##### (2) 緊急交通路の確保

県警察は、緊急交通路として指定する想定のある道路（指定想定路）の中から、交通の状況に応じて緊急交通路を確保します。

#### 2 運転者の措置（自動車運転者）

警戒宣言が発令されたときには、自動車運転者は次のような措置を講じます。

##### (1) 走行中の車両

ア 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

ウ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

##### (2) 走行中以外の車両

避難のために車両を使用しないこと。

## 第9節 緊急輸送対策

### ■ 活動の基本方針

災害に備えた人員、物資等の輸送、避難活動を円滑に行うため、緊急輸送道路、車両を確保し、緊急輸送を実施します。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 緊急輸送道路の確保	・ 都市整備課・県警察 ・ 県西土木事務所
2 緊急輸送車両の確保	・ 総務課
3 緊急輸送の実施	・ 関係各課・防災関係機関

#### 1 緊急輸送道路の確保（都市整備課、県警察、県西土木事務所）

都市整備課は、緊急輸送を実施するため、関係機関と協力し、あらかじめ指定した緊急輸送道路の円滑な確保に向け、準備を実施します。

緊急輸送道路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段にも考慮します。

#### 2 緊急輸送車両の確保（総務課）

総務課は、緊急輸送車両の確保のため、標章、証明書の受領を行います。

必要な車両が確保できないときは、県等に対して要請、調達、斡旋を依頼します。

緊急輸送車両は、大震法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- (1) 東海地震に関連する情報の伝達及び避難指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- (4) 施設及び設備の整備並びに点検
- (5) 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持
- (6) 緊急輸送の確保
- (7) 地震が発生した場合の食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
- (8) その他地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置

#### 3 緊急輸送の実施（関係各課、防災関係機関）

町及び防災関係機関等は、警戒宣言が発令されたときには、警戒宣言発令時対策要員、食料、医薬品、防災資機材等の物資などの緊急輸送を実施します。

## 第 10 節 公共輸送対策

### ■ 活動の基本方針

警戒宣言発令時には、鉄道、バスの乗客の安全を第一に、安全確保を行うとともに、町の対策との連携を図ります。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 鉄道の安全対策	・ 鉄道事業者
2 路線バスの安全対策	・ バス事業者

#### 1 鉄道の安全対策（鉄道事業者）

鉄道事業者は、警戒宣言発令前までは、安全に配慮しながら運行を継続します。

警戒宣言発令時には次の方針を原則に対処します。

##### （1）列車運行措置

J R 御殿場線の運行中の列車は、警戒宣言が発令された場合、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車します。

##### （2）旅客に対する対処方針

あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難な滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等の斡旋、市町村が帰宅困難な滞留旅客の保護等のために実施する活動との連携体制等の措置について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難な滞留旅客の保護等のために必要な措置をとります。

#### 2 路線バスの安全対策（バス事業者）

バス運行事業者は、強化地域内においては、警戒宣言発令後の運行を各社地震防災応急計画の定めるところにより中止します。

## 第11節 児童・生徒等の安全対策

### ■ 活動の基本方針

東海地震注意情報発表時には、児童・生徒等の安全を第一に、一人ひとりの状況を確実に把握し、安全確保を行います。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 東海地震注意情報・警戒宣言発表時の対応	・教育総務課・子育て健康課 ・学校等

#### 1 東海地震注意情報・警戒宣言発表時の対応（教育総務課、子育て健康課、学校等）

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合には、強化地域内外を問わず、平常時の活動を維持しつつ、情報等の収集に努めます。東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられたときには、原則として児童・生徒等を保護者へ引き渡すこととします。また、県西教育事務所を通じて県教育委員会へ避難状況等を報告します。

##### (1) 幼稚園、保育園、学校、児童コミュニティクラブ（学童保育）等の対応

ア 校長等は、学校等に警戒本部を設置し、東海地震注意情報等のほか、必要な情報の把握に努め、的確な指揮にあたります。

イ 児童・生徒等については、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時には、園児・児童・生徒等を避難場所に集め、安全な場所で保護者の引き取りがあるまで保護します。

ウ 校長等は、町教育委員会等に避難・誘導等の状況を速やかに報告します。

エ 校長等は、各施設の保安措置をとります。

オ 初期消火及び救護・搬出活動等の防災活動体制をとります。

##### (2) 教職員等の対処、指導基準

ア 東海地震注意情報が発表されたときは、児童・生徒等を教室等に集めます。

イ 児童・生徒等の避難・誘導にあたっては、氏名・人員等を掌握し、的確に指示します。

ウ 学級担任等は、出席簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ避難・誘導等を行います。

エ 障がいのある児童・生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織をつくるなど十分配慮します。

オ 児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行います。

カ 留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

キ 児童・生徒等の安全を確保した後、本部の指示により防災活動にあたります。

(3) 登下校時、登降園、在宅時の対応

ア 登下校・登降園時に東海地震注意情報が発表されたときは、安全な場所で保護者の引き取りがあるまで保護します。

イ 交通機関の利用時には、関係機関の責任者の指示にしたがうよう指導します。

ウ 在宅時に東海地震注意情報が発表されたときは、登校せず、家族とともに行動するよう指導します。

## 第12節 医療機関・福祉施設対策

### ■ 活動の基本方針

警戒宣言発令時には、医療機関、社会福祉施設等における要配慮者の安全確保に万全を期します。医療機関においては、発災後の医療救護活動に向けた体制を併せて整えます。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 医療機関の対策	・ 子育て健康課・医療機関
2 社会福祉施設等の対策	・ 福祉課・各施設管理者

#### 1 医療機関の対策（子育て健康課、医療機関）

警戒宣言発令時には、医療機関は速やかに対策を実施し、被害発生の防止と医療機能の維持を図ります。

##### （1）警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたとき、医師等の職員及び外来・入院患者等に対し、周知徹底を図ります。

##### （2）防災体制の確立

ア 医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下・移動の防止及び出火防止対策を実施します。

イ 発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保を行います。

ウ 医師をはじめとした職員について、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図ります。

エ 患者等の保護等のため、施設の安全性等を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引き渡しを実施します。

##### （3）医療等の対応

ア 医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じます。

イ 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じるとともに、手術予定については緊急の場合を除き延期します。

ウ 地域医療の確保のため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については診療を継続できるものとします。

##### （4）医療救護体制の確立

医療機関は、発災時に迅速な医療救護活動を行うことができるよう、「第2部／第2章／第4節 医療・救護活動」に基づき、医療救護班の編成を準備します。

## 2 社会福祉施設等の対策（福祉課、各施設管理者）

社会福祉施設等は、警戒宣言が発令されたとき、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため、次の措置をとります。

### （1）防災体制の確立

- ア 警戒宣言が発せられたことについて、職員、利用者等への周知徹底
- イ 施設・設備の点検
- ウ 落下物等の防止措置
- エ 食料、飲料水等の確保
- オ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

### （2）利用者の安全確保

入所者等の保護のため、施設の安全性を考慮し、他の社会福祉施設等への移送あるいは保護者への引き渡しを実施します。

## 第13節 不特定多数が出入りする施設の対策

### ■ 活動の基本方針

警戒宣言発令時には、小売店や不特定多数の人が利用する施設等において、利用者の安全確保を図ります。また、発災後の食料等の供給に備え、安全を確保しながら必要物資の確保を図ります。

### ■ 内容・担当

活動内容	担当
1 小売店等の対策	・ 地域振興課・各店舗
2 施設管理者の措置	・ 各施設管理者

#### 1 小売店等の対策（地域振興課、各店舗）

警戒宣言発令時における、スーパーマーケット及び小売店等における営業状況は、おおむね次のとおりとします。

なお、食料品及び日用雑貨等の生活必需品を取り扱う小規模小売店舗については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるため、できるだけ営業の継続に努めます。

また、町は、小規模小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な対策を講じるよう努めます。

##### (1) スーパーマーケット

施設の耐震性、従業員の確保状況により、個々の店舗ごとに営業の継続、閉店を判断しますが、原則として、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には、営業を継続できるものとします。

##### (2) 小規模小売店

避難対象地区以外に立地する、食料品等を取り扱う小規模小売店で、生活型商店に属するものは、できるだけ営業を継続するよう努めます。

#### 2 施設管理者の措置（施設管理者）

不特定多数が出入りする施設の管理者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに次の措置を講じます。

##### (1) 情報の収集

##### (2) 利用者等への情報伝達

##### (3) 避難経路等の確保

- ・ 非常出口、避難方向の指示
- ・ 利用者の整理、誘導
- ・ 避難場所及び経路の指示

##### (4) 施設の点検・安全措置

- ・ 火気使用器具の使用停止
- ・ ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認

- ・ポンペ、燃料タンクの固定確認
- ・消防用設備等の点検、作動確認
- ・受水槽の確認、給水
- ・看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置
- ・非常持出品の準備
- ・その他必要な措置

## 第14節 ライフライン施設の対策

### ■ 活動の基本方針

地震が発生したときにも、水道、通信、電力、ガスなどのライフラインが途絶えることがないよう、警戒宣言発令時等にはあらかじめ必要な対策を講じるとともに、町民等自身が講ずべきこと、注意すべきことを広報します。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 上水道施設対策	・生活環境課
2 下水道施設対策	・生活環境課
3 電話（通信）対策	・電気通信事業者
4 電力施設対策	・電気事業者
5 ガス施設対策	・ガス事業者 ・（公社）神奈川県LPガス協会足柄支部 ・LPガス販売事業者

#### 1 上水道施設対策（生活環境課）

生活環境課は、東海地震注意情報等が発表されたとき、上水道施設の点検、貯水量の増加、給水の確保・継続、応急復旧のための職員の配備、資機材の点検・確保を図るとともに、町民等に対して飲料水の確保を図るよう広報します。

#### 2 下水道施設対策（生活環境課）

生活環境課は、東海地震注意情報等が発表されたとき、下水道施設の点検、応急復旧のための職員の配備、資機材の点検・確保を図ります。

#### 3 電話（通信）対策（電気通信事業者）

東日本電信電話（株）等、電気通信事業者は、警戒宣言が発令されたとき、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）のそ通確保、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言前から実施します。

#### 4 電力施設対策（電気事業者）

東京電力パワーグリッド（株）は、警戒宣言が発令されたときにおいても、その供給の継続を確保するため、地震災害警戒本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施します。

## 5 ガス施設対策（ガス事業者、（公社）神奈川県LPガス協会足柄支部、LPガス販売事業者）

小田原ガス（株）は、警戒宣言が発令されたときにおいても、ガスの供給を継続しますが、発災後に備えて要員、資機材の確保、施設の予防措置など応急措置を実施します。

小田原ガス（株）及び（公社）神奈川県LPガス協会足柄支部、LPガス販売事業者は、町民等への注意事項を、テレビ、ラジオ、広報車等により広報します。

東京ガス（株）は、警戒宣言が発せられた場合、ガス工作物等の巡視・点検及び検査、工事等の中断、資機材等の確保及び整備、安全広報を実施します。

## 第 15 節 金融機関の措置

### ■ 活動の基本方針

警戒宣言発令時にも、できるだけ町民の生活に支障を来さないよう、状況に応じた措置を講じます。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 民間金融機関の措置	・ 金融機関
2 郵便局の措置	・ 郵便局

#### 1 民間金融機関の措置（金融機関）

##### （1）警戒宣言が発令された場合の措置

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む。）の払い戻しを除く全ての業務を停止します。なお、普通預金の払い戻しについても、来店中の顧客の払い戻しが終了次第停止します。

ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内でキャッシュサービス等（現金自動支払機等を含む。）の営業を継続するよう努めます。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行いません。ただし、この場合でも、関係機関と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動支払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講じます。

##### （2）営業停止等の取引者への周知

それぞれの金融機関があらかじめ定めた方法により、営業停止等について取引者へ周知します。

#### 2 郵便局の措置（郵便局）

警戒宣言が発令されたときは、郵便局における業務の取扱いを停止します。ただし、町民等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内で郵便貯金の払い戻しの窓口取扱等を行います。また、郵便貯金自動支払機等については、可能な限り取扱いを行います。

なお、警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後については、速やかに営業を再開します。

## 第16節 事業所等の措置

### ■ 活動の基本方針

警戒宣言が発令されたときには、各事業所等において被害を防止、軽減するための措置を講じ、落ち着いて行動するように努めます。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 事業所の対応	・ 事業所
2 従業員の帰宅措置	・ 事業所

#### 1 事業所の対応（事業所）

警戒宣言が発令されたときには、事業所等は次のような措置を講じます。

- (1) 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し、又は軽減するための体制を確立します。
- (2) テレビ、ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達します。
- (3) 地震防災応急計画又は消防計画等に定められた分担にしたがって、地震災害を防止し、又は軽減するため、次の措置を講じます。
  - ・ 火気使用設備等、地震発生により出火原因になるものについては、原則として使用を中止します。
  - ・ 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検します。
  - ・ 薬品類、危険物などの流出、漏洩防止を行います。
  - ・ 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒、落下防止を行います。
- (4) 火気使用店舗は、原則として営業を自粛します。
- (5) 食料、飲料水、医薬品等を確保します。
- (6) その他必要と思われる措置を講じます。

#### 2 従業員の帰宅措置（事業所）

事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発令された時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認した上、時差退社をさせます。

ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用はしないものとします。また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、強化地域内では原則として鉄道の運行が中止されるため、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者については、それぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

## 第17節 救援対策

### ■ 活動の基本方針

警戒宣言が発令されたときには、食料や飲料水、生活必需品の確保を図るとともに、物資の売り惜しみや買い占め等を防止するための指導等を行います。

### ■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 食料の確保	・ 地域振興課
2 飲料水の確保	・ 生活環境課
3 生活必需物資の確保	・ 地域振興課
4 物価高騰の防止等	・ 地域振興課

#### 1 食料の確保（地域振興課）

東海地震注意情報が発令されたとき、地域振興課は、地震災害の発生に備えて備蓄物資等の確認、協定等を締結している関係団体と連絡をとり、食料調達体制を確認するとともに、食料の保有数量等の把握及び応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図ります。

#### 2 飲料水の確保（生活環境課）

東海地震注意情報が発表されたとき、生活環境課は、飲料水確保のための緊急貯水を行うとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を確保します。

警戒宣言が発令されたときは、生活環境課は、町民に対し、飲料水確保のための緊急貯水を呼び掛けます。

#### 3 生活必需物資の確保（地域振興課）

警戒宣言が発令されたとき、地域振興課は、地震災害の発生に備えて備蓄物を確認するとともに、協定等を締結している関係業者、団体等と連絡をとり、生活物資の調達体制を整えます。

また、物資保有数を把握して物資供給のための要員及び運搬手段等を確保します。

#### 4 物価高騰の防止等（地域振興課）

地域振興課は、警戒宣言が発令されたときに、食料及び生活必需品などの売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して必要な要請、指導等を行います。

また、町民が落ち着いた消費行動がとれるよう生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

大井町地域防災計画  
〈資料・様式編〉

令和5年3月

発行：大井町防災会議

編集：大井町防災安全課

〒258-8501

神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

TEL：0465-83-1311（代表）